

平成24年第1回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	3月 8日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	開 会 提案理由説明 質 疑 討 論 表 決
2	3月 9日	金	休 会	村内一円	午前9時30分	現地調査
3	3月10日	土	休 日			
4	3月11日	日	休 日			
5	3月12日	月	休 会	農村環境改善 センター	午前10時	議案検討
6	3月13日	火	休 会	農村環境改善 センター	午前10時	議案検討
7	3月14日	水	休 会	農村環境改善 センター	午前10時	議案検討
8	3月15日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	一般質問
9	3月16日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	質 疑 討 論 表 決 閉 会

第 1 号

3 月 8 日 (木)

平成24年第1回山江村議会3月定例会（第1号）

平成24年3月8日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 追加日程第1 緊急質問 平成23年度山江村行政改革推進委員会会議開催の件
- 日程第 3 議案第 1号 平成23年度山江村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 4 議案第 2号 平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第3号）
- 日程第 5 議案第 3号 平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算
（第3号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算
（第3号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予
算（第4号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予
算（第2号）
- 日程第 9 報告第 1号 委員会報告（住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳
情書）
- 日程第10 報告第 2号 議会活動調査検討特別委員会委員長報告
- 日程第11 発議第 1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付
すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第12 発議第 2号 山江村議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 山江村こんには赤ちゃん祝金の支給に関する条例の制
定について
- 日程第14 議案第 8号 山江村地域材活用促進支援に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 山江村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 日程第18 議案第12号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第14号 山江村在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第15号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第16号 山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第17号 山江村教職員住宅管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第24 議案第18号 村道路線の廃止について
- 日程第25 議案第19号 村道路線の認定について
- 日程第26 議案第20号 平成24年度山江村一般会計予算
- 日程第27 議案第21号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第28 議案第22号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第29 議案第23号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第30 議案第24号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第31 議案第25号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第32 議案第26号 平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第33 議案第27号 平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算
- 日程第34 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西 孝 恒 君 | 2番 谷 口 予志之 君 |
| 3番 中 竹 耕一郎 君 | 4番 岩 山 正 義 君 |
| 5番 田 原 龍太郎 君 | 6番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7番 原 先 利 且 君 | 8番 松 本 佳 久 君 |
| 9番 山 本 義 隆 君 | 10番 欠 員 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	横 谷 巡 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	高 田 良 介 君	税 務 課 長	木 下 久 人 君
産 業 情 報 課 長	豊 永 知 満 君	健 康 福 祉 課 長	山 口 美 敏 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	中 山 久 男 君
会 計 管 理 者	福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	土 屋 一 喜 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

平成24年第1回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれては、大変お忙しい中に出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

12月16日の定例議会以降の議会に関する諸般の報告をもって、あいさつに代えさせていただきます。なお、諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。

主なものにつきまして、ご報告を申し上げます。

まず最初に、先ほど黙祷していただきました故田口清隆様に対して、ひと言哀悼の誠を捧げたいと思います。

故田口清隆様は、昭和58年に初めて山江村議会議員に当選されてから、7期25年の長きにわたって、山江村議会議員として山江村の発展に尽くしていただきました。この間、山江村議会経済委員、建設委員会副委員長、総務委員会委員長、議会運営委員、山江村監査委員、人吉球磨広域行政組合議会議員などを歴任され、今期は、昨年12月まで山江村議会議長を務めていただいております。

議会活動にあたっては、議員間の話し合いを特に大切にされ、難問解決のために常に見事なリーダーシップを発揮され、我々を指導してくださいました。

昨年11月、体の不調を訴えられ闘病生活に入られた田口様が、12月末には元気に退院され、私たちも喜んだのですが、1月20日の全員協議会において活発な提案をいただいたのが、今にして思えば、ある意味最後の遺言のような議会活動だったのかと、残念に思えてくるところでもあります。

こんなにも早く亡くられることは誠に残念ではありますが、今ここに皆さん方とともに故田口清隆様のご冥福をひたすらお祈りしたいと思います。

12月定例議会以降の議会の活動について、少し報告をいたします。1月20日には全員協議会を開きました。これには先ほど申したとおり、故田口清隆様もおいでいただいて、みんなで検討したところでもあります。このときに、委員会構成等についても少し変更がっておりますので、報告を申し上げます。

まず議会運営委員が1名欠員となっておりますので、新しい議会運営委員に岩山正義君を選出していただきました。その後、議会運営委員の互選により、委員長

に岩山正義君、副委員長に田原龍太郎君を決定していただきました。ほかの議会運営委員のメンバーは、原先利且君と秋丸安弘君であります。

次に、議会活動調査検討特別委員会の委員長、副委員長を選出していただきました。議会活動調査検討特別委員会の委員長には、山本義隆君、副委員長には原先利且君を選出していただいております。

以上、委員会構成の変更についての報告です。

次に、2月14日には、熊本県町村議会新議員研修会が熊本市であっております。新議員の4名の方、研修に行ってもらっております。

2月16日から17日は、議会常任委員会合同研修が、大分県豊後高田市に研修に行きました。豊後高田市は、ボンネットバスなどを使った昭和のまちづくりで一生懸命に取り組んでいるところではありますが、それとともに、「昭和の町は教育のまち」という標語のもと、学びの21世紀塾として教育活動にとっても熱心に取り組んでおられるところです。

いろいろな活動をされておりますが、数年前までは、大分県下でも平均点が低い教育状況だったそうですが、ここ6年間は大分県でもトップの成績をとっておられるそうであります。そのようなことを学んで帰ってまいりました。

次いで、2月25日には、球磨郡町村議会議員研修会が人吉市で開かれました。全員出席しまして、共同通信社特別編集委員の西川孝純先生の講演を聞いてきたところでございます。

2月29日には、議会運営委員会を開き、3月定例議会の日程等に関する決定をしてもらっております。

3月5日には、熊本市において、TPP協定に関する情報連絡会というものがあり、これに私と秋丸経済建設委員長と参加しております。会場からの質問もたくさん出ましたが、特に農業・林業関係から、TPPに参加したあとの問題について多くの質問が出ておりました。国の政策について、内閣官房から熊本までおいでいただき説明していただくことには、一定の効果があつたと思いますが、今後、私たちも引き続きTPP問題、太平洋地域経済連携協定のことについては、勉強していく必要があると思います。

さて、次の日曜日3月11日に開催される東日本大震災一周年追悼式について、総理大臣談話があっておりますので報告いたします。

内閣総理大臣の談話。国民の皆様へ、政府は、来る3月11日、午前2時30分から、東日本大震災一周年追悼式を国立劇場において執り行います。東日本大震災の発生から1年が経とうとしています。東日本大震災は、被災地域が広範に及び、極めて多くの尊い命を奪うとともに、国民生活に多大な影響を及ぼした未曾有の大

災害でした。この突然の地震と、その直後の津波等で亡くなられた方々の無念の思いと、最愛の家族を失われたご遺族の皆様の深い悲しみに思いをいたしますと、誠に痛恨のきわみであり、哀惜の念にたえません。

ここに、震災により犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を表すべく、追悼式の当日の午後2時46分を期して、式場において1分間の黙祷を捧げ、心からご冥福をお祈りすることとしております。国民の皆様におかれましても、これにあわせて、それぞれの場所において、心から黙祷を捧げられますようよろしくお願い申し上げます。

平成24年2月24日、内閣総理大臣、野田佳彦。ということですので、それぞれの場所で黙祷をお願いしたいと思います。

最後に、本日3月8日は、熊本県知事選挙の告示日です。3月25日の投票日には、村民の皆様、ぜひ投票に参加してくださいませようをお願いいたします。また、明日からは、役場において期日前の投票も可能です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

それでは、村長より行政報告の申し出がっておりますので、行政報告をお願いいたします。村長。

○村長（横谷 巡君） 皆様おはようございます。

まずもって、2月20日、ご逝去なされました前村議会議長、故田口清隆様の長年の議会活動と地方自治発展のためのご尽力、ご功績に対しまして、衷心より敬意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

本日、平成24年第1回山江村議会3月定例会の招集をさせていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中、ご出席を賜り、ここに開会できますことを厚くお礼申し上げます。

議長には発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず諸般の報告をさせていただきます。

平成23年12月18日、球磨一周熊日駅伝大会、26チーム出まして、本村チームはAチームが10位、Bチームが18位でございました。

12月22日、広域行政組合議会定例会。

12月28日から30日、消防団によります年末警戒にあたっております。

明けまして、平成24年1月1日、山田大王神社元旦祭。

1月4日、仕事始め式、成人式を歴史民俗資料館で挙げています。

1月6日、消防出初め式、万江小学校グラウンド、規律勇壮な出初め式でございます。

ました。

1月7日、新春の集い、商工会、森林組合、JA主催によります新春の集い、ほたるで行われております。

1月8日、交通安全祈願祭、山田大王神社、村民の皆様の1年の交通安全を祈願したところであります。

1月10日、広域行政組合理事会、定例町村長会議。

1月11日、小規模多機能型居宅介護施設の起工式、黎明館で行っております。議員の皆様方もご出席をいただき、本年の5月にオープンの予定であります。

1月14日、元県議、松村昭氏の叙勲祝賀会、平安閣で行われております。長年の県議としてのご尽力、ご功績に対しまして、皆さんからお祝いを申し上げます。

1月15日、第40回新春駅伝大会、節目の第40回の大会でございましたが、第1区が優勝いたしまして、3連覇を達成しております。

1月16日、山江村森林組合安全祈願祭、青井神社。

1月19日、川辺川土地改良事業組合、正・副組合長会議。これは相良村土地改良区からの回答に伴う対策会議を行ったところであります。

1月27日、山江中学3年生とフリートークを行いました。約2時間行いました。中学生ならではの村への思い、考え、提案・要望を行っていただきました。

1月28日、国会議員、県議会議員、町村議長、市町村長の意見交換会が人吉で行われております。

1月29日、熊日郡市対抗女子駅伝大会、山江中の新山舞選手が1区でスタートして、見事な力走をしております。

2月3日、川辺川土地改良事業組合全員協議会、川辺川事務所。同じく3日、山江村商工会、地域問題懇談会がほたるで行われております。地域おこしについて、いろんな角度から提案、要望をいただきました。

2月11日、人吉市政施行70周年記念式典、カルチャーパレスにおきまして、盛大に開催をされております。

2月12日郡市対抗熊日男子駅伝大会、山江中の吉田大選手が走ってくれて、いい走りを見せ、球磨郡は準優勝を飾っております。

2月13日、城南ブロック消防広域による、広域にかかる協議会が人吉市で行われております。

2月14日、広域行政組合理事会、定例町村長会議、球磨川鉄道取締役会、人吉球磨地域戦略総合特区協議会が振興局で行われております。

2月15日第5期の介護保険策定委員会、24年から26年までが第5期でござ

います。この策定委員会を開催しています。

2月16日、熊本県後期高齢者広域連合の議会定例会が、自治会館で開会されました。

2月17日、人吉下球磨消防組合管理者会議、このときには、デジタル無線の事業について協議をいたしたところであります。

2月19日から20日、関東丸岡会、東京都で開催いたしました。80名ほどの本村出身の方が集まり、「故郷は遠きにありて思うもの」、非常に昔の思い出とか話とか近況とか、思い出話に花を咲かせていただきました。あわせて物産等も購入をお願いしたところがございます。

2月21日、川辺川土地改良事業組合議会の定例会が開会されております。

2月22日、前議会議長、故田口清隆様の葬儀が行われております。同じく22日、つつじ祭り、夏祭りの実行委員会を開催いたしました。

このときの主な議題は、夏まつり花火大会が、一昨年のお蹄疫で中止、昨年は、商工会青年部を中心にスポンサーを募りましたが、ご承知のように、昨今の経済状況からなかなかスポンサーが集まらないということから、昨年は中止しております。24年をどうするかということで、関係者集まっていたいて協議をいたしました。いろんなさまざまなシビアな意見もあるし、開催に向けての意見もありました中で、商工会青年部から、商工会としてのこの花火大会を開催したいきさつ等は、商工会として役割があると。青年部として、ここで地域おこしに協力をしないと存在感がないと。ぜひ開催をしたいと。大口のスポンサーから小口のスポンサーを広げて募金を集めて開会したいから、お願いしたいと。ひいては、商工会青年部長でスポンサーを募ってもなかなか寄附が集まらないから、できれば村長が実行委員会の委員長に就任して、はまってもらえれば自分たちも頑張るからという、強力な要請がありました。これほど商工会青年部からの申し入れがありますと、このことを目をつぶることはできない。私も「わかりました」と。みんなで力を合わせて、今年は花火大会、夏祭りを盛大にやろうではないかと。このように経済が疲弊しているときこそ力を合わせましょうということで、満場一致で、8月11日に開催することが決まりましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

2月24日、川辺川土地改良区の理事会、同じく24日、人吉下球磨消防組合の議会定例会が開会されております。

2月25日、多良木小学校総合落成式、木の香りが漂う立派な校舎ができておりました。

2月26日、故・詰恒雄球磨村長の村葬が球磨中学校で行われております。1,200人に及ぶ会葬者、いかに・詰村長が、多くの方々に慕われていたのか。自治

発展のための功績がいかほどだったのかというのを、忍ばせてくれました村葬でございました。

2月28日、議会全員協議会、終わりましたあと郡議会議員の研修会、このことにつきましては、先ほど議長が申し上げましたとおりでございまして、共同通信社の西川先生、政局の行方、衆議院解散はあるかなど、興味津々の講演をいただきました。

2月29日に議会運営委員会を開催されております。

3月1日、広域行政組合議会の定例会が、カルチャーパレスで開会されております。

3月2日、行政改革推進委員会を開催しております。

3月4日、山江福祉まつり、山江村体育館で開催をしております。防火ボランティア活動についての講演をいただいたところであります。同じく4日、防火パレード出発式、春の火災予防週間を迎え、火災が多く発生する時期になりましたので、消防団の皆様によります村民への防火の啓発を行っていただいたところであります。

3月5日、定例町村長会議。

3月6日、国民健康保険事業の運営委員会を開催をいたしております。

以上が諸般の報告であります。

次に、村を取り巻く施策の状況について3点申し上げます。

1点目は、川辺川利水事業についてであります。従来の農水省新案である既設の導水路を利用し、川辺川から農地に配水する案が、相良村土地改良区の一部農家の水利権同意が得られず、この案は事実上不可能と認識をしたところであります。そのため、代替案を探るため、6市町村の正副組合長会議を開催し、これまでどおり国営での事業実施に向けて一致結束し、代替案づくりでは、国や県、市町村を交えた行政連絡会議を設置し、今年の夏の平成25年度政府予算概算要求を見据えて検討していくことを申し合わせたところであります。

なお、既設導水路案による事業の推進が事実上不可能となった経過について、農家組合員の皆様への説明会を、3月中に開催することとしております。

2点目は、旧山江ごみ処理場の解体工事であります。昭和52年建設以来25年間操業し、人吉市の赤池クリーンプラザ移転後も9年間放置されてきました。今日までご協力いただきました地元の皆様の感情を深く受け止め、一刻も早い解体と跡地の環境整備の実現に向けて、全力で取り組んでまいりましたが、お陰さまで建物施設の洗浄作業等が早く済み、解体工事は順調に進捗、3月末までには完了する見込みであります。

なお、解体後の跡地の環境整備についてであります。地元の対策委員会から出されました要望、案件について協議を進めてまいりました結果、関係者各位のご理解とご協力により合意に至り、3月29日に環境整備にかかる協定書の締結をする運びとなりました。この協定書に基づき、着実に環境整備を進め、平成24年度中には、完全に旧山江村ごみ処理場の解体、環境整備事業がすべて終了、解決することとなります。長年にわたりご迷惑をおかけしてまいりました地元の皆様には、心から感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

3点目は、高齢化社会を迎えた山江型介護予防拠点整備事業の推進であります。これは、県の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を受け、全額補助金にて全行政区に、地域に応じた公民館整備と介護予防事業の展開を図っていくものであります。改修工事にかかる経費、1区当たり200万円を上限、区長さんを中心に、地域の実情、要望に応じ、玄関の段差解消、スロープ、手すりの設置、トイレの洋式化、調理場の改修などを行い、介護予防事業や食生活改善、茶話会、栄養健康教室、講演会などを実施し、地域住民の拠り所として、健康と生きがい活動の実践場所として利用を図っていくものであります。

地域のひとり暮らし高齢者など、弱者の安否を確認する地域見守りネットワークの村内全区への構築も完了し、災害時など緊急なときの弱者の避難場所として、山江老健施設と協力締結、ポータブルトイレ、紙おむつ、車いす、簡易ベッドなど、要介護者に必要な備蓄倉庫も備え、準備をしているところであります。

また、村民の健康予防対策への体制づくりと食生活改善など、生活習慣病対策の推進、健康診断、ドックなどの受診率の向上に努め、医食同源の基本から、村民の健康維持と医療費対策に努めてまいります。

それから、黎明館を小規模多機能型居宅介護施設に改修していますが、外山病院の社会福祉法人寿栄会による運営でありまして、利用登録者数25人、日中ケア、通い、夜間ケア、泊まりの施設で、本年5月にはオープン予定であります。このように官民双方からソフト・ハードの福祉の点整備を行い、福祉の拠点を結ぶ線から面に広げていきたいと考えています。

引き続き、平成24年度の施政方針について申し述べさせていただきます。

昨年3月の東日本大震災と、そして、それに伴う原発事故や電力供給の制限、さらには、日本企業の集積するアジア大国での洪水、EUの金融不安などにより、その後ようやく緩やかに上向きつつあった我が国経済も、新しい年が明けても強い停滞感が漂っています。

こうした中で政府は、平成24年度予算は、日本再生重点化措置として、国民一人一人が希望を持って前に進める社会を実現するとして、90兆3,339億円の

一般会計予算のほか、東日本大震災復興経費については、3兆7,754億円の特別会計予算を編成するとともに、円高とデフレの回避など、経費の下ぶれを防ぐため万全を尽くすとしております。

特に、地方交付税につきましては、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、前年度に比較して増額確保されましたが、臨時財政対策債については、一般財源総額を確保する中で、マイナスに転じております。また、子どものための手当に関連した地方増収分の取り扱いや、国庫補助金の一括交付金や税と社会保障の一体改革など、地方の財源に影響を与える諸課題は決しておらず、不安定要素が顕在化しております。

このような国の動向を注視しながら、当山江村では、現状の課題や将来の備えのための財政基盤を整えるとともに、より効率の高い行財政運営を進めながら、先の読めない景気動向と財政指標の悪化に危機感を強め、経費の削減、普通建設事業や村債発行の抑制、組織機構を含めた制度全体の改革に努め、着実な財政健全化により一層取り組んでいくことが肝要だと考えています。

まだまだ先行き不透明感の強いもとの、引き続き堅実な財政基盤の構築に努めながら、各種施策を点検し、村民サービスをより充実させ、安心・安全な暮らしを目指して、一つ、安心な暮らし、一つ、活力の創造、一つ、未来への希望のこの三つの重点テーマにより、村の将来像「緑と水があふれる心豊かなくりの里」、このことをスピード感を持って実行していくことを、村政方針の基本に据えております。

この主要施策にかかる三つの重点テーマについて申し上げます。

まず、安心な暮らしであります。これは、安心・安全で健やかに暮らせる、住環境や福祉基盤への取り組みであります。村民皆様の暮らしの足元を見据え、子育てや子どもの教育環境、お年寄りや体の弱い方などの生きがいや健康づくり、そして、道路管理、防災対策、交通安全施設などに目を配り、誰もが安心して住みなれた地域で暮らせる環境づくりの充実と実現を図ることです。

24年度の新しい主な施策につきましては、村民の健康増進、予防医療、予防介護など、各種予防対策事業へ積極的に取り組みと展開を図ることとしています。それから、在宅介護手当、現在の5,000円から1万円に増額、不妊に悩まれているご夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療の助成、上限45万円を計上をしております。それから、生活道路の維持管理等の補修徹底、下払西川内線や水無線、鳥屋線などの維持管理補修であります。

また、各村道その他施設の流末排水対策、それから、北永シ切団地の払い下げ計画に伴いますところの、家屋及び上下水道の切り離し部分の設計委託料350万円を計上いたしております。

それから、村内全地区に外灯をつけておりますが、環境に配慮し、発光ダイオード（LED）の工事を今後3年間にかけて、全部取り替えるようにしています。これは、消費電力が少なく寿命も長くて、維持管理に非常に経費的に安上がりをするということから、今後この発光ダイオードに替えていく方針をつくっています。

それから、二つ目に、活力の創造であります。村民の活発なる地域づくり、コミュニティ活動や快適な住環境を確保するための基盤整備の充実を図り、立地のよさ、心地のよさをいつも感じられるような村づくりの気運を高めるとともに、主幹産業である農林業等の振興、特に特産くりの再生、新しい農産物の開発にかかる営農指導、林業の振興に伴う雇用を含めた循環型環境と共生した山づくり、建設業と地場産業の育成と活性化など、厳しい環境の中での地域資源を生かした想像の展開を図ることです。

新しい24年度に取り組みます主な事業についてであります。まず、環境保全型農業の推進を進めてまいります。それから、畜産関係の三種混合注射、保留牛助成の充実を図ります。特産くりへの肥料を今年はやるということで、100万円計上しております。非常に今年はくりの収量が少なかったということから、根本的に肥料をやり、樹勢をつけないと収量が望めないということから、くりの苗木補助とあわせ、今年には肥料を助成いたします。

それから、山江で採れました特産品等を都市で売り込むための特産品等出店事業助成金、1団体当たり上限30万円を助成してまいります。それから、農業施設、林道施設の整備工事、蓑原地区の農道、谷ノ口の農地護岸工事、永田井堰の改修工事に伴う設計委託、屋形林道の排水改良等を計画しています。

それから、木材振興のための地域材活用促進支援事業、家の新・増築と木材を利用した立米数に応じて、上限40万円までを助成してまいります。

それから、村有林、終戦後植栽しました木が、40年から50年生と立派な木ができてまいりました。しかし、なかなか林業価格の低迷で山が放置されている。今年から約5町歩村有林の伐採に入っております。これは、雇用と山を伐採することによる働き場、また、その後、植林、育林をすることによって、山で働く人の雇用が出てまいります。そういったことをあわせて、ヒノキ・スギばかりでなくて、植栽するときには広葉樹、ケヤキ・モミジ等の広葉樹を植えて、環境と共生した山づくりに努めてまいりたいと思っています。

伐採放棄地の購入は、昨年度に引き続き1,000万円計上をしております。なお、23年度に皆様方からご承認いただきました山林購入につきましては、72ヘクタール、930万円で購入するように決まっております。これにつきましては、詳しい詳細は、後ほど議会の皆様には報告をしたいと思っています。

それから、道路の新設改良工事等が9件、1億6,000万円計上をしております。

次に、三つ目の未来への希望であります。計画行政の推進、健全財政の堅持を基本姿勢としながら、財産である自然・資源・人を基調に、20年、30年、40年後に、「こんなことをしてくれていてありがとう」と、感謝されるような施策の企画と、時代を担う子どもや先人が守り育ててきたものを引き継ぎ、それを糧として更に発展させ、未来へ夢と希望が持てる社会の実現を図ることです。

この分野における新しい24年度の主要施策事業であります。まず子育て相談体制の充実、縦割り行政から横の連絡で、子育てに悩んでおられるお母さんたちへの相談体制を充実させます。

それから、こんにちは赤ちゃん祝金、少子化の中で、時代を担う子どもの誕生を祝う。子育て環境の充実ということから、1人当たり5万円の支給を計上しております。

それから、公営住宅の建設事業、万江地区へ10戸、1億3,100万円の計上でございます。それから、希薄化している地域が元気になるように。万江地区の地域全体を見たときに、これから先のことを考えたときに、非常に高齢化を迎え、生活暮らしが心配であります。このようなコミュニティ構築を図るために、コミュニティ施設の建設事業3,100万円を計上しております。

それから、小中学校へ校内無線LANの整備工事1,000万円の計上、ICT教育活用導入検討委員会の立ち上げ。必ず情報通信を使った教育が、今後、教育界にも導入が始まります。それに先駆けて研究委員会を立ち上げて、しっかりとした本村の子どものICT利用、活用の教育振興に、子どもたちのために推進を積極的に行ってまいりたいということからの計上です。

それから、学習塾の開校、夏休みに小学校3年生と高学年、体育大会以降、中学3年生に火曜日2時間、国・数・英の3教科、復習と受験対策に取り組んでまいります。やはり、これから先、大都市グローバル化して国際化の中で戦っていくためには、何よりも人材育成、基礎学力が大切であります。先ほど議長から言われましたように、豊後高田、いろんな面でケーブルテレビを使った学習塾とかあるとお聞きしていますので、教育委員会ともども研修をさせていただき、お陰さまで本村の子どもも学力は全国平均に達していますが、更に、更に上回るように、子どもたちのために学習塾の開校を通し、応援をしていきたいと思っています。

それから、本村は海山交流で対馬市と交流協定をしています。ただ、スタートがマグロの解体、ボンネットバスが海を渡るというイベントでございましたから、対馬市の議会等から、交換について疑問の声があがったということから、対馬市から

昨年、課長 2 人みえてから、いろんな問題について、廃止するのか、今後どうするかという意見を交換したところです。

私は、当時の首長が締結したことは重きにあたると。廃止することは簡単であるけれども、1 年間慎重に検討して、継続をする方向で考えていただきたいということで、返答をしております。今後煮詰めが必要でございますが、その中で、海山交流少年の船事業助成金として、100 万円、3 泊 4 日で村内の小中学校を公募し、20 名程度派遣したいと思っております。

対馬市は歴史の町、すぐ韓国がすぐ目の前であります。そして、宗氏という殿様、鹿児島藩の薩摩藩の島津家、九州相良藩の相良家、3 藩の戦国大名がずっと続いてまいりました。そういった歴史がある市とこの人吉球磨、そして、海が豊かな自然、山江村は山が豊かであります。そういった中で、歴史の勉強をすると。元寇が日本に渡来したときに、長崎県の沖に船が沈んでいることも発見されていますし、あのルートを通ってきた歴史もあります。

そういった深い歴史がある市でございますから、本村の山と対馬市の海との交流を子どもから、人的な交流から続けていけば、それから特産品、ひいては観光とか太くつながっていくのではないかと考え、特にうちから子どもたちを派遣するならば、産業祭あたりの出店に対馬市の海産物をいっぱい広げるとか、いろんな拡大する要素がありますから、そのようなことを目指して、より良い協定にちなんだ交流を図ってまいりたいと思っております。

このようなことを踏まえて、住民本位の施策を掲げ、福祉・介護・医療等の社会保障分野の経常経費、農林業振興、公共工事などの投資的経費、時代を担う子育て教育環境の充実を図る経費など、バランスに配慮をし、新年度予算の編成を行ったところであります。

その結果、一般会計予算では、対前年比 6.5% 増の 28 億 5,000 万円、特別会計 7 会計予算では、対前年比 4.45% 減の 13 億 900 万円、一般会計、特別会計を合わせた 8 会計では、対前年比 2.79% 増の 41 億 5,900 万円を計上したものであります。

以上、平成 24 年度の施政方針について申し上げましたが、本村には、解決すべき課題が山積しております。これらの課題を解決し、農山村としての進むべき方向性を見定め、都会などの真似はせず、現場目線、村民目線を基本に、限られた財源の中で身の丈に合った新しい創造へ挑戦していくことが、小さくてもキラリと光り輝く村づくりの実現につながるものだと考えているところでございます。

今議会へ提出いたします議案は、平成 23 年度一般会計補正予算をはじめ各特別会計補正予算 6 件、条例案件 11 件、村道認定、廃止案件 2 件、平成 24 年一般会

計予算をはじめ各特別会計当初予算案案件 8 件の計 27 議案であります。全議案とも慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松本佳久君） これで村長の行政報告、あいさつが終わりました。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。なお、お手元に資料が配付されております。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の議員、3 番議員、中竹耕一郎君より報告をお願いします。中竹耕一郎君。

○3 番（中竹耕一郎君） おはようございます。それでは、平成 24 年第 1 回人吉球磨広域行政組合議会定例会が行われておりますので、詳細について報告を申し上げます。資料につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本村からは、私と秋丸安弘議員がこの議会に出ております。

平成 24 年第 1 回人吉球磨広域行政組合議会定例会、3 月 1 日、午後 2 時からカルチャーパレス第 2 会議室において開会をしております。

会期の決定につきましては、議会運営委員長から 3 月 1 日、開会、本日は提出議案 9 件を一括して説明を受け、平成 23 年度補正予算の 3 議案について質疑・採決を行い、散会をしております。

2 日から 26 日までを休会とし、3 月 27 日に一般質問と残りの条例の一部改正の 2 議案、及び平成 24 年度当初予算関連の 4 議案について質疑・採決を行い、閉会するというような報告がっております。そのように決定をいたしております。

続いて、行政報告があり、理事会代表理事から、12 月の第 4 回定例以降の理事会の開催状況、審議内容について報告がっております。

次に、理事会代表から、提出議案 9 件について一括して説明を受け、本日審議する議案第 3 号から第 5 号までの 3 議案について、執行部の説明を受けております。

決算見込みに対応した 23 年度の補正予算関連であります。議案第 3 号、23 年度人吉球磨広域行政組合一般会計の補正予算、議案第 4 号の平成 23 年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算、議案第 5 号の平成 23 年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホームの特別会計補正予算、以上 3 件を質疑・採決をいたしております。原案どおり可決されております。

なかでも、先ほど村長報告がありましたとおり、山江ごみ処理場の解体工事につきましては、23 年度と 24 年度の 2 カ年継続で行われておりますが、順調に進んでおりまして、事業費がありますが、一定の事業費の中で整備を終わらして、その残ってる分については、地域振興策として一括交付をするというような協定が取り交わされるものと思っております。

なお、議案第1号及び第2号の条例の一部改正の2議案、議案第6号から議案第9号までの平成24年度の当初予算関連の4議案につきましては、3月27日に質疑・採決を行うこととし、24年の第1回定例会は散会をしております。

以上、報告終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の議員、5番議員、田原龍太郎君より報告をお願いします。田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。報告いたします。

平成24年第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、2月24日、2時より人吉下球磨消防組合会議場において開催されました。

議事日程、議案第1号、人吉下球磨消防組合手数料条例の一部改正による条例の制定について。

議案第2号、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第3号、平成23年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について。2億8,675万3,000円追加し、総額、歳入歳出それぞれ11億6,957万4,000円とする。

議案第4号、平成24年度人吉下球磨消防署組合一般会計予算について。総額、歳入歳出それぞれ9億683万7,000円とする。それぞれ原案どおり可決認定しました。

そしてまた、消防広域化の進捗状況についての報告がありまして、第7回城南ブロック消防広域議会協議会が2月13日に開催され、次の項目について確認されましたと報告がありました。

1. 財産及び債務の取り扱いについて。2. 通信システムの統合について。3. 職員の身分の取り扱いについて。4. 市町村消防団との連携のあり方について。

報告、2番目の通信指令システムの統合での消防緊急無線デジタル化整備については、国の消防防災通信施設基盤整備費補助事業としての、先の東日本大震災を教訓として実施されたものです。平成28年度より運用を開始されます。平成24年度はデジタル無線基地の実施設設計が、人吉市・球磨村・五木村の3カ所に中継局が開局されます。予算は約2億7,700万円です。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、川辺川総合土地改良事業組合議会の議員、7番議員、原先利且君より報告をお願いいたします。原先利且君。

○7番（原先利且君） おはようございます。

それでは、平成24年第1回川辺川総合土地改良事業組合議会定例会の報告をい

たします。

平成24年2月21日、午後2時から1日限りで事業所内で開催されました。

日程第4、議案第1号、平成23年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第3号）。歳入歳出それぞれ5,223万3,000円。

日程第5、議案第2号、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計負担金の総額及び負担割合を定めることについて。山江村の負担金は、351万5,199円です。負担割合は18%。

日程第6、議案第3号、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計予算。歳入歳出それぞれ2,131万2,000円であります。

以上で報告終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で、一部事務組合の議会の報告は終わりました。

ただいまから、平成24年第1回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名人の指名を行います。

会議規則第117条の規定によりまして、5番議員、田原龍太郎君、6番議員、秋丸安弘君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る2月29日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

4番議員、岩山正義君。

○議会運営委員長（岩山正義君） おはようございます。では報告いたします。

平成24年第1回山江村議会定例会につきまして、去る2月29日と本日午前9時から、議員控室におきまして、議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日8日から16日までの9日間としております。

本日、開会、提案理由の説明としておりますが、平成23年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算につきましては、先議することとしておりまして、提案理由説明、質疑、討論、表決を行い、その後、残りの議案について提案理由説明を行い、散会することとしております。

9日は休会で、午前9時30分から現地調査を行うことにしております。

10日、11日は休日、12日から14日までの3日間は休会で、議案検討としております。

8日目、15日は一般質問で、終了後、散会としております。なお、4議員から通告がなされておりますが、発言の順序は通告順で、時間については、質問、答弁含めて60分となっております。

9日目、16日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 会議に入ります前に、山江村会議規則第61条の規定に基づきまして、平成23年度山江村行政改革推進委員会会議開催の件について、緊急質問したいと思っておりますので、同意を求めます。

○議長（松本佳久君） ただいま、中竹耕一郎君から、平成23年度山江村行政改革推進委員会会議開催の件について、緊急質問をしたいとして同意を求められました。

したがって、中竹耕一郎君の緊急質問の件を議題として採決します。

中竹耕一郎君の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、中竹耕一郎君の平成23年度山江村行政改革推進委員会会議開催の件について、緊急質問に同意のうえ日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに可決されました。

-----○-----

追加日程第1 緊急質問 平成23年度山江村行政改革推進委員会会議開催の件

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君の質問を許します。なお、質問については、会議規則第54条、質疑の回数3回の規定はお守りください。中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） それでは、議長の許可をいただきましたので、まず、会議日

程に入ります前に、3番議員、中竹が緊急質問を行います。

答弁につきましては、村長もしくは担当課長でも結構です。

さて、まず冒頭申し上げましたけども、事実の確認をしたと思いますが、先般、一週間ほど前になりますが、3月2日、何回目かはわかりませんが、平成23年度の山江村の行政改革推進委員会が開催されたというふうに聞いておりますが、それは事実なのでしょうか。

そして、そのとき何名の委員が出席をされておられたのか。もちろん村長も出席されておられたのかどうかわかりませんが、出席されていたのか。そして、また会議については、どのような議題でされたのか。そこではどういう協議がなされたのか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

ただいま、総務課長のほうから、資料作成のための休憩の申し出がっておりますが、ここで暫時休憩をすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、暫時休憩をいたします。

では、直ちに資料をつくってください。

再開時刻は、15分でいいですかね。11時15分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（松本佳久君） よろしいですか。では、総務課長の資料が準備できたようですので。総務課長。

○総務課長（高田良介君） おはようございます。

ただいまの件でございますが、3月2日、2時30分より開会しております。14名の委員のうち13名出席でございます。

議題としましては、各課の主要事業等々についての今回、議会にお願いします大まかなことを、皆さん方に報告しております。

○議長（松本佳久君） 総務課長、村長も出席もあつたのかと聞かれております。

○総務課長（高田良介君） はい、村長も出席しております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 事実の確認をしたかったわけですが、3月2日、実際そういう会議が行われたということではありますが、私が手元に入手しました資料によりますと、その会議の中で議題とされたことなんですが、条例とかですね、予算、新年

度事業の条例予算等の中身について、金額までこと細かにですね、微に入り細に入り説明をされておったということがですね、これはいかななものかなというふうに考えるわけです。

今まで、議会としては提案されたものについてはですね、真摯に受け止めながら、住民の福祉の向上、幸せづくりのために財政的なことも配慮しながらですね、この議会、合議のうえで決定をしておったわけです。確かに、行政改革委員会の意見を聞くことも大事なこともわかりません。

委員会の皆さんに私、嫌われるかもしれませんが、あえて申し上げますが、この議会につきましてはですね、憲法でも定められておりますように、地方公共団体には、法律の定めによって議事機関として議会を設置するというようなことが、きちっと規定をされております。

また一方、議会と執行部は車の両輪のように例えられまして、自治法上ですね、執行機関に対する市町村の意思決定の機関だろうというふうに私は思います。条例、それから予算など、議決後ですね、速やかに執行部に送付されて、初めてその案件が有効になって、意思として現れていくわけですね。

そういうことを考えますとですね、今回議会の提案前にこういったものが、予算的なこと、金額的なことまで、条例の中身にまでについて出るというのは、ちょっと軽率ではないかなというふうなことを考えます。いわば、どちらかという順序があっちが先だということではありませんが、要するに、そうなりますとですね、議会は必要ない。議会の軽視につながってくるというふうなことも考えるわけです。

今回、その行政改革委員会を開催された意図はどこにあるのか。なぜ今の時期なのかですね、そのへんについて、どうしても開催する必要があったのかどうか、真意を聞かせていただきたいというふうに思います。

このままではですね、今回、上程される条例案、予算案件についてはですね、我々はもう審議できないというふうなことも考えます。そのへんのですね、村長としての真意をぜひお答えをいただきたいと思います。

あまりにも乱暴な進め方ではないかなというふうに思います。できるだけですね、やっぱり決められたルールがあるわけですので、ルールを守ってやっぱりしていくのがですね、行政執行機関と議会だろうというふうに私は思いますが、村長のご見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。行政改革委員会というのは、一個人の判断ではどうかと。やはり、多くの各種農業・林業・商業、各分野の皆さんのご意見を

いただいて、村民の福祉向上、村民の幸せづくりにあたるのが基本であります。どちらかという、今まで一部グループ、一部の人の意見によっていろんな施策が展開され、そのことが、各地区からいろいろご意見を賜っていた関係から、しっかりと皆さんの意見を聞いたうえで、村民目線の村政をすることが私のスタンスであります。

今回、その行革委員会の人が出たことは、おそらく私は、今、中竹議員が言われたことは、十分に承知のうえで、理解したうえで、決して議会の軽視とかなんかする問題じゃありません。全課にわたって課長が説明していますが、決して議会の軽視するような内容じゃなかったと思います。そのことをどのようにある委員さんの方が言われたかというのは、個人の判断でありますから、私たちは、村民に対して、今年、新しい年は、農業の分野については、例えば、環境の農業についてはこうしたいから、私はこう思ってます。皆さんは意見はどうですかと。中身についての金額とかなんかは、議会の皆さんが議決をいただかないとできないことですから、もうそこは十分に承知しています。各課長が、どれほどその内容について説明したかというのは、今から説明させますけれども、決して中竹議員がおっしゃるように、行政改革推進委員会というのは、その名前のおり、やはり大事な大事な財政、行政の見直しをする意見をいただくところですから、意見をいただいたのを尊重しながら、できるものとできないものがありますから、ちゃんとわきまえてそこは判断にあたりと。

ですから、私、今、中竹議員がおっしゃるようなこととは、全く違った意味での行政改革推進委員への会議の要請、そして、新年度予算についての農業・林業・子育て・教育、あるいは、住宅建設などについて、こういった考えを持ってると。忌憚のないご意見をいただきたいということですので、もう少しそこをお聞きになれば、それぞれ課長も出席していますから、決して議会のどうのこうのということはないと思います。

議会の存在感というのはしっかりと押さえないと、議会軽視をしたらとんでもないことです。そういった点わかったうえで、ご意見をいただくという意味での行政改革推進委員会でございますので、もう少し内容についてお聞き願えれば、各課長おりますから答弁させます。

○議長（松本佳久君） 課長の答弁も必要ですか。中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 質問回数は3回という規定はあるわけですが、課長の答弁はいただきたいと思いますが。これは質問ではないですね。はい、じゃあお願いします。

○議長（松本佳久君） 村長の答弁の補足として、課長よりもお願いします。

総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、お答えいたします。総務課関係では、課の行政の見直し、それと一般職の旅費の見直し等々を説明しながら、それと笑顔あふれる交付金づくり等々を、こうこうあるというようなことで説明しております。

それとほかの課につきましては、特に健康福祉課等々につきましては、特別会計の健康保険事業の今までの医療費の問題、金額的なことを説明しながら、そして、今回お願いしておりますこんにちは赤ちゃんは、こうこうするものですよ、というようなことまで説明しているような状況で。それと、産業情報化につきましては、先ほど、村長の話があいさつの中にもありましたように、地域材料活用利用促進、それとか、特産物の出展等々の問題、それから、三種混合の助成金について説明がなされております。

それから、建設課につきましては、一番の目玉でございます住宅建設、それから、万江地区のコミュニティセンターの建設等々を説明しております。

それから、教育委員会におきましては、学習支援の問題、それと校内無線、それから海山交流少年の船の、そして防犯灯のLEDの交換等々について、皆さんに説明しながら意見を賜っているようなことでございました。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 今、村長、それから総務課長から答弁いただきましたが、私が聞いたのはですね、その行政改革委員会が悪いとか、そういうことでは全然ないんですよ。もちろん、村長がおっしゃったようにですね、村民の意見を聞く、村民の目線で意見を聞く、これは大事なことだろうと思います。ただですね、やっぱり、今、総務課長も答えられましたが、議題の中にですね、新しい条例、それから新しい予算、こういったものが数字的にもですね、出ております。ですからですね、やっぱりもしもですね、日の目をみない予算条例、こういったものが早々と説明したけれども、もしも議会で実現できなかったという場合はどうなりますか。住民は不安になりますよ。それは混乱するでしょう。だから、そのへんをですね、これは村長がおっしゃったように行政改革の意見を聞く、これは非常に大事なことなんです、私が言ってるのは順序なんです。それをお答えいただきたかったんです。もう少し慎重にされるべきだというふうに思いますが、再度、村長のその認識とですね、その誠意ある答弁、私が聞いたことに対してお答えをいただきたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） やっぱしですね、議会の中で話し合われたことが漏れる。行革委員会の中でもこのように漏れる。これは昨年度もですね、行革委員会の資料がバ

ア一って出回りました。同じようなことなんですよ。

やはり、こここのところはですね、各委員たるものは、費用弁償もあるし、条例にうたった委員ですから、簡単にこうでしたこうでしたと、本当の真意が伝わらずに、逆の考えで物を言われてされたならば、もうとんでもないことになります。私は、そこが恐れていましたから、昨年もありましたから。決してこのことが、議会の皆さんが見ても正しい判断ができる内容ということは、もう最初からしないという行革委員会ではできませんから、このことだけは慎重にしたつもりですので、真意をわかっていたいただきたいと思います。

ただ、中身についてですね、議会に議決を要する条例案とかなんかについては、さわりの部分ですよ、決めるとかじゃなくて、このような例えば、人口が日本はものすごく、4、50年後は半分になると。こういったときに、時代を担う赤ちゃんがたくさんいないとこれは大ごとになると。そのときに苦勞されているお母さん方の子育てとか、あるいは、少しでも赤ちゃんを持ってくれてありがとうとか、なかなか妊娠せずに子どもができないところには、どうしたらいいのかと、そういったことについてどう思いますか。そうことを考えて、このようなことを私は思っているから、議会にも提案してみたいと思いますが、皆さんの意見をお聞かせください。するせんの別に意見を聞いて、こういったことを考えていますということ、皆様方にはっきりと、今は情報の公開時代ですからお話して、それはおかしいとか、ちょっと待てとか、いいよとかあれば最終的には自分で判断しながら、それこそまたつくり上げて、議会の皆様に提案して採決いただくというふうになります。

ですから、行政改革委員会の皆さん、13人は出席されましたから、来てもらって説明してもいいですけど、決して中竹議員が言われるように、議会とは全く違った村民の目線で、私は話されたと思っています。ですから、どうぞこここのところは、私自身も議会軽視とかなんかはひとつも思いません。親切丁寧に議会の皆様には説明し、協力をいただけないと、この両輪のごとく議会と執行部がうまくいきませんから、そここのところは十分にわかまえているつもりでございます。どうぞ御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中竹君。

○3番（中竹耕一郎君） もう1点、もう1回だけいいですか。質問よろしいですか。もう3回しましたけど。

○議長（松本佳久君） 質問ですか。では、最後の質問をお願いします。

○3番（中竹耕一郎君） どうも説明に私は納得できません。なぜかと言いますと、行政改革委員会にそういう説明をされた。ということではありますが、これはですね、

情報は今、開示するようになってますから、どんどん出していいわけです。行政改革委員の方がですね、こういう資料を回されたということは、悪いことでは全然ないわけです。これはどんどん出してもらっていいわけです。

いうならば、議事録を公開してもらってもいいわけですね。もちろん議場も議会もこういうふうに放送もしますし、状況についてもすべて村民に公表、公開をしているわけですので、今は情報は全部流して公開しているわけですので、これは特に行政改革が流れたから悪いとか、留め置く必要があったとか、そういう認識はちょっとおかしいと思います。

どうも私はですね、資料はちゃんと持ってるんですが、きちっと数字まで書いてあります。例えばですね、費用弁償につきまして、2,000円が1,000円にするとか、それから、補助の枠をどういうふうにするとか。これだけ新しい条例と新しい予算が入ってるわけです。これはですね、ちょっと出しすぎだと思います。あくまでも議会が終わったあとなら構いませんよ。決定して日の目を見た案件ならいいわけですが、まだ今からです。こういうのをですね、出して、これはもらった人が悪いんじゃないくて、出したほうが悪いんですよ。私はそう思います。私は、これは正論だと思いますが。

これは最後ですが、もう1回、納得しませんけどですね、これは誠意ある答弁を求めて終わるわけですが、村長ですね、私が言いましたことを、もう1回どういうふう認識されているのか、一応尋ねをしたいと思います。まだ納得はできませんけども、そのへんを一応もう1回誠意ある、謝罪を含めてというか、そういった誠意ある答弁をぜひお願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。あのですね、これはやっぱり見解の相違なんですよ。その謝罪とかなんかじゃなくて、行政改革委員会、農業委員会とかいろんな各種、国民健康保険委員会とか委員会があります。当然、運営委員会にもその案件に対しては、ちゃんと数字とかなんかを説明して意見を聞くようになっています。

このことは、もう中竹議員も行政におられましたからわかると思いますが、私は、議会の軽視とかなんかじゃなくて、このことについて、やっぱり多くの村民の方に意見を聞きたいと。聞きたいと。その採決とか結果については、やはり、議会の皆さんが良識で決めるわけですから、やはり、その前に内容がないものをポンと出して、それを議会がどうこうすると、またこれはおかしくなると私は思っています。そういったことから、やっぱり出す前に多くの人の意見を聞いて、そこでやっぱり判断をしながら、そして、最終的には議会の皆様が判断をいただくというの

が、この民主主義の基本ではなかろうかなと思っています。

ですから、行革委員会のときには、ケーブルテレビのほうからも来ていただきました。ちゃんと村民に伝えるということが必要ですから、ケーブルテレビにも、内容を全部じゃありませんけれども、このように村の方針について、いろんな財政改革、行政改革について、討論がなされると、協議がなされると、行革委員会の開催についてということで、ケーブルテレビ等も取材をしております。流れると思います。

ですから、決してですね、何度も言いますけれども、議会を超えて説明し、決定を仰いだということはありません。ただ、その案件について、私はこう思っていると。やはり皆様方は、本当にこのことについてどう思っていますかという真意を聞きたい。そうしないと、私の判断でとんでもない誤りもするかもしれません。それをまた議会に出したときに、議会の人はどう思うかというのがありますから、そのところを考えて行政改革委員会という、本当に大切な大切な委員会でありますから、そこに私の考えをお話しし、いろんな厳しい意見とかもありました。良いことばかりじゃありません。そういうことを判断して、最終的には、自分のほうで各課でまとめて、そしてつくり上げて、議会の皆様に提案するという段階をとっております。

よりまして、やはり部分的にはですね、中竹議員がおっしゃったとおりに、十分に私はその点はくみ取り、わかったうえで、行政改革委員会にも内容がどこまで出していいのか、どこまでなら許されるかという判断を持ちながら開催したものの、部分的にですね、やはり度が過ぎたところについては、今後十分に反省しながら運営にあたっていききたいと、開催にあたっていききたいと思います。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 6番、秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） 今の件につきまして、暫時休憩の動議を提出いたします。

○議長（松本佳久君） ただいま、6番、秋丸安弘君より、暫時休憩の動議が提出されておりますが、暫時休憩することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。

議員各位は、控え室にお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時35分

再開 午前11時47分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

お諮りします。再び暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時間を、13時30分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（松本佳久君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ここで村長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○村長（横谷 巡君） 各種委員会、審議会、協議会等の開催に当たって、その資料の提出について、特に議会の議決を要する案件等について、かかるものについてはですね、十分その内容を精査、検討し、資料を提出するということを、総務課長以下、各課長に指導を徹底してまいりたいと思います。

-----○-----

日程第3 議案第1号 平成23年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（松本佳久君） それでは、日程第3、議案第1号、平成23年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第1号、平成23年度山江村一般会計補正予算（第6号）。

平成23年度山江村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,049万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,390万円とする。

2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

す。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入予算補正」歳入、款、項、補正前の額についてご説明を申し上げます。

1 村税、1 村民税 25万4,000円を追加するものでございます。2 固定資産税 327万9,000円の追加でございます。3 軽自動車税 62万2,000円の追加です。4 市町村たばこ税 372万4,000円の追加でございます。5 入湯税 1万5,000円を減額するものでございます。8 地方交付税、1 地方交付税 2,584万1,000円を追加するものでございます。これは特別交付税でございます。10 地方消費税交付金、1 地方消費税交付金 40万7,000円を追加するものでございます。11 分担金及び負担金、1 分担金 6万9,000円を追加するものでございます。12 使用料及び手数料、1 使用料 7万9,000円を減額するものでございますが、各施設の使用料の減額でございます。2 手数料 34万円を減額するものでございますが、戸籍手数料ほかでございます。13 国庫支出金、1 国庫負担金 382万9,000円を追加するものでございますが、公共土木の災害復旧費の負担金の減ほかでございます。それから、2 国庫補助金 3,735万8,000円を減額するものでございますが、土木費の国庫補助金ほかでございます。14 県支出金、2 県補助金 70万3,000円の減額でございます。林業費補助金ほかでございます。3 県委託金 66万9,000円の減額でございます。県会議員の選挙委託金の減額でございます。4 県交付金 84万4,000円を減額するものでございまして、権限事務交付金の減額でございます。15 財産収入、1 財産運用収入 534万8,000円の追加でございますが、各種預金利子でございます。2 財産売払収入 693万5,000円を追加するものでございまして、立木の売り払い、本城地の売り払いほかでございます。

それから、次のページをお願いいたします。

19 諸収入、1 延滞金加算金及び過料 41万9,000円を追加するものでございます。2 村の預金利子 14万1,000円の追加でございます。10 雑入、240万円の追加でございますが、建物共済金の追加でございます。20 村債、1 村債 5,610万円を減額するものでございます。

歳入合計 30億2,439万8,000円から 5,049万8,000円を減額しまして、29億7,390万円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出、款、項、補正額について、ご説明を申し上げます。

1 議会費、議会費 167万5,000円の減額でございます。これにつきましては、新議員の期間率の調整に伴う減額でございます。2 総務費、1 総務管理費 1,

438万5,000円の減額でございますが、特別職の人件費の855万円ほかで
ございます。2徴税費191万2,000円の減額でございます。納税組合に対
します徴税手数料の減額でございます。3戸籍住民登録費490万円を減額するも
のでございますが、住基システムの委託料の減額でございます。4選挙費410万
9,000円を減額しますが、農業委員選挙、県会議員選挙、村会議員選挙の不用
額でございます。3民生費、1社会福祉費269万2,000円を追加するもので
ございまして、社会福祉振興基金利子でございます。2児童福祉費、これは節の組
み替えでございます。4衛生費、1保健衛生費2,513万9,000円を追加する
ものでございまして、国民健康保険会計への繰出金4,300万円余、それから
予防費の1,049万円の減額分でございます。5農林水産業費、1農業費223
万9,000円を減額するものでございますが、農業振興整備費のほかでございま
す。林業費514万1,000円の減額でございます。2道路橋梁費4,302万7,0
00円の減額でございますが、工事請負費、公有林財産購入費の減でございます。
3住宅費2,241万2,000円を減額するものでございまして、工事請負費、公
有林財産購入費の減でございます。8消防費、1消防費80万円の減額ございま
すが、デジタル無線の負担金ほかでございます。

次のページをお願いいたします。9教育費、1教育総務費191万1,000円
を減額するものでございますが、奨学金の繰出金200万円ほかの減額ございま
す。小学校費5万円の減額です。中学校費99万円の減額でございますが、コンピ
ューターリース料102万5,000円ほかでございます。社会教育費89万5,0
00円の減額でございます。保健体育費、これは財源内訳のみの変更でございま
す。10災害復旧費、1公共土木施設災害復旧費33万5,000円の減でござい
ますが、設計委託料の減でございます。2農林水産業施設災害復旧費、30万円の
追加でございますが、設計委託料30万円の増でございます。12予備費、1予備
費2,203万2,000円を追加するものでございます。

歳出合計30億2,439万8,000円から5,049万8,000円を減額しま
して、29億7,390万円とするものでございます。

それから、次のページでございますが、地方債の補正でございます。第2表、変
更、起債の目的、補正前、補正額について説明申し上げます。

道路新設改良事業費、補正前の額7,980万円を3,800万円にするもので
ございます。コミュニティ施設建設事業費1,600万円を1,010万円にするもの

でございます。公営住宅建設事業2,790万円を2,140万円にするものでございます。公共土木施設災害復旧事業930万円を740万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第2号 平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第2号、平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第2号について、説明いたします。

平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

平成23年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,626万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,039万円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 議案第2号について、ご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。

款1国民健康保険税917万円を減額とするものでございます。

内容につきましては、医療給付費現年課税分639万円の減額、後期高齢者支援金分142万6,000円の減額、介護給付分85万4,000円の減額、医療給付費分滞納繰越分50万円の減額によるものでございます。

款3国庫支出金、1国庫負担金については、療養給付費負担金548万7,000円の減額、高額医療共同事業負担金94万3,000円の減額、特定健康診査等負担金18万4,000円の減額、合わせて661万4,000円を減額とするものでございます。2国庫補助金については、普通調整交付金915万7,000円を減額とするものでございます。特別調整交付金については、352万7,000円を追加するものでございます。出産育児一時金7万円の追加、計の556万円を減額とするものでございます。

款4療養給付費交付金、退職者被保険者等分の28万円を減額とするものがございます。

款5前期高齢者交付金660万3,000円を追加とするものがございます。

款6県支出金、1県負担金、これにつきましては、高額医療費共同事業交付金94万3,000円の減額、特定健康診査等負担金18万4,000円減額、合わせまして112万7,000円を減額とするものがございます。2県補助金については、財政調整交付金56万6,000円を追加するものがございます。

款7共同事業交付金、これにつきましては、高額医療共同事業交付金68万8,000円の減額、保険財政共同安定化事業交付金356万3,000円の減額、合わせて425万1,000円を減額とするものがございます。

款8財産収入、基金積立利子1万1,000円を減額とするものがございます。

款9繰入金、1他会計繰入金については、保険基盤安定繰入金19万3,000円の追加、出産育児金26万円の追加、財政安定化支援事業繰入金262万3,000円の追加、その他繰入金4,012万5,000円の追加、合わせて4,320万1,000円を追加するものがございます。2繰入金、国保財政調整基金2,279万5,000円を計上するものがございます。

款11諸収入11万円を追加するものがございます。

歳入合計4億8,412万8,000円に4,626万2,000円を追加し、5億3,039万円とするものがございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1総務費、これにつきましては、203万3,000円を減額とするものがございます。款2保険給付費、これにつきましては、1の療養諸費、2の高額療養費、4の出産育児諸費合わせまして4,991万円を追加するものがございます。

款3後期高齢者支援金、これにつきましては、財源内訳の変更でございます。

款4前期高齢者納付金等、これにつきましても財源内訳の変更でございます。

款5老人保健拠出金、医療拠出金16万7,000円を減額とするものがございます。

款6介護納付金4万5,000円を減額とするものがございます。

款7共同事業拠出金、これにつきましては、共同事業拠出金382万3,000円の減額、それと安定化事業拠出金1,067万5,000円、合わせまして1,449万8,000円を減額とするものがございます。

款8保健事業費、1特定健康診査等事業費について、10万円減額するものがございます。2保健事業費については、5,000円減額とするものがございます。

款9基金積立金、基金利子積立1万円を減額とするものがございます。

款12予備費、1,321万円を追加するものでございます。

歳出合計4億8,412万8,000円に4,626万2,000円を追加し、5億3,039万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第5 議案第3号 平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算
(第3号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第3号、平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第3号について、説明いたします。

平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）。

平成23年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,753万6,000円とする。

2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、建設課長から説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第3号について、説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、歳入の補正額の主なものは、1分担金及び負担金、1負担金の新規加入負担金の2万円を追加、2使用料及び手数料、1使用料の過年度分の確定見込額の15万円を減額するものであります。

歳入合計、補正前の額から9万円を減額し、2億9,753万6,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、歳出補正額の主なものは、2簡易水道事業費、2簡易水道施設整備費の節の予算組替えによるものです。

歳出合計、補正前の額から9万円を減額し、2億9,753万6,000円とするものでございます。

以上で終わります。

-----○-----

日程第6 議案第4号 平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算
(第3号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第4号、平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第4号について説明いたします。

平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）。

平成23年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,099万9,000円とする。

2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 議案第4号について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。

款3国庫支出金、2国庫補助金、システム改修費補助金に26万円を追加するものでございます。

歳入合計4億8,073万9,000円に26万円を追加し、4億8,099万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、1総務管理費、これは、システム改修委託料456万円を追加するものでございます。3介護認定審査会40万5,000円を減額とするものでございます。

款2保険給付費、1介護サービス等諸費155万円を減額とするものでございます。これは、地域密着型介護サービス給付費負担金182万5,000円の減額。居宅介護福祉用具購入費27万円の追加によるものでございます。4高額介護サービス等費155万5,000円を追加するものでございます。

款6基金積立金、基金積立利子1,000円を追加するものでございます。

款8予備費389万6,000円を減額とするものでございます。

歳出合計4億8,073万9,000円に26万円を追加し、4億8,099万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第7 議案第5号 平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第4号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第5号、平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第5号について説明いたします。

平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）。

平成23年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,884万6,000円とする。

2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

産業情報課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 豊永産業情報課長。

○産業情報課長（豊永知満君） それでは、議案第5号について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、使用料及び手数料、使用料57万9,000円を減額するものでございます。主なものにつきましては、ケーブルテレビの使用料の減額でございます。

2手数料25万8,000円を追加するものでございます。主なものは放送手数料でございます。

歳入合計、補正前の額3,916万7,000円から32万1,000円を減額しまして、3,884万6,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。歳出、1総務費、1総務管理費90万円を減額するものでございます。これにつきましては、使用料にかかる消費税を減額するものでございます。2ケーブルテレビ事業費、1ケーブルテレビ事業費、財源内訳の補正で、増減はございません。

4予備費、1予備費57万9,000円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額3,916万7,000円から32万1,000円を減額い

たしまして、3,884万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第8 議案第6号 平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算
(第2号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第6号、平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第6号、平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号）。

平成23年度山江村の特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,044万4,000円とする。

2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出でございます。山江村長、横谷巡。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、款財産収入、項財産運用収入4万5,000円を追加しまして4万5,000円とするものでございますが、歳入合計1,039万9,000円に4万5,000円を追加しまして、1,044万4,000円とするものでございます。これにつきましては、貸付料で球磨川下りの分と水都さんの分でございます。

歳出につきましては、1工業用地造成事業に7万円を追加しまして、水道加入の加入金でございます。予備費2万5,000円を減額するものでございます。これにつきましては、失礼しました予備費の2万5,000円の減額でございます。

歳入合計1,039万9,000円に4万5,000円を追加しまして、1,044万4,000円とするものでございます。

すみません、歳出合計です。歳出合計1,039万9,000円に4万5,000円を追加しまして、1,044万4,000円とするものでございます。終わります。

す。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 失礼しました。先ほど議案第1号につきまして、国庫支出金のところで私、国庫負担金382万9,000円を追加と申し上げましたが、382万9,000円の減額でございますので、訂正させていただきます。

○議長（松本佳久君） 以上で、先議依頼のありました6議案について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ここで議案検討のため暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、暫時休憩とします。

再開時刻を2時20分といたします。

-----○-----

休憩 午後1時59分

再開 午後2時25分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続きまして再開をいたします。

先議依頼のありました議案第1号から議案第6号について、議事日程順に質疑、討論、採決をいたします。

発言については、会議規則第53条、発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いします。また、会議規則第54条、同一議題の質疑の回数3回の規定と、同規則第55条、発言時間の制限60分の規定はお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、日程第3、議案第1号、平成23年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。1番、西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） 1番議員、西が質問をさせていただきます。

平成23年度山江村一般会計補正予算（第6号）につきまして、基本的な質問でございますが、よろしくお願いいいたします。

第1条の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,049万8,000円を減額しとあります。実はここがですね、前回の補正予算（第5号）におきましては、約3,000万円の追加となっております。12月14日分でございます。これが、非常に3カ月短期間ではありますが、その間にそれを上回る、減額ですね、約5,000万円の減額となっております。これは非常に短期間ではありますが、この3カ月間の読みが非常に難しいか。また、23年度の事業の進捗状況によ

るものかと思いますが、そのへんのところをお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） ただいまの御質問でございますが、特に国庫補助金等々の減額に伴いますところの要素が1点と、そして、地方交付税、先ほど申しました特別交付税でございますが、特別交付税のほうは2,580万1,000円程度計上しておりますけど、先ほど申しました国庫支出金についてが4,100万円程度の減額でございます。特に、23年度の進捗状況等々に照らしながら、こういう予算になったことを報告申し上げます。

事業の見通し等々につきましては、土木費の住宅建設コミュニティ等々の減額分でございます。

○議長（松本佳久君） 西 孝恒君。

○1番（西 孝恒君） ありがとうございます。やはり23年度のその進捗状況とか、また、土木費の状況によるということでございます。

はい。了解いたしました。ありがとうございます。終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑はありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第1号について、質疑を2点だけしたいと思います。

金額的なことは問題はないんですが、1点はですね、教育委員会で管轄されております歴史民俗資料館、この入場料が300円ということですが、ひな祭りの時期も300円取られてますかね。

それともう1点はですね、やっぱり教育委員会ですが、奨学金の繰出金は、もう今年が使われないということですが、その繰り出しはもう要らないのかどうかですね、そのへんお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それでは、まず1点目、今回のひな祭り展に関する入館料につきましてですけど、300円をいただきます。300円いただきますけど、これには常設の展示場も見ていただく、その分も含まれておりまして、それと、来られた方にポストカードを差し上げてるということで、いただいております。

それと、奨学金につきまして、今回、繰出金のほうを減額させていただいておりますけど、23年度におきましては、当初の段階でも申請のほう若干例年よりも少なかったということと、追加もなかったものですから、今の基金の中でやり繰りできたということで、今回、減額させていただきました。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 奨学金についてはわかりました。資料館の入館についてです

ね、実はこういう話もあるわけです。人吉球磨でひな祭りキャンペーンやっていますが、人吉市内あたりはですね、無料でひなまつりの会場に行けると。山江は300円取らるもんなあという話があるわけです。その期間中だけでもですね、何らかの方法はないかなと。ほかに展示物があるから300円条例でなってるわけですが、そのひな祭り期間中だけでも、例えば、安くするとかいろんなこと、また、次年度に向けて考えていただければなというふうに思います。期間中は3月で終わるわけですが、もしできるようであればそのようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松本佳久君） 答弁は要らんとですか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、議案第1号、平成23年度山江村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号、平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

○議長（松本佳久君） 4番、岩山正義君。

○4番（岩山正義君） それでは、国民健康保険事業について、質疑いたします。

3点ほどなんですが、まず5ページの歳入のほうで、国民健康保険税が917万円減額されておりますが、合計がそれぞれ四つの項目がありますが、この現在の徴収率はどれくらいありますか、ということが1点と。

それと、歳出、11ページで保険給付費の療養費を見ますと、4,571万円ほど増額補正になっております。それと関連ですが、国庫支出金の国庫負担金のほうですね、例えば、療養給付費負担金ありますが、これは逆に548万7,000円減額になっておりますが、この一方は国庫負担は減って、出すのは増えとるといふところのちょっと説明をお願いしたいと思います。

あと1点ですが、8ページの繰入金款繰入金の他会計繰入金そして、5のその他会計繰入金の4,000万円ですね、これは一般会計からくるものだと思いますが、それと、下の財政調整基金2,279万5,000円、これは多分全額だろうと

思います。

そういうことで、国保の運営状況ですね、いけば国保税等の絡みですね、そういったことが出てくるんじゃないかということをお尋ねいたします。

○村長（横谷 巡君） 1点目は税務課長、2点、3点は健康福祉課長からお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 木下税務課長。

○税務課長（木下久人君） それでは、国保税の徴収状況というようなことでございますけれども、まだ現在ですね、いわゆる決算といいますか閉めておりませんので、徴収率の数値については、ご回答を控えさせていただきたいと思います。

ただ、今これは前年を上回るような徴収をするというふうなことで、今、徴収に向けては取り組んでおりますので、答弁に代えさせていただきます。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、お答えをいたします。

歳入と歳出の関係でございますけれども、まず歳出のほう、療養費のほうでございますが、23年1月から12月までの全体の費用額等について、現在わかっておりますけれども、平均の2,800万円から3,000万円程度で移行しているところがございますけれども、12月分につきましては、これが突出いたしておまして、約平均からすると1,500万円ほど突出した金額になっております。このようなことで、ここまで含めた10カ月分の支出額を含めて、1年間分の費用額を計算したところ、このような形で費用額が発生するであろうということで、増額をしているところでございます。

また、収入のほうにつきましては、これにつきましては、前々年度とかその分で、この返ってくる金額が年度途中の分で計算するというようなことで、この歳出と歳入、連動する、必ずしもきちり連動するものでございませぬので、そのようなことが起きてまいります。

それから、もう一つでございますが、8ページのその他繰入金の4,000万円については、一般会計からの繰入金でございます。

それから、その財政調整基金でございますが、2,279万5,000円、これ基金のほうの取り崩しをやっておりまして、全額を取り崩してるところでございます。

国民健康保険の運営についてでございますけれども、非常に率直に申しまして、厳しい状況でございます。高額医療等のほうが増えますと、山江村のような小規模自治体におきましては、それが非常に経営に影響してきますので、非常に厳しいところでございます。

そのようなことで、生活習慣病の予防とか、あるいは、早期の疾病の発見、治療を行うために、健診の充実をさせていくというようなことで、計画的に取り組んでいきたいというようなことで考えているところでございます。

以上で終わります。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） はい、今のは大体わかりましたけど、療養関係、療養費関係ですけど、補助率が少し下がったということですかね、これは。そういうことじゃないんですかね。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 補助率ということではなくて、前年度、前年度の実績によりまして、その歳入のほうを計算するわけでございます。今年その療養費が増えたというようなことで、それに対して、比例して歳入が増えるということではございませんものですから、そのギャップがございまして、それで、歳入は減額になって歳出は増というようなことが発生しております。

○4番（岩山正義君） はい、わかりました。以上で終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、議案第2号、平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

なお、申し添えますが、ただいまの決定いただきましたが、国民健康保険税は900万円の減額であります。その前に決定いただきました一般会計の村税は780万円の増となっております。

次に、日程第5、議案第3号、平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第3号、平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第4号、平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第5号、平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第6号、平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第6号、平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 報告第1号 委員会報告（住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳情書）

○議長（松本佳久君） それでは、日程第9、報告第1号、委員会報告（住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳情書）を議題とし、本件について、委員長の報告を求めます。6番議員、秋丸安弘君。

○経済建設常任委員長（秋丸安弘君） 報告第1号、平成24年3月8日、山江村議会議長、松本佳久様。山江村議会経済建設常任委員会委員長、秋丸安弘。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

記 事件の番号、陳情第5号。件名、住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳情書。審査の結果、採択するものと決定いたしました。審査の結果に対する附帯意見といたしまして、住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳情については、採択するものとするが、財政状況を考慮しながら、村民の生活環境整備を図ることにより、定住化を促進し、地元企業の育成につながるような制度として検討されることを附帯意見といたします。

報告終わります。

-----○-----

日程第10 報告第2号 議会活動調査検討特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、報告第2号、議会活動調査検討特別委員会委員長報告を議題とし、本件について委員長の報告を求めます。9番議員、山本義隆君。

○議会活動調査検討特別委員会委員長（山本義隆君） 報告第2号、平成24年3月8日、山江村議会議長、松本佳久様。議会活動調査検討委員会委員長、山本義隆。

議会活動調査検討委員会委員長報告。平成23年6月山江村定例議会において、

設置されました議会活動調査検討委員会につきまして、ご覧のとおり、委員会を開催し、協議しておりますので、ご報告いたします。

平成23年7月20日、第1回委員会を開催し、委員検討会の具体的な内容や委員会のスケジュールなどについて協議しております。

平成23年8月24日、第2回委員会、第1回目の委員会での意見の検討を行い、全国の町村議会の議会改革の状況や県内の状況を調査し、先進地調査なども必要という意見から、第3回目の委員会では、講師を招いての研修会の開催を決定しております。

平成23年10月27日、第3回委員会が熊本県町村議会議長会から講師を招いて、全国や県内町村会における議会改革の状況を研修し、意見交換を行いました。

日本で最初に議会基本条例を策定した北海道の栗山町や福島町、県内で条例を制定している御船町の条例を比較しながら、検討したところでございます。

平成23年11月11日、北海道栗山町の研修を行っております。

栗山町では、平成18年5月に議会基本条例を策定し、徴税の情報公開と町民参加を基本とした、持続的で豊かなまちづくりの実現を目的に、議会の役割等を明確にし、重要案件に対する各議員の賛否の公表、議会報告などの実施、反問件の贈与、付与、議会改革推進委員会の議会の設置、議会モニター制度、一般会議の開催、議会サポーター制度の導入など、積極的に議会改革を進めておられ、大変有意義な研修となりました。

平成24年1月20日、全議員協議会后、特別委員会を開催し、本特別委員会の松本委員長が、昨年12月の定例会において議長に就任されましたので、私、山本が委員長に、副委員長に原先副委員長が互選されました。

また、検討事項といたしまして、具体的な16項目を決定し、協議を行っております。また、地方自治法第96条第2項による議会の議決に付すべき事件に関する条例制定について、提出議案の検討を行っております。

平成24年2月28日、全員協議会に引き続き特別委員会を開催し、山江村議会議員の議員報酬等による条例改正について、提出議案の検討を行い、委員会の中間報告の取りまとめを行っております。

以上のように、委員会を開催し、調査検討を行うと同時に、実践として条例等の議員発議を持ってまいりましたが、本委員会は、議会改革活性化に向けて、今後も議会活動について調査検討を引き続き行うことといたしております。

大変聞きにくい点がございましたが、以上で終わります。

-----○-----

日程第11 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付す

べき事件に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、発議第1号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。9番議員、山本義隆君。

○議会活動調査検討特別委員会委員長（山本義隆君） 発議第1号、平成24年2月29日、山江村議会議長、松本佳久様。提出者、山江村議会議員、山本義隆。賛成者、山江村議会議員、田原龍太郎。同上、山江村議会議員、秋丸安弘。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の決議に付すべき事件に関する事件の条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び山江村議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

提出の理由は、この条例は、村政にかかる重要な計画の策定、変更、又は廃止について、協議の議決事項とすることにより、議会及び村長のほかの執行機関がともに、村民に対する責任を担いながら、村民の視点に立った透明性の高い村政を推進するため、提出するものである。後ろのほうに添付してあります。どうぞよろしく見といてください。

以上で終わります。

-----○-----

日程第12 発議第2号 山江村議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12発議第2号、山江村議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

3番議員、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 発議第2号、平成24年2月29日、山江村議会議長、松本佳久様。提出者、山江村議会議員、中竹耕一郎。賛成者、山江村議会議員、谷口予志之。同じく、賛成者、山江村議会議員、西孝恒。

山江村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び山江村議会会議規則第13条の規定により、提出します。

提出の理由。昨今の社会情勢に対応するため、条例の一部を改正する必要があるので、提案するものであります。

次のページをご覧くださいと思います。山江村議会議員の議員報酬に関する

条例の一部を改正する条例。

山江村議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第19号）の一部を、次のように改正をする。別表第2、5条関係ですが、変更部分は、日当の郡市内の欄を、1,700円を日当、郡市内1,000円に改めるところであります。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

次のページに新旧対照表がありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上です。

-----○-----

日程第13 議案第7号 山江村こんにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、議案第7号、山江村こんにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第7号、山江村こんにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例の制定について。

山江村こんにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例を、別案のとおり制定するものとする。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由であります。減少傾向にある出生数の増加を図る目的として、新たに出生祝金の支給制度を創設するため、条例を制定する必要があるもので、提案するものであります。

今、日本の人口が減少していく中で、時代を担う子どもの誕生を祝福、応援し、子育て環境の充実を図るものであります。

次のページに条例があります。目的、第1条、この条例は、出生する子どもに対し、出生祝金を支給することにより、健やかな育成及び子育て環境の充実を図るとともに、時代を担う子どもの出生を奨励することで、活力ある明るい村づくりに寄与することを目的とするものでございます。

第4条、支給対象の子ども、祝金の額は、1人当たり5万円とするものでございます。

以上でございます。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第14 議案第8号 山江村地域材活用促進支援に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議案第8号、山江村地域材活用促進支援に

関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第8号、山江村地域材活用促進支援に関する条例の制定について。

山江村地域材活用促進支援に関する条例を、別案のとおり制定するものとする。
平成24年3月8日。山江村長、横谷 巡。

提案理由でございます。地域材の需要拡大及び利用促進を図るため、条例を制定する必要があるため、提案するものであります。

開けていただきまして、目的、第1条、この条例は、球磨人吉管内で産出された木材（以下「地域材」という）を利用した住宅、又は、建築物の新築、増築及び改築並びに改修を行うものに対して、補助金を交付することにより、林業の振興並びに地域材の需要拡大、及び利用促進を図ることを目的とするものでございます。

裏のページをご覧ください。ここに別表の第4条関係で、地域材を使った立米数、例えば、25立米以上使ったときには、単価が1万3,000円、上限が1物件当たり40万円と、これを超えることはできないというふうにしております。その後、区分が20から25が1万2,000円、15から20未満が1万500円、10から15未満が8,600円、5から10立米未満が6,000円と、それぞれ単価を決めております。やはり、こういう林業が低迷してる中で、少しでも木材の利用を図るといことと、林業振興を図る目的でございます。

附則、施行期日、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条例の効力にこの条例は、平成27年3月31日限りその効力を失うとしております。

以上でございます。

-----○-----

日程第15 議案第9号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議案第9号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第9号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村課設置条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとする。
平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由でございます。行政組織の見直しを行い、事務の効率を図るため条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。本村は、農業・林業が主幹産業であり、他の産業の育成振興を目指す中で、それぞれの産業のなりわいを更に健全に発展させ、振興を図っていくうえから、また、昨今の厳しい農業・林

業の状況の中で、農林業の現場を直視し、行政担当課として役割をしっかりと果たすためには、産業振興課がふさわしい課の名前であるとのことから、提案するものであります。

開けていただきまして、山江村課設置条例、平成20年山江村条例第8号の一部を次のように改正する。

第1条、第4号中、産業情報課を産業振興課に改めるものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。一番最後のページに新旧対照表を付けております。

以上でございます。

-----○-----

日程第16 議案第10号 山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議案第10号、山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第10号、山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとする。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由。社会情勢に対応するため、条例の一部を改正する必要があるので、提案するものであります。昨今の社会経済情勢にかんがみ改正するものでございます。

開けていただきまして、区分は、村長、副村長等、日当1日につき県外が2,200円、県内が2,000円でございます。これを1,000円に改めるものでございます。宿泊料につきましては、一夜につき東京都及び指定都市、県外とも1万3,000円・1万3,000円でございますけれども、これを一つにまとめまして、県外1万3,000円・県内1万1,000円とするものでございます。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表は、一番裏の方に添付しております。以上でございます。

-----○-----

日程第17 議案第11号 山江村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第17、議案第11号、山江村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求

めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第11号、山江村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとする。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由。社会情勢に対応するため、条例の一部を改正する必要があるので、提案するものでございます。職員についても、社会経済情勢にかんがみ改正するものであります。

開けていただきまして、区分、職員（臨時職員を含む）、日当、1日につき県外2,100円、県内1,000円を日当、1日につき1,000円とするものであります。宿泊料につきましても、東京都及び指定都市が1万3,000円、県外が1万3,000円でありましたのを、県外1万3,000円に統一し、県内を1万1,000円とするものであります。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。なお、新旧対照表は一番あとに添付しております。

-----○-----

日程第18 議案第12号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第18、議案第12号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第12号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村税条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとする。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由。地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、提案するものでございます。

開けていただきまして、条例の中身でございます。山江村税条例の一部を次のように改正する。今回の改正は、第95条中の9、三級品以外のたばこ税につきましては、4,618円を5,262円に改めるものでございます。

第9条につきましては、村民税の分離課税の税額控除10分の1の廃止を行うため、削除するものでございます。

附則第16条の2、第1項中の旧三級品のたばこ税につきましては、2,190円を2,495円に改めるものでございます。

附則、第22条、第1項中につきましては、東日本大震災にかかる雑損控除の対象を、申告の前日まで申告できるよう改めるものでございます。

第25条につきましては、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に伴う地方税の臨時特例の税制改革で、個人住民税の均等割を500円増額する改正でありまして、この特例は、平成26年から平成35年までの特例措置でございます。

以上が、今回の税制の改正の概要でございます。なお、新旧対照表は、あとのほうに添付いたしております。以上でございます。

-----○-----

日程第19 議案第13号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第19、議案第13号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第13号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとする。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由。第5期計画の策定に伴い、第1号被保険者の第5期介護保険の基準額が増額するため、条例の一部を改正する必要があるので、提案するものでございます。第5期とは、平成24年度から26年度までの3年間であります。

開けていただきまして、山江村介護保険条例の一部を改正する条例。山江村介護保険条例の一部を次のように改正する。基準額、21年から23年までは、基準額が4,450円でございます。これを平成24年から26年度までは、基準額を4,900円に改正するものでございます。他の市町村1,000円を超える増額をすところもございますが、本村におきましては、昨今の経済状況から考えて、5,000円を超えないようにということで、4,900円にしたものでございますが、この少し心配される運用にあたっては、公民館等の改修によって、介護の取り組み、運動その他いろいろ食生活改善、又は、健康教室等をして、この分を対処していこうというふうに思っています。

中身につきましては、それぞれ一番最後のほうに、新旧対照表で、現行と改正後がありますが、例えば、一番右のほう改正後です。（1）介護保険施行令第38条第1項第1号に掲げるものは、2万9,400円、以下、段々と一番高い人で8万8,200円になるということでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第 2 0 議案第 1 4 号 山江村在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 0、議案第 1 4 号、山江村在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 1 4 号、山江村在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとする。平成 2 4 年 3 月 8 日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由。在宅介護支援施策として、介護者の経済的負担の軽減を図るため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。

開けていただきまして、改正する条例の中身でございます。第 6 条中、月額 5,000 円を月額 1 万円に改める。第 7 条中、毎年 4 月・7 月・10 月・1 月を、毎年 4 月・8 月・12 月に改める。

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

非常に在宅での介護にあたっておられる方のご苦労にかんがみ、議員の皆様方からも 5,000 円じゃなくて 1 万円ずつにしたらどうかということも提案をいただいておりますので、今回、在宅での介護をしていただく方のご苦労をかんがみ、今回 5,000 円を 1 万円にしたものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 1 5 号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 1、議案第 1 5 号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 1 5 号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとする。平成 2 4 年 3 月 8 日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由。放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるので、提案するものでございます。

開けていただきまして、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中、有線テレビ放送法（昭和47年法律第114号、以下「有テレ法」という）及び、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号を、放送法（昭和25年法律第132号、以下「法」という）に改める。第5条第2号中、「放送法」を「法」に改める。第6条中、「有テレ法」又は「有線電気通信法」を「法」に改める。第8条中、「有テレ法」を「法」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。裏面に新旧対照表を付けております。

なお、この条例の改正は、通信放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、放送関連4法が統合され、法体系の見直しが行われたため、条例改正するものでございます。

新たな法体系としましては、通信放送ですけれども放送法、電気通信事業法、電波法、有線電気通信法、この4法に統合されたということでございます。それに伴いましての条例改正でございます。

-----○-----

日程第22 議案第16号 山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第22、議案第16号、山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第16号、山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとする。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由。特定公共賃貸住宅設置に伴い、条例の一部を改正する必要があるもので、提案するものでございます。

開けていただきまして、山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例でございますが、今、本村には、特定公共賃貸住宅として、堂園団地、平成13年度につくりましたものが1戸、平成13年度に同じくつくりました木造平屋建てが2戸、3戸ございます。これは、平成14年4月1日から適用。井出口団地、建設年度は平成22年度、構造は木造平屋建て5戸ございまして、平成23年4月1日から適用。北永シ切団地、教職員住宅が2戸ございました。平成15年度に木造平屋建て1戸、それから、平成15年度に木造平屋建て1戸、1戸のほうは、学校教

職員、管理職等が今までは非常に多ございましたから、校長住宅等、もう1戸はA L T入居ということで5,000円で賃貸していますが、昨今の子どもの数の減ったことにより、教職員の数が減っています。

また、あさぎり町の5校の中学校が統合されるということで、先生方がものすごく減ってまいります。そういった中に、教職員住宅を用途で待っているよりか、多くの待の方がいらっしゃいますから、特定公共賃貸住宅として用途を変更し、お貸ししたがいいじゃないかと。ましては先生方も入るときには、教職員住宅の場合には住居手当が出ないと、特定公共賃貸の場合は出るということですから、用途を変更するものでございます。なお、新旧対照表は、一番あとのほうに添付しております。

以上でございます。

-----○-----

日程第23 議案第17号 山江村教職員住宅管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第23、議案第17号、山江村教職員住宅管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第17号、山江村教職員住宅管理に関する条例を廃止する条例の制定について。

山江村教職員住宅管理に関する条例を廃止する条例を、別案のとおり制定するものとする。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由でございます。社会情勢にかんがみ、条例を廃止する必要があるので提案するものでございます。教職員住宅を特定公共賃貸住宅へ用途変更するに伴い、条例を廃止するものであります。先ほど提案理由を申し上げましたとおり、少子化やあさぎり町中学校5校が統合するにあたり、教職員の数が減少する中、教職員住宅としての役割を果たすことが難しいということもございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第24 議案第18号 村道路線の廃止について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第24、議案第18号、村道路線の廃止についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第18号、村道路線の廃止について。道路法第10条第1項の規定により、次の村道路線を廃止するものとする。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由。道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、提案するものでございます。

開けていただきまして、廃止路線、整理番号1、道路の種類、その他、路線番号203、路線名、大川内萩線、廃止区間、山江村大字山田字下萩又の52の1地先から、山江村大字山田字上萩602地先まで、延長、Lが2,233.2メートル、幅員は、3.9から15.2。整理番号2、道路の種類、その他、路線番号280、路線名、長ヶ峰合戦ノ峰線、廃止区間、山江村大字山田字長ヶ峰2,631地先から、山江村大字山田字合戦ノ峰2,643地先まで、延長Lが352メートル、幅員5.5から11.8。

一番後ろのほうに、廃止路線の位置図と、また詳細にわたっての図面を付けております。

以上でございます。

-----○-----

日程第25 議案第19号 村道路線の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第25、議案第19号、村道路線の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第19号、村道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、次の路線を村道に認定するものとする。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

提案理由。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、提案するものでございます。

開けていただきまして、認定、整理番号1、道路の種類その他、路線番号400、路線名、大川内萩線、認定区間、山江村大字山田戊字下萩581-7地先から、山江村大字山田戊字上萩595-107地先まで。延長Lが2,296メートル、幅員3.9から15.2メートル。

整理番号2、道路の種類その他、路線番号401、路線名、長ヶ峰合戦ノ峰線、認定区間、山江村大字山田乙字城2,867地先から、山江村大字山田乙字城2,833-1地先まで。延長Lが411.5メートル、幅員が5.8から11.8メートルであります。

認定路線の位置図等につきましては、あとのほうに添付をしております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時間を3時35分とします。

-----○-----

休憩 午後3時25分

再開 午後3時35分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続きまして再開をいたします。

-----○-----

日程第26 議案第20号 平成24年度山江村一般会計予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第26、議案第20号、平成24年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第20号、平成24年度山江村一般会計予算について、説明をいたします。

平成24年度山江村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億5,000万円と定める。

2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、総務課長から説明させます。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、議案第20号につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算」歳入、款項、金額の順にご説明申し上げます。

1 村税1億9,097万9,000円、前年度に対しまして318万3,000円の増でございます。村民税が6,850万1,000円、固定資産税が9,597万3,000円、軽自動車税が1,002万円、市町村たばこ税が1,620万円、入湯税が28万5,000円でございます。

それから、2 地方譲与税3,500万1,000円でございます。1 地方揮発油譲与税8,000万円、2 自動車重量譲与税2,700万円、3 地方道路譲与税1,000円でございます。

3 利子割交付金でございます。50万円で、前年同額でございます。

4 配当割交付金10万円で、前年同額でございます。

5 株式等譲渡所得割交付金3万円で、前年同額でございます。

6 自動車取得税交付金400万円で、前年度に対しまして300万円の減でございます。

7 地方特例交付金5,580万円でございまして、前年度に対しまして20万円の減でございます。

8 地方交付税15億円でございまして、前年度に対しまして、1億円の増でございます。

9 交通安全対策特別交付金80万円でございまして、同額でございます。

10 地方消費税交付金1,700万円でございまして、前年度に対しまして200万円の減でございます。

次のページをお願いいたします。11 分担金及び負担金2,856万2,000円でございます。前年度に対しまして60万円の減でございます。

12 使用料及び手数料4,191万2,000円でございます。前年度に対しまして52万8,000円の減でございます。使用料が3,947万9,000円、手数料が243万3,000円でございます。

13 国庫支出金3億3,597万9,000円でございます。前年度に対しまして2,362万3,000円の増でございます。1 国庫負担金が1億8,429万1,000円、2 国庫補助金が1億5,096万4,000円、3 国庫委託金が72万4,000円でございます。

14 県支出金1億7,202万8,000円でございます。前年度に対しまして4,012万8,000円の減でございます。県負担金が9,678万7,000円、

県補助金が7,034万7,000円、県委託金が455万1,000円、県交付金が34万3,000円でございます。

15財産収入2,817万1,000円でございます。前年度に対しまして、1,745万6,000円の増でございます。財産運用収入が、1,536万9,000円、財産売却収入が1,280万2,000円でございます。

寄附金10万円で、同額でございます。

繰入金でございますが、6,475万2,000円でございます。前年度に対しまして499万8,000円の減でございます。これにつきましては、財政調整交付金6,000万円、光をそそぐ事業基金として475万2,000円を計上しております。

18繰越金1億1,297万1,000円でございます。前年度に対しまして3,297万1,000円の増でございます。

19諸収入1,111万5,000円でございます。前年度に対しまして、98万円の減でございます。延滞金加算及び過料1,000円、村預金利子1万円、受託事業収入179万4,000円、貸付金元利収入620万円、雑入311万円、村債3億20万円でございます。前年度に対しまして、5,020万円の増でございます。

歳入合計、前年度に対しまして、1億7,400万円の増で28億5,000万円でございます。パーセントで6.5%の増でございます。

次に、4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款、項、金額、1議会費6,400万6,000円でございます。前年度に対しまして、789万6,000円の減でございます。これにつきましては、議員共済負担金の減が主でございます。

2総務費4億8,132万4,000円でございます。1総務管理費が4億1,536万9,000円でございます。徴税費が4,639万3,000円、戸籍住民登録費が1,763万7,000円、選挙費が58万3,000円、統計調査費が26万6,000円、それから6監査委員費が107万6,000円でございます。

それから、3民生費6億1,994万8,000円でございます。前年度に対しまして2,822万2,000円の増でございます。社会福祉費が2億9,290万9,000円、児童福祉費が3億2,683万8,000円、災害救助費が20万1,000円でございます。

4衛生費3億2,521万8,000円でございます。前年度に対しまして80万8,000円の減でございます。

5農林水産業費3億1,758万1,000円でございます。前年度に対しまし

て、562万3,000円の増でございます。農業費が2億2,489万2,000円、林業費が9,268万9,000円でございます。

6 商工費1,609万6,000円でございます。前年度に対しまして、307万6,000円の減でございます。

7 土木費4億2,770万9,000円でございます。土木管理費が3,248万3,000円、それから道路橋梁費2億2,095万2,000円、それから住宅費1億7,427万4,000円でございます。

それから、消防費1億244万円でございます。これは、前年度に対しまして、236万5,000円の増でございます。

それから、教育費1億7,054万5,000円でございます。前年度に対しまして、2,849万8,000円の増でございます。教育総務費に7,736万3,000円、小学校費に2,909万1,000円、中学校費に2,085万6,000円、社会教育費に3,323万円、保健体育費に1,000万5,000円。

10 災害復旧費に120万円でございます。前年度比50万円の増でございます。

それから、11 公債費3億1,375万3,000円でございます。前年度比に対しまして410万8,000円の増でございます。

それから、予備費1,017万6,000円でございます。前年度に対しまして、814万1,000円の増でございます。

歳出合計28億5,000万円でございます。

次のページをお願いいたします。

6 ページでございます。「第2表 債務負担行為」事項、期間、限度額、固定資産標準宅地等評価業務委託事業、期間につきましては、平成24年度から平成26年度まで。限度額につきましては、24年度177万5,000円、25年度177万5,000円、26年度177万5,000円でございます。

7 ページでございますが、地方債でございます。第3表、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について、ご説明申し上げます。

臨時財政対策債が1億1,000万円、それから、道路新設改良事業費が8,920万円、公営住宅建設事業が7,590万円、コミュニティ施設建設事業に1,510万円、校内情報共有施設整備事業に1,000万円。起債の方法につきましては、普通貸付けでございます。利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第27 議案第21号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第27、議案第21号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第21号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業予算。

平成24年度山江村の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,500万円と定める。

2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりである。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合に起きる同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第21号について、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算」歳入でございます。

款1国民健康保険税、前年度当初に対しまして196万2,000円減の9,563万1,000円でございます。

2 使用料及び手数料、前年度と同額の督促手数料3万円でございます。

3 国庫支出金、前年度に対しまして、2,426万2,000円増の1億6,751万8,000円でございます。

4 療養給付費交付金2,729万4,000円でございます。前年度に対しまして、99万2,000円の減でございます。

5 前期高齢者交付金6,354万円でございます。前年度に対しまして、2,756万4,000円の減でございます。

6 県支出金、前年度当初に対しまして、759万2,000円の増であります。3,043万6,000円でございます。

7 共同事業交付金6,419万5,000円でございます。前年度に対しまして、

1 3 3 万 3, 0 0 0 円の減でございます。

8 財産収入 9, 0 0 0 円でございます。前年度に対しまして、2 万 1, 0 0 0 円の減でございます。

9 繰入金 2, 6 3 3 万 8, 0 0 0 円でございます。前年度に対しまして、5 6 万 5, 0 0 0 円の増でございます。

1 0 繰越金 1, 0 0 0 万 2, 0 0 0 円、前年度に対しまして、1, 0 0 0 万円の増でございます。

1 1 諸収入 7, 0 0 0 円でございます。前年と同額でございます。

歳入合計、前年度当初に対しまして 1, 2 0 0 万円増の 4 億 8, 5 0 0 万円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1 総務費、前年度当初に対しまして、2 5 万 4, 0 0 0 円減の 4 0 8 万 6, 0 0 0 円でございます。

2 保険給付費、前年度当初に対しまして、1, 3 1 2 万 1, 0 0 0 円増の 3 億 8 0 5 万 6, 0 0 0 円でございます。

3 後期高齢者支援金等 5, 3 4 9 万 6, 0 0 0 円でございます。前年度に対しまして 2 2 1 万 3, 0 0 0 円の減でございます。

4 前期高齢者納付金等 6 万 2, 0 0 0 円でございます。前年度に対しまして、5 万 9, 0 0 0 円の減でございます。

5 老人保健拠出金 7 万 3, 0 0 0 円でございます。前年度に対しまして、1 6 万 7, 0 0 0 円の減でございます。

6 介護納付金 2, 6 1 6 万 9, 0 0 0 円でございます。前年度に対しまして、1 9 0 万 5, 0 0 0 円の増でございます。

7 共同事業拠出金 7, 1 6 0 万 2, 0 0 0 円でございます。前年度に対しまして、1, 3 0 3 万 1, 0 0 0 円の減でございます。

8 保険事業費 7 2 1 万円でございます。前年度に対しまして、2 8 6 万 1, 0 0 0 円の増でございます。

9 基金積立金 1 万円でございます。前年度に対しまして、2 万円の減でございます。

1 0 公債費、前年度と同額の 1, 0 0 0 円でございます。

1 1 諸支出金 3 万 4, 0 0 0 円、前年度に対しまして、1 5 万円の減でございます。

1 2 予備費 1, 4 2 0 万 1, 0 0 0 円、前年度に対しまして、1, 0 0 0 万 7, 0 0 0 円の増となっております。

歳出合計、前年度当初に対しまして、1,200万円増の4億8,500万円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第28 議案第22号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第28、議案第22号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第22号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業予算。

平成24年度山江村の特別会計簡易水道事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,600万円と定める。

2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかわる共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第22号について、説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算」歳入、分担金及び負担金18万円、前年と同額でございます。

2 使用料及び手数料4,324万6,000円、水道使用料の現年度分は、前年と同額の4,300万円でございます。

5 財産収入8,000円、基金利子でございます。

6 繰入金5,000万円、一般会計からの繰入金で、前年と同額でございます。

7 繰越金2,256万4,000円。23年度からの繰越金でございまして、前年度に対しまして、761万4,000円の増となっております。

8 諸収入 2,000 円。

歳入合計 1 億 1,600 万円、前年度に対しまして、1 億 5,800 万円の減となっております。

2 ページをご覧ください。歳出であります。

1 総務費 673 万 4,000 円、前年度に対しまして、193 万 5,000 円の減でございます。

2 簡易水道事業費 3,193 万 8,000 円、水道施設の運営費で、前年度に対し、366 万 6,000 円の増、水道施設の整備費で前年度に対し、1 億 6,603 万円の減でございます。

3 積立金 9,000 円、基金積立金でございます。

4 公債費 7,384 万円、起債償還金でございまして、前年度に対して、717 万 7,000 円の増となっております。

5 予備費、347 万 9,000 円。

歳出合計 1 億 1,600 万円、前年度に対しまして、1 億 5,800 万円の減となっております。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第 29 議案第 23 号 平成 24 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 29 議案第 23 号、平成 24 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 23 号、平成 24 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算。

平成 24 年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5,600 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 万円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）

にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第23号について、説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算」歳入、1 分担金及び負担金 30万円、前年度に対して10万円の増となっております。2 使用料及び手数料 3,122万1,000円、使用料の現年度分については、3,100万円を計上しております。

4 繰入金、1億1,800万円、一般会計からの繰入金は、前年度に対して400万円の減となっております。

5 繰越金647万8,000円、23年度からの繰越金で、前年度に対して、588万9,000円の増となっております。

歳入合計1億5,600万円、前年度に対しまして、300万円の増となっております。

2 ページをご覧ください。歳出であります。1 総務費895万9,000円、前年度に対しまして、261万9,000円の増となっております。

2 農業集落排水事業費4,735万8,000円、前年度に対して、44万8,000円の増となっております。

3 公債費9,699万5,000円、前年度に対しまして、231万8,000円の減となっております。

4 予備費268万8,000円。

歳出合計1億5,600万円、前年度に対しまして、300万円の増となっております。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第30 議案第24号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第30、議案第24号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第24号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業予算。

平成24年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,60

0円と定める。

2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用、平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

失礼しました。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,600万円と定める。失礼しました。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 議案第24号について、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算」歳入でございます。

款1保険料7,805万1,000円でございます。前年度当初に対しまして、987万7,000円の増でございます。

2 使用料及び手数料、前年度と同額の1,000円でございます。

3 国庫支出金、前年度当初に対しまして、2,054万3,000円増の1億2,271万5,000円でございます。

4 支払基金交付金1億2,857万円、前年度に対しまして、1,591万4,000円の増でございます。

5 県支出金、前年度当初に対しまして、1,017万7,000円増の6,821万9,000円でございます。

7 繰入金6,723万2,000円でございます。前年度に対しまして、950万4,000円の増でございます。

8 繰越金、前年度と同額の1,000円でございます。

9 諸収入、前年度と同額の117万1,000円でございます。

10 財産収入4万円でございます。前年度に対しまして、1万5,000円の減でございます。前年度当初に対しまして、6,600万円の増でございます。

歳入合計4億6,600万円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1 総務費、前年度当初に対しまして187万6,000円減の624万9,000円でございます。

2 保険給付費、前年度当初に対しまして、6,443万4,000円増の4億3,812万7,000円でございます。

4 地域支援事業、前年度当初に対しまして、651万2,000円増の1,697万2,000円でございます。

5 諸支出金、前年度と同額の4,000円でございます。

6 基金積立金4万1,000円、前年度に対しまして、1万4,000円の減でございます。

公債費についてはゼロで、前年度に対しまして339万6,000円の減でございます。

8 予備費460万7,000円でございます。前年度に対しまして、34万円の増でございます。

歳出合計、前年度当初に対しまして、6,600万円増の4億6,600万円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第31 議案第25号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第31、議案第25号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第25号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算。

平成24年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 議案第25号について、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算」歳入でございます。
款1 後期高齢者医療保険料1,640万円でございます。前年度当初に対しまして、35万7,000円の減でございます。
2 使用料及び手数料、前年度と同額の1万1,000円でございます。
3 繰入金1,504万9,000円、前年度に対しまして、17万8,000円の減でございます。
4 繰越金53万6,000円、前年度に対しまして、53万5,000円の増でございます。
5 諸収入、前年度と同額の4,000円でございます。
歳入合計、前年度と同額の3,200万円でございます。
次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1 総務費26万2,000円、前年度に対しまして、1万9,000円の減でございます。
2 後期高齢者医療広域連合納付金3,118万9,000円、前年度に対しまして51万6,000円の減でございます。
3 諸支出金、前年度と同額の2,000円でございます。
4 予備費54万7,000円でございます。前年度当初に対しまして、53万5,000円の増でございます。
歳出合計、前年度と同額の3,200万円でございます。
以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第32 議案第26号 平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第32、議案第26号、平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第26号、平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算。

平成24年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、産業情報課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 豊永産業情報課長。

○産業情報課長（豊永知満君） それでは、議案第26号について、ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算」歳入、1分担金及び負担金、負担金431万5,000円とするものでございます。主なものにつきましては、アンテナ改修負担金400万円で、前年度より431万5,000円の増となっております。

2 使用料及び手数料、1使用料2,310万9,000円。2手数料7万3,000円とするものでございます。主なものにつきましては、ケーブルテレビ使用料2,273万4,000円で、前年度より110万1,000円の増となっております。3繰入金1繰入金1,990万円とするものでございます。これは、一般会計からの繰入金で、前年度より840万円の増となっております。

4繰越金、1繰越金460万2,000円。

諸収入、1雑入1,000円。

歳入合計、前年度より1,800万円増の5,200万円とするものでございます。

次のページをお願いします。歳出、総務費、1総務管理費1,256万1,000円とするものでございます。主なものにつきましては、人材派遣委託料ほかで、前年度より969万9,000円の増となっております。

2ケーブルテレビ事業費、1ケーブルテレビ事業費3,858万2,000円とするものでございます。主なものにつきましては、アンテナ改修、議会中継システムの工事費それから、放送法改正に伴う同時録画システム導入費で、前年度より1,026万8,000円の増となっております。

4予備費、1予備費85万7,000円。

歳出合計、前年度より1,800万円増の5,200万円とするものでございます。

説明を終わります。

-----○-----

日程第33 議案第27号 平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第33、議案第27号、平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第27号、平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算。

平成24年度山江村の特別会計工業用地等造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ200万円と定める。

2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、200万円と定める。

平成24年3月8日提出、山江村長、横谷 巡。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、議案第27号につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算」歳入、款1繰入金でございますが、前年度に対しまして減額でございます。繰越金199万7,000円でございますが、この額が前年度よりも増えております。

財産収入3,000円。

歳入合計が200万円でございます。前年度に対しまして、200万円の減でございます。

2ページをお願いいたします。歳出、款、工業用地等造成事業でございます、33万6,000円の計上をしております、前年に対しまして、この額でございます。それから、予備費が166万4,000円の増となっております。

歳出合計が200万円でございます。

以上で終わります。

-----○-----

日程第34 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第34、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決が必要であることから、会議規則第119条の規定により、お手元に配付してあります議案のとおり、議員を派遣するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後4時18分

第 2 号

3 月 1 5 日 (木)

平成24年第1回山江村議会3月定例会（第2号）

平成23年3月15日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 西 孝 恒 君	2番 谷 口 予志之 君
3番 中 竹 耕一郎 君	4番 岩 山 正 義 君
5番 田 原 龍太郎 君	6番 秋 丸 安 弘 君
7番 原 先 利 且 君	8番 松 本 佳 久 君
9番 山 本 義 隆 君	10番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 高 田 良 介 君	税 務 課 長 木 下 久 人 君
産 業 情 報 課 長 豊 永 知 満 君	健 康 福 祉 課 長 山 口 美 敏 君
建 設 課 長 白 川 俊 博 君	教 育 課 長 中 山 久 男 君
会 計 管 理 者 福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 土 屋 一 喜 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（松本佳久君） 会期日程、日次第8の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、4名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

山江村議会会議規則第55条を読み上げます。第55条、発言時間の制限、議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができるとなっております。山江村議会では、慣例により、発言、質問、答弁を含めて60分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、7番議員、原先利且君より1. 住民の健康づくりについての通告が出ております。

原先利且君の質問を許します。原先利且君。

原先利且君の一般質問

○7番（原先利且君） おはようございます。7番議員、原先が1点だけ質問をさせていただきます。その前に、前議長、田口清隆様のご逝去慎んでお悔やみ申し上げます。

それでは質問に移らせていただきます。昨年11月、議員研修で北海道の厚真町に行きました。厚真町は、定住促進事業に取り組んでおられ、定年後田舎で自然に親しんで暮らしたいという方や若い方を受け入れている町でした。そこで定年者の受け入れで医療費が上がるのではと質問しましたところ、6年前から健康センターを活用して運動や食事改善などの指導を行い、予防に力を入れ医療費の負担は下がり傾向にあるとの返答でした。横谷村長は、生活習慣病に起因する医療費の負担が上がるのを懸念されておられますが、村は県の補助金で各区の公民館を高齢者の方が出入りしやすく、また安心して使用できるように改修されました。公民館は地域の拠点として地域の方が集い、会話を交わし、情報の交換を行うことは健康のためにも大事なことだと思われまます。そこで、管理栄養士、公民館を活用してどのようなことを実施しようと計画されておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えをいたします。まず、管理栄養士の配置であります。本村の現状、生活習慣病から起因する重き病気にかかる人の割合が大変多いと。それも食生活が原因で病気にかかる人が多いということからお尋ねのように健康予防対策をしっかりとしていく必要があると考えております。そこで、やはり村民の健康を守るためにはマネジメント能力、それから行政能力が問われる優秀な管理栄養士を職員として採用し、村民の健康を守りたいということから公募をし、新年度から配置を考えているものであります。

2点目のですね、ただいま公民館、全公民館改修工事終わったところ、残っているとありますが、これは県の100%の補助事業、介護基盤整備緊急特別事業という県の100%事業、補助事業を取りまして各地区公民館、これが恐らくこれから超高齢化社会を迎えて、公民館が健康づくりの拠点、災害時における集まる場所等になると思います。そこで、やはり病気になる前の医療対策、介護対策を考えたときに、お茶のみも語りもする場所が私は1つの介護予防にもなるということが1つと、その後ですね、各種行政等の各種事業の推進の場、そういったことを地域と行政が一体となってこの公民館をつくっていくということを考えています。この取り組み、事業内容については、詳しくは健康福祉課長の方から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それではお答えをいたします。まず、本村住民の方の医療機関への疾病別受診条件について述べてみますと、第1位が、高血圧性疾患、次に、歯肉炎、歯周疾患、そして第3位に糖尿病となっております。また、平成22年度要介護・要支援2の認定者数は198人となっております、年々増加の経過をたどっております。平成22年度球磨郡町村の要介護認定における疾患の状況資料によりますと、その介護状態になる原因別疾病は、第1位が高血圧性等の循環器系の疾患、次に、筋骨系及び結合組織の疾患、第3位に精神及び行動の障害となっております。このような状況は、食生活を主とする生活習慣が起因するメタボリックシンドロームから誘発された疾病が主なものと考えられます。このように住民の健康問題が複雑且つ多様化している現代社会においては、生活習慣病予防や介護予防、食育の推進が喫緊の課題となっております。平成20年度以降特定健康診査、特定保健指導が保険者に義務づけられ、村は住民の方に対しまして効果のある特定健康診査、保健指導を実施しているところでございます。疾病予防や健康保持・増進を目的とした保健指導の中で、保健師、看護師、そして管理栄養士が専門知識をそれぞれ発揮し、また健康福祉課、社協、包括支援センター、そして住民の皆

さんが一緒に理解し合い、健康づくりについての企画・立案、そして実践を進めることが重要であると考えております。そのようなことから健康づくり、特に食育推進に果たす管理栄養士の役割は大であり、大いに活用してまいります。

次に、各区の公民館を活用しての住民の方の健康づくりの計画についてのご質問についてお答えをいたします。本村では、先ほど村長の方がお答えをいたしましたとおり、平成23年度介護予防拠点施設整備事業に取り組みを行いました。これは高齢者が自分らしくいきいき暮らし続けるために健康の駅を拠点として介護予防に現在取り組んでいるところですが、さらにその取り組みを展開していくためには積極的に介護予防活動に参加してもらえる環境を整備することが必要でございます。そこで、高齢者がいつでも安心して集える場所を確保し、介護予防拠点として活用するために身近にあります公民館等の既存施設を整備するとともに、介護事業予防を行うことを日々のことで、日々の生活に必要な健康、身体機能を維持していくことを目的として進めたものでございます。各区とも区長さんを中心に改修計画が進められまして、概ね全区とも改修工事を終わらせていらっしゃいます。また、改修計画と同時に介護予防事業、健康づくり、栄養教室、閉じこもり予防、世代間交流などの取り組みについても計画をいただいているところでございます。本村では、生活習慣病の予防や介護予防の取り組みを行うことを重要な施策として位置づけております。そして、それは継続した取り組みを地域の中で住民の方と一緒に活動を進めてまいります。以上です。

○議長（松本佳久君） 原先利且君。

○7番（原先利且君） いろんなことを公民館を活用しての、公民館を拠点としてのいろんな事業を展開されようとされておられます。しかし、公民館から離れた方、あるいは車のない方がおられます。そのような方に参加してもらうにはどのようなことを考えておられますか。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。健康づくり活動を実施する中で、遠距離にある方、あるいは何らかの理由で歩くことが支障がある方についての対策ということのご質問でございますが、まず現在公民館を改修いたしまして、その身近にある公民館を活用した健康づくりを進めることでより参加しやすい環境になったところではございます。健康づくり、介護予防は適度な運動をすることもとても大切なことでございますので、公民館へ歩いて出かけることも介護予防、健康づくりの第一歩となりますので、元気で公民館へ歩いて集まれる姿を拝見したいと希望いたしております。しかし、おっしゃられるとおり公民館から遠い距離にある方についてもそのような機会を皆さんに享受していただくためには何らかの方策

が必要であると考えてとおります。本村では、丸岡号の路線網が充実しておりますので、丸岡号の運行時間を考慮した計画、あるいは外出支援サービス、これはいろいろな制約がございますが、その中で利用の検討について考慮したいということであります。それと、いずれにしてもですね、安全性を確保した対策が必要であるというようなことで総合的にそのようなことで検討したいということで考えております。以上です。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 本村はですね、ご承知のとおり山間地域が多いと。隣近所といっても数キロあるところからやはりすぐ公民館に近い方と様々でございます。そのような中で効果的にかえって元気で来る人もちゃんと元気で長生きしてもらおうと。しかし、閉じこもりとかどうしても、言葉不適切ですけども足の確保ができない方をどうするか、これが介護予防、福祉施策、いろんなスポーツ行事、関連する地域づくり行事でも参加をいただく上での課題であります。ですから、今回の公民館をせっかく改修して人が集まってもらわないとどうにもならない。そういったことを考えると、地域で元気なおじいちゃん、おばあちゃん方に協力をもらうこと。それからボランティアでお家におられて元気な方、ボランティアでどうにかこの事業の趣旨に添って協力してもらう方、または先ほど課長が申し上げましたとおり、丸岡号の運用形態を少し研究して公民館に来ていただくと。そのような総合的な公民館に集まっていただくような対策が今後内部的、外部的な連携も併せて必要になってくるかなと思います。そこのところは十分と検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 原先利且君。

○7番（原先利且君） 健康づくりという御旗を掲げた以上、その目標の成果を上げるためにはあらゆる手段を持って当たってもらいたいと思います。そして、国民健康保険料を上げないよう、上がらないような住民1人1人の方に健康の大切さを理解していただくよう地道な活動ではございますが、日々努力していただきますようお願いいたしますして質問を終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、2番議員、谷口予志之君より、1. 林業の振興及び山間地対策についての通告が出ております。

谷口予志之君の質問を許します。谷口予志之君。

谷口予志之君の一般質問

○2番（谷口予志之君） おはようございます。2番議員、谷口より通告書に基づきま

してご質問をさせていただきます。

まず、前議長のお悔やみを申し上げますとともに、東日本大震災から1年を経過をしました。テレビ等の報道を見ます限りではまだまだ復興に向けての道は遠いような気がしてなりません。しかし、被災地の方々の復興へ向けての行動等につきましては頭の下がる思いでいっぱいでございます。1日でも早い復興を願うところでございます。

では、さっそく質問の方に入らせていただきます。私はまだ一般質問2回目でございますが大変緊張しております。質問中不適切な発言等や誤解を招くような発言を発するかもしれませんが、そのときはご指摘をお願いしたいと思います。

まず、村長の掲げた5つの基本施策、1つ目、健全な財政の確立、2つ目、活力ある林業の振興、3つ目、人にやさしい福祉の推進と医療・介護の充実、4つ目、子どもの教育・子育て支援の充実、5つ目、明日を開く広域行政の推進とあります。それぞれの基本施策の中に各項目については具体的な施策がうたわれております。その中で今回私は林業に関わる振興について村長の方針、お考えをお尋ねしたいと思います。

まず、山江村の森林の概要についてでございますけれども、私の調査しました資料の関係で数字的には違うところもあると思いますが、一応報告をさせていただきます。山江村の森林面積は、国有林、民有林合わせまして1万660ヘクタールということで、山江村の面積が1万2,120ヘクタールございますので、その約87%が森林となっております。その中でその民有林の所有形態、これは公有林と私有林ありますけれども、公有林、県有林が91、村有林711で802ヘクタール、私有林が8,605ヘクタールとなっております。公有林、私有林合わせました民有林の面積は9,401ヘクタールになっているようでございます。その中で人工林面積、スギ、ヒノキ合わせました人工林面積は4,878となり、人工林率52%となっております。また、その蓄積は170万立方以上と充実し、伐期を迎える森林もかなり増加しているというふうに思います。しかしながら今の林業情勢は長引く木材価格の低迷等によりまして非常に厳しいものがあります。そのため生産性の悪化から林業での生業（なりわい）ができず、後継者がいなくなり、林業を放棄される森林所持者も増加しつつあるように思います。その中で村長の基本施策の中の林業の振興についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、林業の振興について環境と共存した森林整備の財源確保と林業の山村雇用の受け皿への転換とした施策を行うとされております。森林所持者、森林で働く者、大変期待しておられると思いますが具体的にどんな計画をされているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。谷口議員の質問の内容は私が掲げます5つの基本施策、農林業の振興の中の林業振興についてであります。

まず、環境と共存した森林整備への財源確保というお尋ねでございます。市町村森林整備計画の中で公益的機能別施業森林の整備等に関する事項を定めております。そして木材の生産機能、水源涵養機能、土地の災害防止と保全機能などについて区域の設定を行っているところであります。その中で水源涵養機能を図る森林では、標準伐期、スギ、40年でございますが、40年で切るところをさらに10年延ばして50年にならないと切れない。土地の災害防止保全を図る森林では、標準伐期の2倍、80年を迎えるまで切れないなど区域の設定をしているところであります。このように森林の公益的・多面的機能が十分に発揮できるようこのような環境と共存した森林施業を推進していくよう関係機関と連携を図っていくものであります。このことによる財源確保であります。森林整備に係る財源の確保については、国・県等も相当力を入れております。国・県等の林業施業振興に係る補助事業を活用しながら整備を図ってまいりたいと思っております。造林事業の再造林、下刈り、切り捨て間伐、搬出間伐、付帯設備としての鳥獣害防止ネット、これにつきましては森林環境保全直接支援事業、補助率が68%、この事業で取り組んでまいります。その他、国・県の有効な補助事業の活用を図りながら財源の確保をし、人が暮らしていく上で必要不可欠な緑と水を育む森林を環境と共存した整備を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、林業の雇用の受け皿施策についてであります。ご承知のように、山は、木は、子の代、孫の代にようやく使えるものであります。このように息の長い経営が求められ、そして昨今のように社会の変化にも左右されてまいります。日本の林業は安い外国産材に太刀打ちができず、国産材の需要が低迷しているため、間伐など手入れが行われないまま放置されている山が多く見えます。終戦後、植林されました山林は伐期を迎えていますが、我が村におきましても放置林が目立ってきています。このことにより有害鳥獣被害と併せ、山が荒れ、土砂災害などの危険が伴っており、山を守り、自然環境を醸成するためには、この放置林や伐採放棄地、広葉樹林などの山林の購入を進めています。平成23年度におきましては、72ヘクタールの購入の予定であります。その殆どが水源涵養保安林や森林土砂保全林でありまして、一部にはこれからの自然資源の大切さを学び、育み、後世に残す環境学習に適した自然林も含まれています。このことによりすでに植栽されているスギ、ヒノキの下刈り、間伐などの育林作業、これから環境と共生した複層林を実現していくための地ごしらえ、植林、下刈り、作業道の開設などでの労働雇用が考えられま

す。また、平成24年度から伐期を迎えました村有林の伐採に入っておりますが、伐期を迎えた村有林は約60%であります。24年度は4.7ヘクタールの伐採を計画をしています。このことは伐期が来たものを木材価格が安いとって守るばかりではなく、伐期適齢の木材を役に立たせる。利用する。伐採跡地に植林を進めていく。それも今までのようにスギ、ヒノキばかりではなくて、広葉樹を併せた環境と共生した複層林をつくる。このことによって木を切る人、運ぶ人、植林をする人、手入れをする人など、山で働く場ができてくると思います。大切な山江村のこの山林資源を生かした循環型の山づくりをすることにより林業、引いては山村の振興を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） 環境と共存、また財源確保につきましては、山江村の森林整備計画の中でそれぞれの整備計画を立て、森林の公益的、多面的な機能が発揮できるような森林作業を補助事業を活用しながら獣害対策を含めたところで行っていくというようなことで大変有り難く思っております。今後も山江村の森林がより一層整備されるようによろしくお願いをしたいと思っております。

また、国の林業振興につきましても、森林、林業再生プランを通し、木材の受給率、だいたい今24%ぐらいだと思いますけれども、これを10年間で50%以上にというような目標が掲げられています。その中で森林、林業の再生に向けた改革の姿としまして、平成23年度に国の森林計画制度の見直しを行い、路網の整備とか、担い手となる林業事業者や人材の育成など、今村長の方から言われましたこともうたわわているようでございますし、新たな森林・林業施策が打ち出されております。このようなことから今後いろいろな助成制度も出てくるかなというふうには思います。活用できます助成制度は1つでも村の方に取り入れていただきまして、先人の努力により造成されました森林資源を適切に利用し、活発的な林業生産活動ができるように取り組んでいただきたいと思いますとお願いをいたしたいと思っております。

また、山江村の林業担い手対策、雇用対策としまして放置林の購入を含め、村有林を計画的に伐採、更新し、雇用の確保をされるということでございました。球磨管内にもそういう林業事業者の雇用対策として同じような取り組みを昨年度より23年度より実施されている町村等もあります。そこそこの町村にあつては伐採面積等も若干の開きがあるような感じもしますけれども、この伐採面積につきましては公有林の所有面積による、また蓄積による村で変わってくるものと思っておりますけれども、長期的な姿勢に立った計画で林業で働く人たちが安心して働ける雇用の確保が持続できるようにお願いをしたいと思っております。

次に、作業道の整備と多様な木材の利用促進ということで公共施設やバイオ燃料

を含めた多様な利用方法の促進というようなことでされておりますけれども、どんな構想を持っておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 作業道の整備と多様な木材の利用促進と、またその後、バイオ等の問題についてご質問いただきました。作業道の整備であります。「山を買うなら道を買え。」と言われるように、この作業道なくして今の木材価格の低迷、管理コストを考えたときにこれほど作業道の必要性、また作業道を要する根幹的なものはございません。今、この低迷している木材価格、以前のスギですと3万、4万、今は1万程度、非常に安い。民間では切って出しても赤字ということから本当にこれ深刻な林業振興の上において課題であります。そういった中で作業道の整備と、引いては高性能林業機械の導入によってこの搬出に係る経費、コストを下げ、今林業経営をなされている方等は経営に当たっておられます。例えば、作業道が以前は作業道に作業、山林作業にかかる作業道の要件で2メートル、3メートルでございましたが、今は8トン車、10トン車が通れる作業道、一気に木材を大量に運ばないと搬出経費が浮かないということから作業道のあり方も育林作業にかかる作業道と搬出にかかる作業道のところが少し用途が変わってきているように感じしております。そういった中で森林環境保全支援事業や間伐等森林整備事業のこの県・国の補助制度の活用、それから村からの単独による作業道の開設の助成など積極的に林業の振興には促進してまいりたいと考えています。

それからバイオ燃料等のことですかね。このバイオ燃料、間伐材、木質を使ったチップ等ですね。どのように活用するかということでございます。本村におきましてもこの間伐等木材の利用、推進計画を策定しまして公共施設などへ木材利用の促進を図ることとしていますが、まず公営住宅建設での木造の構造、学校施設での机や椅子、交通安全施設のガードレール、また公園施設のベンチ、民間住宅での木材利用、この民間住宅での木材利用は今回条例のことを議会の皆様方に提案しているところでございます。

また、ビニールハウスやボイラーなど大量に消費する化石燃料の削減から地球温暖化防止としての木質バイオマスの活用、ペレット、これをですね、今石油等化石燃料で寒いときは暖房して野菜をつくっておられますが、これに木材ペレットを使って暖房に環境にやさしい、使われないかなと試験的なことも含めて導入をして、助成を仰いで試験的に試行的にビニールハウスに入れてみたらどうかなとも考えています。もう1つは、これは大変検討を要する課題でございますが、温泉センターは大量に化石燃料、石油等を十度使ってます。ここにこれだけ山江村は山村ですから、間伐材がたくさんある。これをチップ、ペレット化して温泉センターの燃料に

使ったら試験的にどうかと。それこそ環境に配慮した燃料、そして山の木も動くということからこれも是非ですね、担当課を含め関係機関のご指導をいただきながら検討してみたいと考えております。そういったことで幅広い利活用の計画を今後進めてまいりたいと考えています。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） 作業道につきましては、山江村は郡市に先立ちまして作業道の開設機械を導入し、期間路線となるような作業道はある程度開設をされていると思います。村長言われましたとおり、「作業道は山を買うより道をつくれ。」というように大変コスト減につながる作業道だと思います。先ほど言いましたように、ある程度開設はできたというようなことでございますけれども、地区によりましてはまだ不十分なところもあるように思います。今後積極的に作業道の開設につきましては推進をされまして種伐、間伐等を含めた生産地へ幹線道路からの枝線とか、作業道同士が循環できるような作業道の計画開設、このようなこともお願いをしたいと思います。循環させることによって一方が崩壊等で通れなくても通れるというようなことにもなるかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、木材の利用促進につきましては、今回の原発の問題で今後バイオマス燃料等につきましてはそれぞれ推進されていかれるのではないかなというように思いますので、そのことにつきましても山江村でも燃料関係多く使うところもございまして、そういうことも含めてよろしくお願ひをしたいと思います。

また、木造建築につきましては、国の方におかれましてもテレビ等で放映されましたように、耐火性を含め大型建築というようなこともされております。山江村は公営住宅はほとんどが木造住宅であり、今後もそのような方向で木材の利用の促進をお願いをしたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、山間地の所得対策というようなこともうたわれております。このような対策としてどのようなことを考えておられるか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 林業が非常に低迷している。昔はですね、山持ちは金持ちと言われてましたように本当に山を持ってらっしゃる方は生活がある程度できました。しかし、今山を持っていらっしゃればいらっしゃるほど非常に経済的に大変だという状況です。そこで山が売れなくて収入がなからんばどうして食べるか。やはり副収入としては私は特用林産物等の振興以外にはないかと思っております。しかし、現況はその特用林産物も有害鳥獣等により被害によって収穫ができないというのが実態でございますので、今後木材振興と併せて多角的な林業経営、多角化による所

得対策が必要ではないかと考えています。考えられますのは、山間地ですからその標高、気候、土壌を生かした高冷地野菜、またタケノコ、シイタケ、ワサビ、ゼンマイ、ワラビ、アケビ、アケビ等も今非常にですね、人工になってしまって、昔豊かでありましたアケビがないと、非常に今アケビも希少価値ということを知っています。こういった山間地特有の自然、気候、土壌に適したものを品質管理が行き届いたものとして栽培を図り、販売する。もちろん有害鳥獣対策もしっかりとしていく。しかし、この先が大事だと思います。要はつくっても販売する。1次産業、生産、2次産業、加工、3次産業、販売、2かける3、6次産業、なかなか自立、自主的な企業ができない。このことは私は農家の方、農産物も一緒だと思います。まったく林産物も一緒。そこで農産物、林産物を併せて中山間地の個性を出した加工施設。例えば今温泉センター等に物産館ありますが、温泉センターに来るお客さんでの農産物はなかなか限られたものであると。常に赤字経営であると。場所的にも悪いと。やはりこの辺りも皆様方と協議して一線を描き、新しい時代に向かった農林産物の生産加工を考える時期に来ているのかなと痛切に思っております。いい物を加工施設でつくる。そして全力で販売する。本村が持っている特徴である情報、インターネット、また営業で販路を拡大していくと。このようなことの取り組み対策をですね、議会の皆様、そして関係農林課の方々と協議を進めながらほんとの疲弊し、低迷している、いったい先、これから先どうなるのか。先が読めないような農業、林業の実態の中で振興に努める努力を本格的に立ち入っていきたくと強く思っているところでございます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） 特用林産物、また農産物の鳥獣被害対策のための防護ネット助成等も実施をされております。また、以前からの小さな産業づくりの事業補助金を利用した施設もかなりできているようでございます。このようなことで生産基盤といいますか、施設の方は完備されますけれども、村長言われましたように、生産された産物の販売についてはそれぞれが販売先を探し、また販売をしていくのが本当かもしれないけれども、生産時期が集中し、採算の取れる価格の販売というのがなかなか難しい状態だと思います。また、山間地は消費地でございますけれども、この距離が遠いのと、山間地におきましては高齢化がかなり進行しております。そういう市場とか、消費地への搬入にも大変苦慮されているのではないかとこのように思っております。そういうことから村長言われましたように、村内での農林産物を含めたところのですね、加工場関係の方にも一層力を入れていただき、いくらかでも山間地と言わず、村民の皆様が所得を上げられるような対策をお願いをしたいというふうに思ひまして、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 休憩を8分とし、再開10時55分にいたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 再開いたします。

次に、5番議員、田原龍太郎君より、1. 村の防災対策についての通告が出ております。

田原龍太郎君の質問を許します。田原龍太郎君。

田原龍太郎君の一般質問

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。ただいま議長のお許しが出ましたので5番議員、通告にしたがい、村の防災対策について5点ほど質問をいたします。

昨年の3.11東日本大震災から1年が経ち、また関西地方を襲った台風災害からは半年近くが経ちましたが、震災地ではまだ多くの行方不明の方や避難生活を余儀なくされている人々はまだ多くおられますが、人々は立ち止まることなく少しずつ復興に向けて頑張っておられます。しかし、今本日も新潟県において地すべりが発生し、まだ続いている状況であります。このようにいつ、何が起こるかわからない今、いつ、同村においても津波の心配はありませんが、地震、台風等で災害が発生し、土石流や河川が氾濫した場合の村としての防災対策はどうなっているのか。

また、私たちは消防団として住民の皆さんの安心・安全を守るために、現在当村の地域防災計画書や防災マップ等の見直しを行った方がよいと思います。当村の自主防災に対して行政の取り組みはどう考えておられるかお聞きいたします。よろしくお願いたします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えさせていただきます。今、田原議員が申されましたように新潟県の地すべりとか、夕べはちょうどサッカー中継がありましたけれども、その時間帯に茨城、関東地方で震度5の地震があったということで本当に自然災害いろいろな災害が多発しております。本村におきましては、異常気象や集中豪雨、また台風などによる土砂災害、山崩れ、河川氾濫などが考えられ、いざという非常

時に備え、自らの命は自ら守る。自らの地域は自ら守るといような自主的な防災活動と適切な行動ができるよう日ごろから地域での訓練や危機意識を持つことが大切と考えています。そしてそれぞれが家庭、地域、行政の役割分担を明確にしながら、その指名と役割をしっかりと認識し、いかなる災害が発生しても的確な対応、危機管理を持つことが大変重要だと考えています。今お尋ねの山江村としての防災体制のあり方につきまして、総務課長からその内容について説明をさせます。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） おはようございます。ただいまのご質問に対しましてお答えいたします。まず最初に自主防災組織の必要性でございますが、特に先ほど村長が申しましたように、地域住民の生命、身体及び財産災害から守るためには、普段から顔を合わせておられます地域の方々とのお互いに協力し合うことが必要ではないかと思っております。というようなことで自主防災組織を立ち上げているような状況でございます。組織としましては、区長さんを中心に給水・給食班とか、避難誘導班、救出・救護班、火災消火班、情報収集班等々の体制で行っているような状況でございます。特に過去におきましては、平成21年2月におきまして大規模な山林火災を想定しました訓練を丸岡公園一帯で実施しながら、消防団、県の防災消防ヘリ、消防署、周辺の方々の参加によりまして、特に消防署からによります赤バイ隊、防災ヘリによる情報収集等、偵察等々を訓練を行っているような状況でございます。それから現在におきましても、田原議員ご承知のように、春季全国火災予防運動の一環としまして村内1箇所を選定しまして特に今回におきましては9区、蓑原地区でございましたが、区長さんをはじめ地域の方々の協力の下で消火栓の使用法、消火器の方法等についても訓練しているような状況でございます。それから現在、福祉避難所としまして医療法人木鶏会でございます山江老人健康施設を指定しまして生活支援、心のケア、相談等を専門的に知識を有しておられますスタッフの配置もお願いしているような状況でございます。そこにまた、福祉用具、介護用品、衛生用品等々を備えてもおります。これにつきましても役場の車庫の方にも同様なことを準備しているような状況でございます。それから、県及び気象台の指導によりまして土砂災害による避難勧告の発令基準マニュアル等々の作成にも取り組んでおります。それから、携帯電話等によります防災に関する情報のシステムでございますが、熊本県防災情報メールサービスというような機能がございまして、これは携帯電話でNTTドコモのみでございますけど、こういうようなことも活用しながら熊本県防災計画書の基準のもとに今後におきましても各消防機関等々と協議しながら変更に取り組んでいくような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） 村としてもいろいろな方面ですね、活用し、県又はN T Tなどを活用して防災対策を考えておられると思いますが、当村においてですね、さっき言いました地域防災計画書とその中に防災マップとって各家庭にですね、こういうマップを配付してあります。これについても消防の方ですね、ちょっと調べてみましたところ、避難場所において各地域に避難場所が公民館とだいたい指定してありますが、31箇所の場所があります。そのうちの14箇所近くがですね、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流の警戒地ですか。に入っている避難場所が半数近くあります。先ほど原先議員の方で公民館の活用で質問がありましたが、健康づくりの場所としても使われていますが、もし発生した場合はですね、2次災害の発生する恐れもあります。避難場所の見直しの考えはないか。そしてまた、各地域で自主防災組織を立てておられると思いますが、それについての把握は役場としてはしてもらえるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 各地区の避難場所等々のご質問でございますけど、ご承知のように防災会議におきまして周知はしております。場所によりましては、今お話しされたようなことで変更せざるを得ない地域もございます。これにつきまして、また区長会、消防の幹部会等々のご意見を聞きながら最善の見直しを行っていきたくと思います。特に地区名におきましては私なりに考えておりますのが3区、それから淡島地区、15区等々が考えられるんじゃないかというような気持ちであります。それから、区長会を通じまして各地区の防災組織を再確認しながら、重要な組織でございますので、日ごろから実質的な訓練、それから村で計画します訓練等の参加を呼びかけていきたくと思います。特に各地区におきましては、4月の区長会の折に自主防災組織等々の体系等々については説明しながら各地域で班体制は整っているような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） 各地域においてですね、防災組織が編成されております。また、公民館等も先ほど言われましたように3区、14区、15区、特に山間部にですね、集中しています。中には私たちのところの東浦公民館もですね、平野地に近いんですけど、土石流危険渓流地警戒地内に入っておりますので考えていきたいとは思っております。先ほど各地域で消防組織内に、区長を中心としてつくられるわけなんですけど、その名簿の中にですね、できるだけ消防団の方は外してほしいと、私の要望であります。消防団は全体的にですね、回らなければならないところもありますので、そこのほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、地図、マップの中にですね、ヘリコプターの発信地、発着地が8箇

所ありますが、尾崎、大川内、屋形、この旧小学校がですね、山に囲まれて高压線とか、電柱、ナイター設備、立ち木などで、また校庭も狭くてですね、本当にヘリコプターが降りられるのかということをちょっと調べてみました。特に今年からですね、運行しているドクターヘリは、広さが35メートル以上必要ということを知っております。消防ヘリの発着は、当村では丸岡のみということが指定はされているんですけど、今後のですね、特に山間部における発着地においてどう考えているのかお聞きしたいと思いますけど。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） ただいまの件でございますが、防災ヘリの発着地の件でございます。ご指摘のように8箇所指定してございますが、特に山間地域におきましてはご指摘のようなことが十分考えられますので、関係会議の中でまた検討していきたいと思っております。特に、今回ですね、県の方によります防災拠点施設というようなことで対空表示、ヘリコプターのサインの件でございますが、県の最終作業によりまして役場庁舎、山田小学校の方にこのヘリサインの文字を入れておまして、役場庁舎におきましては屋上にでございますけど山江村、それから山田小学校におきましては山田小というような文字を入れているような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） 役場とか、小学校の方にですね、ヘリサインを掲げてあるということです。特に回ったところではですね、屋形地域の方で、屋形旧小学校じゃなくて水無の方に、高速のこれは埋立地ですかね。あそこに結構広い場所がありますので、そういう指定も変更してはいいんじゃないかなと思っております。

続きまして、現在各家庭においてですね、防災無線が設置してありますが、なかなか故障した場合にですね、なかなか修理ができないと、時間がかかるというお話を聞いております。そこで今現在ケーブルテレビが各家庭にあるわけなんですけど、ケーブルテレビのですね、告知端末を利用して防災無線としてですね、活用できないかということをお尋ねします。することによってですね、ケーブルテレビの加入率もアップを図れるんじゃないかと思っております。中には所得に応じてなかなか入られないところあると思いますが、そこは村の方でですね、管理していただければと思っておりますが、これについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） ケーブルテレビで防災無線の役割はできないかというようなご質問でございますが、ケーブルテレビにつきましては、テレビ放送のみだけでなく各分野にも活用できるようなシステムでございます。特に防災面におきましては、ケーブルテレビに付属しております告知端末機の活用が考えられます。告知

端末機の放送設備につきましては、現在あります屋外の拡声器にも接続できますし、防災行政無線と何ら遜色はありません。近隣の自治体でも現在の防災無線機から告知端末機へ切り替えた例もございます。現在の防災無線機におきましては老朽化が進みまして故障も多く発生しているようなことでございます。将来的には切替を検討する必要があるかと思いますが、全戸に設置しておりませんので今後検討させていただきますようお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） できるだけですね、さっき言いましたが、故障したり、ノイズが入ってですね、聞きにくいということも聞いておりますので、できるならばこれを一本化にできないかと。野外の場合はですね、仕方ないと思います。広域消防においてデジタル無線化されますが、これについては直接関係ないということも聞いておりますが、やはり見直しをする時期に来ているんじゃないかなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

最後にですね、河川整備について数回質問をしていますが、国・県の予算的なこともあり河川整備進んでいない状況と思います。当村においても山田川、万江川の2本の川が流れています。しかし、2つの河川も土砂が堆積し、よし萱が生い茂り、川底が上がり、または浸食したりし、毎年水害の危機に直面しています。議会2日目に議員全員にて視察しました山田川でも特にひどいところは日向橋の上流は重要水防区域になっています。下流は重要水防箇所となっています。川が増水したときには、堰と堤防との差がですね、約1.5メートル近く、前後ということで本当に氾濫したときには消防団としてですね、気が休まることもなく警戒する必要があります。川が増水し、堤防が破壊したならば役場周辺はもちろん山田地域が水没する恐れもあります。農業用水を確保しながら、今後この流域の河川整備をどう行っていくかお聞きしたいと思います。また、合戦峰橋の橋下や上流も川底の浸食がひどく、増水したときには橋が流されるんじゃないかと心配しております。この2つについて行政の対応はどう考えておられますか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは村内の河川整備についてのご質問でございますが、お答えいたします。まずは、田原議員ご承知のとおり、万江川、山田川も一級河川球磨川の主流でありまして河川管理整備、いろんなこと熊本県が維持管理を行っている河川であります。河川整備につきましても熊本県が事業主体となって整備をしておりますが、なかなか地域の住民の要望どおり整備が行われないのが実状でございます。山腹からの流れ出る土砂の堆積、それに繁茂する木々の雑草類は年々

増え続ける状況であります。山江村でも先ほどありましたが大雨時の河川の増水時には堰の決壊や堤防の越流の危険性がある箇所も数カ所見られるため、毎年河川の掘削、土砂堆積除去や護岸の改修整備を要望しているところでございます。熊本県も各市町村から要望を受け、整理・調査し、人家のある地域や危険性が高い箇所などを状況を踏まえ要望のある箇所から優先順位を付けて県は予算枠内で護岸補修や河川整備を行う河川改良事業や単県の河川掘削事業等で整備を実施している状況でございます。山江村内でも平成24年度におきましては、県は河川改良事業で万江川の淡島地区を護岸整備する計画でございます。河川掘削事業につきましては、要望を山江村も行っているところですが、現在のところ未定ということでございます。しかしながら今後も山江村としましても引き続き河川整備の要望については、強く要望を行っていきたいと思います。

また、2点目の山田川の合戦峰の上流及び下流の河川浸食でございますけれども、大雨時の洪水の度に洗掘され、川幅が狭くなっている状況かと思われま。これにつきましても県の方に現地を確認してもらうように文書等でおつなぎはしておりますが、また生活道路の共有もあるということで県の方には連絡しております。しかしながら、今のところ現在計画は立っていない、今後ですね、現状の把握を調査しまして県へ河川整備の要望を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） ただいまの田原議員のご指導・ご指摘といたしますが、本当に先般山田川の現況を番慶からずっと合戦峰まで見ました。土砂が堆積し、よし萱が茂っていると。いつ河川が氾濫して田畑、あるいは住宅災害がわからないということですから、現状で県に言ってもお金がない。財政的にということだけ言いますから、村としては現場をちゃんといかに喫緊、危機が迫っているかというような現状の資料等をつくり上げ、写真等も含めつくり上げ、検討に持っていきます。そして是非現場を視察して頂きたいというようなことの申し入れ。そしてできますれば平成24年度の重要課題として山江の河川整備にかかる要望書をつくり上げて、議会の皆さんの力を得て県等に要望・陳情活動を行わせてもらったならと、議会の皆様の協力を得て県等で直接陳情・要望したらどうかと。そのくらいしないとなかなか振興局土木部では動きませんので、本格的な喫緊の課題である合戦峰の橋梁の河川掘削、本当に掘れています。そして東浦の前、味園の井堰、喫緊の課題ですから、是非そういった対策・行動を起こしてまいりたいと思っておりますので、協力をよろしくお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） 河川についてはですね、なかなか国・県の予算等もあり順番待ちということでもあります。少しでも進むようお願いしたいと思います。村長が先、言われましたように、議会としてもお願いして陳情を行い、できるだけ村民の人が安心して暮らせるようなですね、整備をしてもらいたいと思います。今後も自主防災組織についてもそうですが、住民全員が安心して暮らせる村づくりにしてもらえますようお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、3番議員、中竹耕一郎君より、1. 施政方針についての通告が出ております。

中竹耕一郎君の質問を許します。中村耕一郎君。

中竹耕一郎君の一般質問

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。今日の一般質問の最後になりましたけれども、まず本来ならばこの議場に田口議員がおられるのが当然ですが、急逝されたということでご冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

今日は、先刻、通告をしておりましたけれども、3つの点について質問をさせていただきたいと思います。1つには、平成23年度のだいたい全般的な事業の成果。それから2つ目には、24年度の重点の施策、そして3番目にはですね、財政運営ということで主に様々な基金がありますが基金の運用と、それからケーブルテレビ関係に絡めて交付税の運用ということでこの3点について質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いしておきます。

はじめに、平成23年度の事業成果についてお尋ねをいたしたいと思います。これは個別的に事業の成果ということではなくて全体的な総枠でお答えいただきたいと思います。いよいよ23年度も年度末近くなりまして事業の一区切りを付ける時期になってきております。村長、就任されてからもう1年半なるわけですが、それより就任されてですね、1年後だったと思いますが、平成23年9月、昨年9月の定例議会の中ですね、自己評価をするところをマニフェストの70%は達成をしたんだというふうなお答えをされております。住民目線と現場主義でいくんだと、そのような答弁をされたのはたぶん覚えておられると思いますが、振り返りましてそれより1年前ですね。平成22年の9月の定例議会では数々の政策を上げておられます。私、記録の中から見た限りではですね、例えば福祉関係では、多機能型老人福祉施設の誘致、建設、それから財源確保ではですね、村有地を払い下げ、造成などをして売る。そして財源確保に努めると。また農業関係ではですね、観光、薬草農園ですか。こういった夢もあるんだと。それから薬膳料理に取り組みま

すと、そういったことも諸々言われております。そしてまたサービスエリアですね。山江のサービスエリアを活用したオアシス構想、直売所の開設、それからビニールハウスの助成を行うと、こういったことも言われております。また、インターネットを使った物産の販売強化、それから特定農業法人の確立、後継者の育成対策、農地の流動化というようなことも言われておるわけです。そしてまた、教育関係ではですね、村営学習塾の開催、ケーブルテレビを使った塾、地域づくりでは、引いては村民の大集会を開催をするというような盛りだくさんの事業計画を平成22年の9月では羅列をされたんでありますが、それから1年後ですね、一般質問で先ほど言いましたように70%の達成ができたというようなことをお答えになっております。評価はですね、自己評価、また客観的な評価、それぞれあると思いますが、どのような基準でですね、70%というふうな認識をされておるのか。確かに平成22年度決算を見てもみますとですね、一般会計では実質収支1億8,500万円程度の黒字ですね。特別会計合わせますと、2億5,600万円ぐらいの黒字ということでありました。確かに前年度決算に比較しますとですね、一般会計では6,200万円ほど多く蓄えられたということでもあります。これは着実の成果であると言えないこともないわけですが、果敢に取り組んだ事業仕分けの結果なのかですね。あるいは着手できないから経費がいらなくなって不必要となって繰り越したのかですね。後ほど基金を含めた財政的な問題には触れていきたいと思っておりますが、まずその辺の事業のですね、成果、実績について率直な見解をですね、お尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えをいたします。平成23年第7回定例議会の中でmanifestoの進捗度について70%の達成が実現できたのではないかというお答えしたのは事実でございます。1期4年間、1期4年間でございます。与えられました期間の中でmanifestoの実現を図っていくのが本来の基本的施策の進むべきあり方です。その進め方、取り組み方については、まず短期計画、生活・暮らしに直結する身の回りをすぐやること。それから中期計画、5年、10年、子どもや孫達が恩恵を受ける事への取り組み。長期計画、20年、30年、40年後、このようなことをやってくれてありがたいと感謝をされるような計画、このような方針のもとに事業計画を立て推進しているところであります。私が掲げます5つの基本政策、健全財政、農林業の振興、やさしい福祉の施設、子育て教育、広域行政の推進の中に29の項目があります。先ほどお尋ねになりましたいろんな薬草園の問題とか、そのときに短期に出てきたものについてはmanifestoには掲げておりませんが、それはそのときに臨機応変に対応していくことも必要でもあります。29の

項目があります。これを推進するに当たっては常に現場目線、現場主義、そして現場を見ること、これを私は大切にすることとしております。実践に当たってはスピード感を持つこと、行動をすること、実現を図ることとしていますが、はっきり申し上げまして事業総括をしますと最初の1年半、住民生活にかかわるマニフェスト、できるものから積極的に取り組んできたということ。それからまだ実現に時間をかなり要するもの。実態が社会情勢の変化により、変化していくもの、こういうものなどがあり、達成度は私は昨年度の第7回定例議会の中で申し上げましたとおり70%、その後は進捗しておりません。ただ、まだマニフェストの中に今実現できるであろうというのが何項目が今そこまで来ていますから、このことも実現に向けてですね、全力で取り組んでいくと、もちろんですけども、この残りの30%については、相当な努力と時間があるものと思っています。このことを覚悟して残されました2年半、実現に向かって努力をしまいたいと思っているところでございます。これが私の率直な今の気持ちでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 今、だいたいお答えをいただきましたが、実現できるであろうという何項目かですね。このことについて具体的にちょっと教えていただければと思いますが。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 例えばの例でいいですかね。例えば、サービスエリア周辺の買収をいたしました用地、あそこが広大な面積と建物があります。今、ある企業と交渉を進めています。一部は賃貸してほしい。一部は建物を含めてできれば買わせてほしい。そしてそこで食農に関係する部分ですけども、そこで障害者とか、高齢者を何人か雇用してやってみたいというような企業がありますから、その方と交渉し、できれば実現を図りたいということを思っております。

それからこれはですね、実現可能ということははっきり申し上げられませんが、私は先ほど言いましたように、6次産業、農林産物をどうしても売りたい。それはインターネット営業等も必要ですけども、そのサービスエリアの一角にですね、ネクスコ西日本と協議を重ねながら今プロジェクトで協議してますけれども、あの一角に特徴のある農林産物を置く山江のアンテナショップをつくって、そこに農林産物を置けないかなと。コンビニがありますから、コンビニで売っている品物と競合することは許可しませんので、それとまったく違った品物を置くと。そしてそこで売りたいと。ただ、ネクスコは道路利用が目的ですから、こちらは物を売ると、合いませんから、長距離ドライバー、運転される方が疲れたときに、ちょっと休憩してシャワーでも浴びる。お茶でも飲むというような簡易な施設を付けた

ものの売り場所だったらばひょっとしたら可能性があるかなということも考えられますので、これをプロジェクトでまずは上げて、ネクスコ西日本の本社等に企画書を提案してみたいと。それがオーケーができればできるし、まだできないときにはまた違った研究もしなければなりません。そういったことを一例として申し上げました。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） エリアの構想についてはですね、今お話をもらったところですが、これは村長が再選から申し上げておられるオアシス構想の一環として捉えていいわけですか。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 今、ハイウェイオアシスというのはありません。これは以前ですね、高速道ができましたときに、地域の自治体と連携して幅広くハイウェイオアシス構想、サービスエリアの周辺に博物館、あるいは温泉センター等をつくって地域の活性化、引いては高速道を利用される方がそこを見学されるというようなことでしたけども、今は高速道路公団と民間になりましたし、このハイウェイオアシス構想を自体はありません。ただ、ネクスコ西日本がこれからのモータリゼーションの中でガソリンスタンドなんかも閉めておりますし、地域の自治体と事業連携をして新しい活性化方策をつくりあげたいというような大きな目的がありますから、ネクスコもそういったことで新しい事業を展開したい。私たちもこの小さな農山村でどうしても物を売りたいというところの視点が合致していますから、大阪の堂島のネクスコ本社に行ってそういうことをお話したときに社長以下、役場の方にお尋ねし、訪問していただき現地を見ていただいたということから、こちらから今度はそういった企画をつくってあげるということでございます。現在はハイウェイオアシス構想は今のところございません。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎。

○3番（中竹耕一郎君） ハイウェイオアシス構想はないということですが、これはなかなか難事業だと思います。エリア周辺ですね、利活用、とても大事なことでありますけれども、十分用意周到なですね、マーケットの調査等も必要になってくると思いますので、是非その辺はですね、村長が考えておられるような実現に向けてですね、努力をしていただきたいというふうに考えます。

23年については以上で終わりますが、次に24年度ですね。重点の施策についてお尋ねをしたいと思います。村長はですね、よく言われます。特に今回のですね、本定例会の冒頭申し上げられたんですが、3つの重点テーマですね。1つ、安心・安全な暮らし、それから活力の創造、それから希望のある未来ですかね。以

上、3つ申し上げられたわけですね。具体的な項目としては、安心な暮らしの中では、まず道路整備、環境整備ですね。それから予防介護、予防医療、住宅施策、今度は街灯も全地区、年間計画立てて改修をしていくと。それから健康対策、それから不妊治療に対する応援と支援、そういったこともあげております。それから活力の創造では、一番基本となりますのは農業基盤の整備、それから先程来話がありました木材、林業関係の活性化、それから山を購入をして、山で働く方の雇用を確保すると。それから国のブランドとか、肥料等の助成を行うとかいうようなことで活力の創造に結びつける。それから希望のある未来ということでは、いわゆる子ども環境の整備、子どもの祝金、それから短期的にあります対馬の海山交流補助、こういったものも希望ある未来としては結びつけてやるんだというようなことを話を冒頭施政方針の中でされておりますが、条例とか、予算計上もちろんされてるわけですが、平成24年度ですね、事業予算を見ても、村長、助成にはですね、前例踏襲ではなく、見直すところは十分きちっと見直していく。適切に対応していくというようなことをですね、いくつかからも質問があっただけでお答えになっているのは記憶しておるわけですが、私の思い過ごしかも知れませんが、このところですね、各種補助金の交付とか、助成金の交付とか、どうも何と言いますかね、ばらまきといいますか、こういった色合いが強くなってるんじゃないかなというような気がいたします。これは思い過ごしかも知れませんが、見解の違いということもあります、やっぱりこういうの、例えばですね、先ほど言いましたばらまきといいますのは、例えば今回新しくできた赤ちゃんのお祝いとか、もちろんこれも大事なことでありますよ。それから在宅介護の応援というやつが増額とか、倍にするとかですね。それから栗の栽培についてその肥料の助成をどんどん行うとか、こういった補助金の交付要綱もできる。それから笑顔あふれる地域づくり、これも相当な金額ですよ。各地区に恐らく20万円程度はまたいくわけですね。こういったどうもばらまきみたいな行政に近づきつつあるんじゃないかなと私は思うわけです。足下にですね、光を当てるといふ村長のスタンスからいけばまず必要に見えますけれども、一度始めますと、じゃあ来年は止めますとか、そういうことはできないわけですね。今後、まず求められるのがですね、農業振興、それから雇用の場の確保、それから地域づくりの仕組みですね、仕組みづくりの確立。それから医療費・介護費用抑制のためのですね、健康づくり。それから各種団体の育成支援、対外折衝施策、介護拠点整備を行えば今度は中身のソフトづくり、こういったものですね、非常に重要になってくるんだらうというふうに思います。例えばですね、このような経済状況の中で1つ、2つたぶんあると思いますが、経済的に困窮されている家庭とかですね、多重債務で悩んでおられる家庭、そういったものもたぶんある

んじゃないかと思いますが、税金の納税の相談なんかに来られる方でわかるかなというふうに思いますが、どうですか、税務課長、何かそういう推測でもできる、感じられたことはありますか。

○議長（松本佳久君） 木下税務課長。

○税務課長（木下久人君） それではお答えいたします。税務課におきましてはですね、滞納整理関係で不動産、預貯金、給与等の調査を行いますけれども、負債の方につきましては調査をしておりません。したがって、その多重債務で悩んでおられる方がそんなにどれだけおられるかというふうなことまでは把握をしておりません。ただ、今日のですね、今納税相談を本日までやっておりますけれども、農業関係につきましては大変厳しいというふうなことで黒字が出るような所得の方が非常に少なくなったというのが現在の状況でございます。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） わかりました。そのような場合のですね、やっぱりなかなかですね、負債については表面には出てこないわけですね。そういった相談とか、行政相談はもちろんあるわけですが、民事相談、それぞれですね、各地区民生委員さんもおられますので、相談があるかどうかわかりませんが、なかなかできない面もあると思います。別の機関でですね、総合的な相談といいますか、そういう専門的に相談する窓口等も必要になると思います。そういうふうなセーフティーネットのですね、やっぱり確立もですね、あってもいいというふうに私は思うんですね。そういうものも含めてですね、今年、村長がですね、一番こういうことについてやりたいというようなことがありましたらですね、是非再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 非常にですね、私たちの村、農業、林業、建設業、低迷しております。そういった中で子育てからお年寄りまでこの現状をよく見、そして限られた財源を使っていくということは大切なことであります。子育て、それから体が弱い方、お年寄りについては社会福祉、社会保障、どちらかというところの部分の予算であります。この部分が非常に近年全国町村のんでいくと。この対策をどうするのか。一方では、このまま投資的経費、農林、建設業に投資をしないとますます企業がない。働く場がない。先行きが読めない状況の中で停滞していくばかり。そういうことを考えたときに今年の予算、弱者には弱者なりの手だてをしなければならない。やはり企業、現場で働いてらっしゃる方には、やはり少しは投資的経費もしなければならない。このバランスに非常に苦労しました。本来ならば財政的なことばかり考えると守りに入って予算は編成できるんですけれども、やはり生活の中

身、私が村民目線を重視した施策と訴えていますから、その現状を考えたときにそのことも踏まえ、またバランスを考え予算編成をしたところであります。確かに私は今基本的な私のコンセプトとして安心な暮らし、活力の創造、未来への希望という3つのキーワードを掲げています。理由を申し上げますと、安心な暮らし、在宅介護手当、施設に入られる方はある程度家庭で余裕がある。しかし、家で姑さん、じいちゃん、ばあちゃんを面倒みてらっしゃる方の現場を見たときに、おむつを買いきらずに外のコンクリートに干してある。そういったときにどうするか。放置していいのか。やはり少しは日を当てなければいけないだろうと。それから赤ちゃんがほしいけれどもなかなかできない。県も助成している。うちもそういう赤ちゃんができないお母さん方、ご夫婦には特定不妊治療の助成をしてあげたい。膨大な経費がかかって人には言えません。そういった治療の補助をしたいと。それから永シ切団地、払い下げが申請されております、してほしいと。60戸ある中で半分が払い下げ希望、半分があまり希望されてない、勤務状態等から。でも、払い下げする計画を立てていますからひつついている家を切る。上下水道が共同だから分離する。これ数千万いるから安心な暮らし払い下げするためには、どう対策を立てていくか。また活力の創造では、環境保全型の農業を推進しなければならない、安心安全な農業。また、畜産関係、注射の助成。また保留牛の1頭から2頭への助成。特産栗、非常に今放棄地も出ていますし、今まで苗木ばかりでしたけれども聞いたみたところが是非肥料の助成をしてほしいという多くの意見をいただきましたから栗肥料を助成する。また、特産品等出店事業助成。やまえ堂さんなんかしっかりと山江の栗を使ったいい品物をつくっていらっしゃいますから、都市に出て行って物を売るときの出店助成をしてあげたいと。それから村有林の伐採、地域材の活用促進支援事業は、林業資源を生かした環境と共生した山づくり、山村での雇用の確保であります。未来への希望は、こんにちは赤ちゃん祝金としておりますけれども、日本は将来的に人口が本当に少なくなってきました。その中で次代を担う子供たち、新しい生命が誕生するものに少しでも、以前何年か前は1人10万円、2人20万円、3人30万円、4人40万円、5人50万円って助成してありましたけれども、財源がきつい。5万円程度支給して、おめでとうございまして、しっかり育ててくださいというような赤ちゃん祝金。それから、万江地区に公営住宅の建設、山田地区に井出の口団地つくって、万江地区、非常に子どもが少ない。保育園、小学校少ない。このままでは健全な学校はできない。小規模の教育の特徴はあるものの、やはりある程度の定住促進と子どもの数は増やしたいという地域の振興策。それから将来を担う子供たちに学校にICT教育の導入を図りたい。この検討委員会を学校の先生、地域の方々、委員会をつくって1年間検討していただきます。その

ための校内無線のLANの設置。それから学習塾の開講は今年から本格的に入ってまいります。山江村の子どもが全国で戦える、グローバル化した社会でも基礎学力が充実して戦える人材をつくるために学習塾を開校すると、応援してやると。議会の皆さんが豊後高田を見られてケーブルテレビを使った学習塾が成果を上げているという報告をいただいておりますから、さっそく教育委員会共々そこに研修に行きたいと思っております。それから海山交流少年船の事業、これは前村長のときに対馬市と海山交流協定を結ばれました。何べんも申し上げますとおり、対馬市の議会等から意見があってイベントでのスタートだから継続はどうかという交渉に來られましたから、当時の首長が協定したものは重きに値すると。一年間時間かけて継続的なことにしましょうということにして、今年度山江の子供たちを20名程度対馬市にやると。そして必然と歴史を学んで交流をすると。そして山江には今度は山の勉強をしていただこうと。対馬から来ていただくと。できれば産業祭あたりに海の幸をたくさん持ってきて、販売していただこうと。向こうのときには、山江の山の幸を持っていこうと。そういう子どもから交流入っていくと大人の交流、物産にもつながるかなというようなことを考えています。そういったことから安心な暮らし、活力の創造、未来への希望、3つに分けてそれぞれ予算の計上を図り、地域の振興を図っていくつもりでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 今村長の方からですね、耳受けのいいというかですね、そういった答弁いただきましたが、今年度ですね、見てみますと、これは指摘しておきたいと思いますが、もちろん土木費、それから教育費、こういったものはですね、若干昨年に比べて上がっておりますが、一番重要になりますのは農業施策ですね。農林水産業費が500万円ほどしか増えてないと。これではですね、基幹産業を持つ山江村としての予算の組み方としてはちょっと物足りないかなというふうな気がいたします。もちろん社会保障関係のですね、民生費伸びていく。これは仕方ないことでありますけれども、そういった予算の配分のですね、メリハリをですね、今からの計画ですのでこれからまた考えていただくことにしてですね、是非その辺は配慮していただきたいなと思います。答弁の中でですね、そういった困っている方についてですね、そういった補助、助成、これはもちろん大事なことでありますけれども、それよりもですね、将来を見据えたソフトづくりをしていかなければならないんじゃないかなと思います。持続可能な社会をつくっていくためにはですね、そういったことにも気を付けながらですね、予算の編成等も必要になってくるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が限られておりますので次に進みたいと思ひますが、ついでにですね、つい

でにちゅ悪いですが、村長も先ほど子どもの教育についても若干お話があったところですが、この季節、卒業式等も、先般中学校の卒業式も行くことができましたが、さすがにですね、きりりとした動作で中学生もさすがだなというふうに私もちょっと見せていただきました。高校入試も発表があったところなんです、そこです、日々教育界の方ですね、特に関西方面は様々な教育の風が吹いているわけですが、もっとも身近なところにおられる教育長にお尋ねしたいと思いますが、ICT教育の活用導入とか、海山交流事業とか、本年計画されている学校の校内LAN無線を整備した後の利活用等々含めてですね、次の世代の山江村を担う子供たちをですね、しっかり育てるという役割からですね、24年度は山江村の教育はこういうふうにしてやるんだという思いがあると思いますので、その思いについて若干述べていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） もう23年度も終わろうとしております。議員各位には先日の中学校の卒業式のご出席ありがとうございました。また、23日は小学校の卒業式が控えておりますのでまたよろしく願いしたいという具合に思います。

24年度のことですが、まず大きな第1点がですね、コミュニティスクールの推進に関する文部科学省の委託授業に手を挙げております。一応村内3校で受ける予定で手を挙げておるんですが、まだ国会も審議中ですので決定はしてないんですが、内定というところで先日お返事をもらっております。ご承知かと思いますが、コミュニティスクールとは、子どもを中心に据えた学校と地域との連携であります。地域とともにある学校づくりの促進と言ってもいいかもしれません。今現在でもですね、学校応援団としていろんな方にボランティア活動等で学校を応援してもらっております。これは文部科学省が推進している施策の1つでありまして、球磨・人吉の管内ではですね、人吉市と錦町がこのコミュニティスクールの推進の指定を受けてその後、継続をしておられます。ただ、人吉市も錦町もですね、各1校でありまして、今度山江村では3校で取り組むというのは管内では初めてのことだと思います。大変大きな命題だと思っておりますが、この事業実践を通してですね、子供たちの豊かな学びと育ちを支えあう。いわゆる地域ぐるみの学校、地域ぐるみの教育の推進を目指していきたいという具合に思っております。先ほどありました福祉関係でもですね、やはりこの村でのコミュニティの再構築といえますか、もう子どもは教育を通してそういうコミュニティがさらに昔のといえますかね、あったコミュニティがもう一度再構築できればありがたいなという具合に思っているところです。山江中学校では、23年度に引き続き文部科学省の指定を受けて学力充実に取り組みます。今年度秋にこの研究指定の研究発表会をする予定でおりま

す。実は昨日、今議員がおっしゃられたとおり、昨日高校入試の後期選抜の発表がありました。おかげさまで47名の生徒全員の合格が決まりました。自分の希望する学校への進学が決まったということで安心しているところです。また、山田小学校では、ICTを活用した教育活動を今年度も継続して実践してもらおう予定でおります。万江小学校では、少人数による、いわゆる少人数による個性ある学校教育活動を推進していきたいという具合に思っております。先ほど村長も述べましたように、村内全校においてですね、今後いかにして教育の情報化を進めていくかという点で検討していくためのICT教育活用導入検討委員会の設置も考えておりますし、校内無線LANの設置も今議会にお願いをしているところです。

それから全国的に学力格差が問題になっております。やっぱり家庭の経済力が原因と指摘する人もおられます。そこで24年度予算の中で中学校学習支援、これは先ほど村長が答弁されたように、いわゆる学習塾をお願いしているところです。1つは、まだ案の段階なんですけど、中学校3年生の2学期の放課後、いわゆる中体連部活動も終わった時期です。から受験対策的な学習補充を放課後にできないかという具合に考えております。具体的には、まだ学校と相談しながらそのシステムを構築していきたいという具合に考えているところです。

それから社会教育面では、23年度今年度の事業の反省を踏まえて、公民分館活動のより一層の活性化を図っていきたいという具合には思っております。例えば、健康福祉課長の行事連動といいますか、一緒にしながら、例えば高齢者学級などの開催の検討、あるいは成人者の方にも自主的に学べるような学びの里事業の推進を検討していきたいという具合には思っていますし、先ほどご指摘あった対馬との海山交流、人的交流についてもより一層子供たちが育つための、子供たちの心の豊かさといいますかね、そこにもつながるような交流ができればいいなという具合に検討、計画していきたいという具合には思っております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 地域とともに歩む学校経営ですね、コミュニティスクールの推進、それから学力格差を解消していく。それから福祉関係と連携をして、社会教育活動を、分館活動をやっていく、公民館活動をやっていくということでありませう。是非目標に向かってですね、その計画が成就できますことを願いたいというふうに思います。

次に、財政運営についても通告をしておりますが、まず最初に基金運用についてお尋ねをしたいと思います。現在山江村ではですね、私の知ってる限りでは19種類、基金があるわけですが、財政調整基金からずっといきまして簡易水道関係の財政調整基金までですね、トータルでいきますと、もうすでに平成23年度の補正に

についても終わっておりますので、現在高ではですね、トータルでは21億7,900万円、これの数値になる、だいたいの金額ですが、なるというふうに思います。そこでですね、昨年ではですね、基金の適正な運用ということで利息、合計額でいきますと約1,100万円ほどの利子収入が決算で出てきておるわけですが、基金の管理についてはですね、金融機関等の預金、その他確実に有利な方法で管理しなければならないというふうに基金条例では決めてあるわけですが、運用面ではですね、心配ないか、安全なのかですね、お尋ねしたいと思います、長期国債を購入されてるというふうなことを聞いておりますが、どれだけ購入されているのか。そしてまた、その今現在の利率ではですね、何年長期なのかですね。もちろん割引債じゃなくて利付きの国債の長期だろうというふうに思いますが、金利は固定金利なのか、変動金利なのかですね、会計管理者にお尋ねしたいと思います、特に日本の場合はですね、国債の信用度が高いということで利息は低いわけですが、それだけ安全だということでは言われておりますが、会計管理者の方に先ほどの点についてちょっとわかっている範囲でお答えいただきたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 福山会計管理者。

○会計管理者（福山 浩君） それではお答えいたします。基金の運用についてはですね、一応村長、総務課長、お伺い立ててですね、こちらでやっておりますが、一応国債の購入についてはですね、5年前からちょっと始まっているような状況でありまして、現在はですね、昔は5年国債ということである程度の利率はあったんですけど、現在は金利、利率ですね。がちょっと悪いということで長期国債の方を購入しております。20年の国債ですね。それについては一応基金の全体ではですね、35%ほどを現在は購入を行っております。

利率についてはですね、銀行預金の利率についてはですね、0.03、悪いときで0.025、国債についてはですね、1.7%ということで、かなりの差があると思っております。

変動はありません。これは20年間なら20年間その利息が付いてまいります。国債というのはですね、国の債券ですから、安全だとは思いますが、今現在ヨーロッパがですね、ちょっと危ない危機に入っておりますけど、ヨーロッパからですね、アメリカの方に行って日本に来るような形の流れになってるかと思っておりますので、今現在においては大丈夫だということで聞いております。以上で終わります。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 35%、長期国債20年ものを1.7%の利息で運営しているということのお答えでありました。これが果たしてですね、20年ものが、もちろん長期になればそれだけ利息はいいわけですが、果たして20年間続けてです

ね、その間基金をうまく運用できるかどうかですね、非常に危惧するところであり
ます。特に日本の場合はそのようなことないと思いますが、ギリシャみたいによ
ね、投資家の国債削減があるというようなことは考えられませんが、全体的な
見方としてですね、村長の方にお尋ねしたいと思いますが、つい先日八代の議
会ですね、一昨日でしたか。国民健康保険税を引き上げ案にですね、財政調整
基金を取り崩すということについてはいかがかなというような議論がありまし
てですね、まだ決まっていないようではありますが、やっぱり高齢化社会に突
入して、医療・介護など社会保障費が増えてまいります。本村でも財政の重
要性から考えてですね、この基金の運用には十分注意をしながらですね、い
ろんな情報を集めながら管理運営に当たっていかねばならないというふう
に思うわけです。特にですね、山江村の場合は今国保財政については危機的
な状況ではないかなと思います。財政調整基金もすべて取り崩してしまいま
したし、もう一般会計でですね、繰り入れをしなければならぬと、そうい
った状況に陥ってるわけですね。これは状況としてはですね、非常に高齢
化に入っておりますのでやむを得ない状況ではありますが、そういった状
況の中でもですね、やっぱりきちんとした財政運営、起債の借入償還、基
金の運用についてもですね、十分注意しなければならぬというふうに思
います。今後ですね、長期的な基金運用の展望についてはですね、村長
のお考えはどんなお考えなのかですね、お尋ねしたいと思いますが、予
算的にですね、去年は1億8,000万円ぐらい残ってますね。今年も23年
度も恐らく1億8,000万円その程度の繰越残は出るというふうに見る
わけです。ですから1億8,000万円も残るようであればですね、もちろ
んきちんとした財政運営の中でやるべきことなんです。基金を積み立て
て国保の財調に充てるとかですね、将来の状況を見越してですね、それ
なりの準備をしていくというようなことも必要なことだろうというふう
に思います。村長の長期的な基金運用に対する展望を伺いたいと思
います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 基金に対しての本当にありがたいご指導をいただきました。や
はり基金は財調のようにやはり年度間の調整に当たるもの、特定のものは目的を持
って積み立てて対応すると、いろんな目的があります。そういった中で、本当にお
かげさまで本村の場合は基金等がそれぞれの目的に応じてなされていますからし
っかりとした目的を持ってこの基金を運用していく。決算剰余金が出たときには積
み立てておく。必要なときに、災害等があったときには出すというようなことを長
期的な展望に立ってしっかりとした基金の運営に当たっていきたいと思
います。

さて、お尋ねの国民健康保険の運営であります。これは質問がなされましたよ
うに高齢化の進展、それから医療の高度化、重症患者、保険給付費は右肩上がり
で増

えていくばかりでございます。一方、所得の不安定、低所得者や無職者の加入割合が増えてきている。そして保険税の収入が一段と厳しさを増してきている。そのような状況の中で国民健康保険税の引き上げは行わず、平成15年度1億1,000万円ありました。平成15年度1億1,000万円の基金です。これを住民の生活を守る。今の経済状況では税金を上げるのは僥倖がたい、大変だということから基金を毎年取り崩し、繰り入れて運営をしてきた経過がございます。その結果、24年度に基金を崩して繰り入れをすると底をつく、まったくご指摘のとおりであります。そこで、今後の安定した国保会計の運営を考えると、一般会計の決算剰余金、これを積み立てるとか、あるいは法定外繰入を行って収支の均衡を保たざる得ない状況でございます。これはまったくそのとおりでございます。このことから国保を将来にわたり持続可能に維持していくためには、今の置かれた国保の現状と課題をしっかりと明確にして財政健全化に向けた平成25年度予算編成を行うとともに、平成24年度中から対応策を検討、実施することが急務だと考えています。その対応策としては、一番早いのは国保税の引き上げ、収納率の向上、健康予防の対策事業の実施、特定健診とか、保健指導の推進、各種人間ドックを積極的に進めていくと、生活習慣病対策などをあげるということが必要であります。今のところは9月に決算で剰余金が出たときには、中竹議員がご指摘のとおりですね、この剰余金あたりを健全な今後の国民健康保険の運用のためには積み立てておくべきかなと、繰り入れをしなければならないかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 是非用意周到なですね、長期的な展望に立ってですね、この基金の管理に当たっていただきたいと思います。昨日もですね、ちょっと新聞で読まさせていただきましたけども、あさぎり町がですね、3億円の基金を積み立てて農業振興に充てるというふうな対策も立てておられるようであります。余裕があればですね、そういうようなこともできるわけですが、少なくとも国保財政についてはですね、欠くことのできない経費ですのでですね、これは預かる行政もそうなんです、我々議会の方もですね、やっぱりきちっとして、また住民にもこの事実を知っていただいてですね、健康に努めていただくというようなことは非常に大事なことだろうと思いますので、そういうことを含めてですね、やっぱり基金の管理に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、最後になりましたが、交付税関係についてですね、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。交付税についてはですね、交付税法によって毎年交付されておるわけですが、過去平成15年から19年にかけてですね、ご存知のとおり

三位一体の改革で落ちとるわけですね。現在では15億円ぐらいは出てきておるわけです。持ち直しているところなのですが、特に今日はですね、特別交付税についてですね、若干お尋ねをしておきたいと思います。なかなか交付税についてはわかりにくい点もあるわけですが、なぜ交付税についてですね、お尋ねするかといいますとですね、ケーブルテレビをですね、情報発信として山江村持ってるわけですが、今回の予算書の中で見ますとですね、地域興し協力隊に関する予算は計上されていないわけですね。ですからこの地域興し協力隊については23年度で終了するのですね。なぜ終了になったのか、なぜなのか。またどんな理由からなのか、まずお答えをお願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それではお答えいたします。地域興し協力隊につきましては、21年3月31日の総行政第38号の総務省事務次官通達によりまして、1年以上3年以下の職務体制のようなことで通達が来ておりまして、特に21年度からのスタートでございまして、24年3月31日をもって任期満了というようなことで考えております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 先ほど言われました平成21年3月31日のですね、総務行政法の第38号の総務省通知ですね。地域興し協力隊の推進についてということもあったと思いますが、この中にはですね、地域興し協力隊について特別交付税措置をすると。これは通知額は人件費含めて350万円を限度とするというようなことがあるわけですね。これはその後の平成20年度から始まっております集落支援員制度というのものもあるわけですが、これにも特別交付税措置というのがあるわけですね。ですから平成24年3月31日で終了するというような紋切り型じゃなくてですね、そういった補助、補助じゃない、交付税措置の活用、財源をつくり出すということによって継続できなかつたのかどうかですね、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 先ほど申しました件でございまして、特に今回の山江村の場合の地域興し協力隊につきましては、1回目の契約が21年9月1日でございます。これから2回までは1年以内の期間で更新しております。すなわち24年3月31日をもって終了というようなことで考えております。

集落支援については別段考えておりません。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） それは法通りいけばですね、確かにこの制度は3年ですから

24年3月31日で終わるわけですね。しかし、私が考えるとですね、要するに財源がないからということが根本的な理由じゃないんですか。どうですか。財源がないからもう、財源がないと同時に期限が来たから切りますよというような見解じゃないんですか。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。地域興し協力隊、大変山江村がよそにない大きな事業、ケーブルテレビ放送という分野に専門的な知識を生かして本当に協力いただき、第三者的な評価の面ですね、山江村の情報通信等に寄与いただきました。やはり地域興し協力隊、大都会の住民が農山村、過疎地域に来て農業、林業、また情報、畜産等において役に立つと。期間が来れば帰る。しかし、優れた人材、村が認めれば継続して一般財源でも雇用していいというのが大きなこの地域興し協力隊です。ところがケーブルテレビの運営実態見ますと、本村は100%加入じゃありません。25%の方がまだ未加入と。25%の方もやはりその分の負担はいただかなければならない。先ほどから情報の一元化はどうかと、防災無線と併せて質問もありましたように、そのことも考え、その中で働いている3人のケーブルテレビセンターの職員、安い安い給料で社会保険もない。この地元の職員をどう人材育成するか。そういったことから大変お世話になった地域興し協力隊の人には、偲びがたいですけれども感謝をしながら一応やはり苦渋の決断ですけれども線を引いて、そして残った3人を今回人材派遣的なことに登録をして、専門的な情報通信の研修を受けさせます。芽が出てきております。ですから、その3人の育成を図ると。そしてその方々に前任者の意思を引き継いでしっかりとケーブルテレビの運営に当たっていくと、方向決めております。ですから昨年の秋には地域興し協力隊の人には課長を通じてこのようなことで村は考えていますということから後任の指導にもその面を含めて当たってもらっているところでもございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 先ほどちょっと話しましたが、特別交付税措置があるということですね、山江村の場合は行政情報がほとんど流しているわけですのでですね。人件費を含めて、それからそういう放送経費ですね。に対して特別にですね、交付税が算入されてるはずなんです。いくら入ってますか、特別交付税がです。このケーブルテレビに関してですね、全体じゃないです。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） お答えいたします。先ほどの地域協力隊につきましては、基本的には350万円でございます、ケーブルテレビの公共利用分につきましては、23年度が188万2,000円でございます。

内容につきましては、ケーブルテレビの自主放送に係ります経費というようなこととございまして、一般管理費、これは人件費は含みませんが、それからケーブルの施設管理運営費、村で交付税の基礎としましたのが376万3,000円とございまして、その2分の1、188万2,000円が今回入っているような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 平成23年度はですね、350万円と188万円、合計でいきますと538万円、これが措置されてるわけですね。省令ではですね、こういう経費については半分、先ほど総務課長が言われましたようにですね、半分の措置がされるわけですね。ですから最高額は2,000万円、事業費別でいきますと4,000万円までは最高限度みれるようになってるわけです。こういうことを考えますとですね、まったく財源がないから止めるというふうな理屈にはならないわけですね。ちゃんとした特別交付税の財源措置がなされてるわけです。ですからですね、お金がないからもう切りましたとか、そういうのはちょっとおかしいと思います。やっぱりですね、私は思うんですね。こういった制度は非常にいい制度だろうと思うんですね。定住化について様々な予算を使って山江村もやってるわけです。その定住化をしたいという人をですね、いりませんよと切ってしまうのはいかななものかなというふうに思うわけですね。ですから先ほど言いましたように、地域興し協力隊をですね、地域支援員に変えるとか、それからまたこの財源措置を使ってですね、他の会社にですね、委託をして、そういう人を留めるとか、こういった方向、それからケーブルテレビを使って文化財を活用する。ICT教育を使う。これはですね、またもう1つの財源措置があるわけです。こういった財源措置をつくり出してですね、継続できなかつたのかどうかですね、非常に残念に私は思います。やっぱり知恵を使っていかないとなかなかうまくいかない。紋切り型にですね、もう財源がありませんから終わりますと。これではなかなか人口の増加・定住化にもつながらないんですね。やっぱり地域興し隊で3年間頑張っていたいただいた方ですね。要するに遠いところからというんですか、埼玉からですかね。来られてるんですが、山江村で開局するケーブルテレビのですね、指導運営に当たってきたわけですね。2年半前に仕事を辞めて。わざわざこの定住制度を利用してですね、山江村に来て、山江村の行事どんどん積極的に参加をしてですね、とけ込んでいこうと努力されてきたわけです。村民として認めてもらおうと思って一生懸命努力をされてきたんですね。そういうのにですね、挙げ句の果てには解雇する、告知する。非常に手厳しい処遇になってるわけですが、情報化という大きな川ของですね、渡るために橋を架けた人に、橋を架けてしまえば川に突き落とすと、そういうような処遇と

いけばそういうふうになるわけですね。ですからこれからのですね、山江の情報化についてケーブルテレビが果たす役割非常に大きいものがあるわけですね。特にですね、平成22年6月に施行されました放送法もですね、管理技術が非常に厳格になってるわけですね。開局から2年を経っておりますので今後どんなトラブルがあるか、機器の改修含めてですね、出てくるかもわかりません。そういった保守を委託するNTTさんもですね、熊本市だということではなかなか適切な対応は難しくなってくるわけですね。そういったことを考えましてですね、今後の山江のですね、ケーブルテレビのあり方も含めてですね、村長、最終的にですね、どういうふうにケーブルテレビをもっていこうとされるのかですね。時間がないので簡単にお願ひしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 時間がまいっておりますので最後の答弁にします。村長。

○村長（横谷 巡君） やはりですね、人事は今までの歴史のように特定の人を守るものではありません。今までの歴史の中でもですね、それぞれちゃんと期限の中で役割を果たしていただいた方には心から感謝を申し上げて評価して一つの区切りをつけると。そしてその中からまた新しい芽も出てくると。決して一方的な解雇でもございませんし、5カ月前からそのような方針のもとに山江村のケーブルテレビを健全に運営していくため、この小さな村の1,000世帯にも及ばない世帯の中で利用料を上げなければ運用できないような状態も陥ってくるということも考えられ、総合的にどのようにできたものを継続していくかということ視野に入れて、残された人材の研修も含め決して地域興し協力隊の人が空いた穴をぽんと空くんじゃなくて、NTTと専門施設の研修を指導いただいたり、職員の研修をしたりして住民のニーズに的確に応えるような山江村村民のケーブルテレビに運営に努めていきたいと考えています。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。最後の発言を許します。

○3番（中竹耕一郎君） 総括して考えますとですね、知恵を使えば財源も見出すこともできたというふうに思います。まったく金がなかったわけではなくて、先ほど総務課長答えられたようにですね、五百何十万も財政措置が特別交付税みられとったと。これからみていかれるわけですね。そういうこともあればですね、今後そういった諸々のですね、知恵を使いながら定住化、できるだけやっていただきたいというふうに思います。今回の件についてはですね、私厳しく村長を質してですね、質問を終わりたいと思います。お世話になりました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時28分

第 3 号

3 月 1 6 日 (金)

平成24年第1回山江村議会3月定例会（第3号）

平成24年3月16日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 委員長報告（住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳情書） |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 議会活動調査検討特別委員会委員長報告 |
| 日程第 3 | 発議第 1号 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 発議第 2号 | 山江村議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 山江村こんにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 山江村地域材活用促進支援に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 山江村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 山江村在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 山江村教職員住宅管理に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第18号 | 村道路線の廃止について |
| 日程第17 | 議案第19号 | 村道路線の認定について |

- 日程第18 議案第20号 平成24年度山江村一般会計予算
 日程第19 議案第21号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
 日程第20 議案第22号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業予算
 日程第21 議案第23号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
 日程第22 議案第24号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業予算
 日程第23 議案第25号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
 日程第24 議案第26号 平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
 日程第25 議案第27号 平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算
 日程第26 議員派遣の件
 日程第27 閉会中の継続審査申出書（議会運営委員会）（議会活動調査検討特別委員会）
- 追加日程第1 陳情第1号 骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書の決議について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西 孝 恒 君 | 2番 谷 口 予志之 君 |
| 3番 中 竹 耕一郎 君 | 4番 岩 山 正 義 君 |
| 5番 田 原 龍太郎 君 | 6番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7番 原 先 利 且 君 | 8番 松 本 佳 久 君 |
| 9番 山 本 義 隆 君 | 10番 欠 員 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 高 田 良 介 君	税 務 課 長 木 下 久 人 君
産 業 情 報 課 長 豊 永 知 満 君	健 康 福 祉 課 長 山 口 美 敏 君
建 設 課 長 白 川 俊 博 君	教 育 課 長 中 山 久 男 君
会 計 管 理 者 福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 土 屋 一 喜 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は、9名で定足数に達しております。

本日は、会期日程日次第9の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、会議規則第53条、発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いいたします。

第53条、発言内容の制限、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、会議規則第54条、同一議題の質疑の回数は3回とありますが、これは議員各位と話したとおり、質疑の内容や答弁の内容がかみ合わないこともあるため、一問一答式とし、質疑の回数については、特に議長の許可を得たときはこの限りではないというところを適用し、質疑の回数については制限はいたしません。

また、第55条の発言時間制限については、皆さん方と打ち合わせたとおり1時間以内をお願いしたいと思います。

-----○-----

日程第1 報告第1号 委員会報告（住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳情書）

○議長（松本佳久君） それでは、日程第1、報告第1号、委員会審査報告（住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳情書）についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第1、報告第1号、委員会審査報告（住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳情書）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第2 報告第2号 議会活動調査検討特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） それでは、日程第2、報告第2号、議会活動調査検討特別委員会委員長報告を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、報告第2号、議会活動調査検討特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、発議第1号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、発議第1号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 発議第2号 山江村議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、発議第2号、山江村議会議員の議員報酬に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、発議第2号、山江村議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 山江村こんにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第7号、山江村こんにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。

議案第7号について質疑をいたします。

まず、条例の中身の中で、第3条、受給資格、引き続き3年以上居住しというふうな文言がありますが、3年以上という基準はどこから出てきたのかお尋ねをいたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、お答えをいたします。

この条例の目的といたしまして、出生の奨励、それと定住の促進という面がございまして、目的等ございまして、これには、3年以上居住ということで、その目的を達するというようなことで、3年以上ということにいたしております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 私が聞いたのは、3年という基準を聞いたわけですが、もし、3年以内に居住しなくなったというような場合の措置は、どういうふうにされますか。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。

第6条の中で祝金の返還ということがございます。3年以内に全員が転居、転出をされた場合、祝金のほうについては返還を求めます。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

討論がありますので、まず、反対討論からお願いします。討論ありませんか。

3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 討論をさせていただきます。

今回提案されましたこの議案につきましてですが、現在、国のほうでもなかなか先が見えない。6月から所得制限が加味されたわけですが、ようやく、各党の話し合いが決まったというところで、子ども手当がまた継続して始まるわけですが、私は、これは単独の事業でもありますし、また、今までのこの類の条例がさまざまありました。

しかしながら、5万円を支給することによって、子どもの出生数が増えるということは、まず考えられないと思います。これは今までの経過からそういうふうには私を感じますが、ですから、提案理由です、減少傾向にある出生数の増加を図るという目的が書いてありますが、増加にはあまりつながった経緯はありません。

したがって、時期尚早ではないかなという感じがいたします。もう少し国の動きも見ながら、それから、財政的に勘案しながら、この条例を施行、予算の裏付けをしていけばというふうに思います。

したがって、私は、この条例に関しては反対をいたします。

以上です。

○議長（松本佳久君） ただいま反対討論がありましたが、原案に賛成者の討論はございませんか。

では、賛成討論はありませんが、これから、議案第7号、山江村こんにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例の採決をします。

議案第7号、山江村こんにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松本佳久君） 賛成多数、起立多数です。したがって、議案第7号、山江村こ

んにちは赤ちゃん祝金の支給に関する条例は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第6 議案第8号 山江村地域材活用促進支援に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第8号、山江村地域材活用促進支援に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。6番、秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） おはようございます。

山江村地域材活用促進支援事業に関する条例についてですけども、第3条に地域材使用量が、木材使用量の50%と定めるものとありますけども、この根拠としてお聞きしたいと思います、この50%の根拠をお聞きいたします。

○議長（松本佳久君） 豊永産業情報課長。

○産業情報課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。

この事業につきましては、国の事業が23年度行われているということで、この事業に基づきまして、その事業の内容が使用量の50%ということで、建築木材の使用量の50%ということで規定してありましたので、それをもとに50%ということで基準を設定をいたしました。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） これは、SGEC、FSCという認証のものを使用と多分なっていると思いますけども、今現在、住宅建築されますのに、骨組みといいますか、棟上げの段階で大体木材の使用量が20%前後と聞いておりますけども、そうした場合はね、50%の木材使用率、まして地域材です、それをした場合、ほとんどの家を新築されても、該当する物件がないんじゃないかと思うんですけど、その点はどうかお考えですか。

○議長（松本佳久君） 豊永産業情報課長。

○産業情報課長（豊永知満君） お答えをいたしたいと思います。

地域材ということで、SGECそれからFSCの認証品、それから、合法性・持続性の証明の材料ということであってあります。SGECにつきましては、これは緑の循環認証会議、これが認証したところということで、今のところ上、中森林組合、それから、球磨村、五木村、多良木町の森林組合は認証の信認がありますので、その点は、50%その中にいくらかは入ると思います。

それに加えて、合法性・持続性の証明の件ですけども、熊本県の木材連合会により認定された事業者から出される合法木材証明書、これがあればこの事業に該当するということがありますので、この熊本県の木材連合会です、これにつきましては、人吉・球磨の製材所、素材生産するところはほとんど業者が入っておりま

すので、50%というのは達成できるのではないかというふうに思っております。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） この条例は、今、林業が低迷してるということで、少しでも木材を使おうという振興の意味でしたわけです。しかし、秋丸議員がご指摘のように、せっかく条例しても意味がなくてはいけませんから、十分に地場産材が使われるように、こちらも指導徹底を行うし、この条例が、本当に家を建てられる方、扱われる方のためになるような方法をですね、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） 前回、平成13年12月28日、条例第10号ということで、地域材、建物関係の1件当たり35坪以上が45万円、35坪以下が30万円という出てましたけども、結果的には該当する物件がなく、宝の持ち腐れみたいな感じで終わっております。

今回も、今、家を建てるということは大変なことです。そのためには、やっぱりもう少し内容を考えていただいて、今後新築される方、増築される方、全員の方に少しでも足しになるような方法に持って行っていただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

質問を終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第8号、山江村地域材活用促進支援に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第9号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第9号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第9号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第8 議案第10号 山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第10号、山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第10号、山江村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第9 議案第11号 山江村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、議案第11号、山江村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第9、議案第11号、山江村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第12号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、議案第12号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第10、議案第12号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第13号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、議案第13号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。
7番、原先利且君。

○7番（原先利且君） おはようございます。

議案第13号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、お尋ねいたします。

この第1号被保険者とは、何歳以上でどのくらい上がるものでしょうか、月額。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、お答えをいたします。

まず、第1号被保険者の型については、65歳以上の方でございます。それか

ら、人数。

○7番（原先利且君） 月額いくらぐらい上がるか。

○健康福祉課長（山口美敏君） これは平均で6段階に分かれておりまして、この平均ではですね、月額の4,900円ということで計上いたしております。

○議長（松本佳久君） いくら上がるとか聞いてあったですけど、いくら上がるのか。

○健康福祉課長（山口美敏君） 失礼しました。今回ですね、4,900円というようなことで、現在が4,550円でございますので、すみません、失礼しました4,450円です、現在がですね。失礼しました。その差額が今回の値上がり分、増加分という形になります。

○議長（松本佳久君） 原先利且君。

○7番（原先利且君） 終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第11、議案第13号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第14号 山江村在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、議案第14号、山江村在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第12、議案第14号、山江村在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第15号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第13、議案第15号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第13、議案第15号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第16号 山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議案第16号、山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

- 3番（中竹耕一郎君） では、議案第16号について、質疑をいたします。

今回、北永シ切団地を新しく特定公共賃貸住宅の条例の中に移すというような提案がありますが、私が持ってる例規集ではですね、井出口団地が入ってないんですよ。今回、井出口団地は、平成23年4月1日からされているはずなんですが、この条例の中では、（堂園）団地だけしか入ってないんですが、井出口団地については、特公家賃は取られてなかったのですか。

- 議長（松本佳久君） 白川建設課長。

- 建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

井出口団地につきましては、22年度に建設をしております、建設の段階から県の補助をもらいまして、5戸の特定公共賃貸住宅ということで建築をしまして、平成23年4月から金額につきましては適用をしていたところでございます。

ただし、条例のほうの改正はしてなくて、実際、使用料のほうは取っていたということでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） これは、現建設課長じゃなくてですね、前任だと思んですが、条例にもないのに所得15万円以上の方について、4万6,000円の家賃を取っておったということは、これは基本的には条例違反じゃないんですか。これは村長がお答えください。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えをいたします。

村営住宅には、公営住宅と、それから、特定公共賃貸住宅、公営住宅は一般的に所得が低い方、特定公共賃貸住宅は、ある程度収入がある方ということで用途があります。

井出口団地につきましては、22年度建設、それも繰り越しということで建設を行いました、確かに中竹議員がおっしゃるとおり、特定公共賃貸条例に関する条例の制定がなされていなかったことは、事実でございます。このことは事実でございます。

そういったことを含めてですね、今回、堂園団地は条例化してはいますが、井出口団地と、そして、北永シ切団地が、教職員住宅の用途をさしてないということから、併せて、今回条例のほうに提案するものでございますが、条例に挙げていないものが特定公共賃貸住宅に使用料を取ったということは、これは事務上ですね、担当課を含め行政の事務としては、不的確だと思っています。そのことを十分に反省しながら、担当課のほうには十分に指導をしていきますし、やはり、こういった補助事業等、また、使用料をいただくということは、やはり、私たちが基本的なことをすべき職務でありますから、そういったことについては、十分に反省をしながら、こういうことがないように今後、指導徹底してまいりたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 事務的なミスであったということですが、こういうことは、やっぱり事前にちゃんと条例を出される前に把握できることですから、条例の例規集にないのをですね、お金を取っておったということは、いわばもう条例違反、こ

の特公に関するその基本的な法律にですね、基づいてなされてなかったということです。

これは、ですから住民がですね、それは違反だから返してくれと言われれば返さなきゃならない。賠償問題に発展します。だから、十分に注意をしてですね、今後やっていかれるように指摘をして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第14、議案第16号、山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第17号 山江村教職員住宅管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議案第17号、山江村教職員住宅管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第15、議案第17号、山江村教職員住宅管理に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第18号 村道路線の廃止について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議案第18号、村道路線の廃止についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第16、議案第18号、村道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第19号 村道路線の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第17、議案第19号、村道路線の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第19号について、質疑をいたします。

村道路線の認定の件ですが、整理番号2番、長ヶ峰合戦ノ峰線のことであります。今回、廃止に伴いまた新しく認定されるわけですが、起点が若干延びて、ちょうど高速道路に架かる橋梁だということでもあります。これは、もちろん山江村がつくってくださいとお願いをした道路だろうとは思いますが、いきさつ上ですね、どういうふうになったのか。

というのはですね、私が一番心配するのは、もし村道になった場合に、これを古くなって、架け替えとか修理とかでてきた場合ですね、これは相当な金がかかることは予想されます。村で負担していかなければならない性質のものになるわけですね。

したがいまして、道路関係のですね、ネクスコ日本がですね、どういうふうな譲渡の条件に何かたし書かなんかあるのか、お尋ねをします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第19号につきまして、お答えいたします。

実際、村道長ヶ峰合戦ノ峰線の高速道路の歩道橋ですけれども、平成3年に高速道路から譲渡を受けまして、そのときに山江村が受けたということでございます。

これにつきましては、もう山江村に移管するというので、山江村が管理をするということになっておりまして、今後、ネクスコのほうからも点検、それから修理

等は、山江村さんのほうでということでございます。

ですから、今回村道に認定しておりませんでしたので、認定をしまして、国の補助等を受け入れまして、まず点検、それから、悪い箇所があれば修理ということになっていくかと思えます。今後まず村道の認定をして、それから調査をして、内容を、橋梁の中身を点検するということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） そういうことですね、村のほうに移管されることであれば、いろんな補助をとって、修理とか点検とか出てくると思いますが、相当な経費、それから、それ相応のやっぱり技術も必要になってくると思えます。

したがいまして、ネクスコ日本さんともですね、東日本ともよく連携を取りあって、そういうふうに修理とかなってまいりますと、もう山江村さんどうぞ勝手にやってください、というようなことであればですね、相当な経費を注ぎ込まなければならぬ状況も出てまいりますので、そのへんは十分注意をしながら、進めていただきたいというふうに思えます。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 今のご指摘は本当に重要なことです。本村は、坂本から人吉まで相当距離があるし、橋梁から側道から法面からありますので、一つの例が、やましぶの法面の工事のときに、村道に移転しているから、村のほうでどうですかということでしたから、あれを村のほうでしたならば、移管したものの相当な経費でした。ですから、そのときにネクスコのほう、道路公団のほうに、うちではとても財政的に余裕がありませんから、ぜひ道路交通、高速道路を通る方の、利用される方も危険ですから、できれば当方で工事をしてくださいと。そしてから、向こうのほうで対応した例がございます。

そういったことで、橋ですから、高速道路の下をどんどんと高速道路を通るお客さんがおると。村道だから村でしてくれといった場合には、とても持ちこたえきれません。今、ご指摘のとおり、国とか、あるいは道路公団ネクスコ、関係者と協議して、この点については進めてまいりたいと思えます。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第17、議案第19号、村道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第20号 平成24年度山江村一般会計予算

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第18、議案第20号、平成24年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。5番、田原龍太郎君。

- 5番（田原龍太郎君） おはようございます。

議案第20号、平成24年度一般会計予算案からですね、2点ほど質問をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

第1点目は、53ページの老人福祉費、この中の19負担金補助及び交付金の中に、シルバー人材センター補助金180万円が計上されております。前年度は50万円だったんですけど、これが180万円になった理由をお願いします。

- 議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

- 健康福祉課長（山口美敏君） それでは、お答えをいたします。シルバー人材センターの助成、本年度180万円計上いたしております。昨年度は、確かに50万円でございます。

それと、緊急雇用の事業で150万円を昨年度計上いたしております、合わせて200万円ということでございます。今回は、そのようなことで180万円シルバー人材センターのほうに助成というようなことで、計上しているところでございます。終わります。

- 議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

- 5番（田原龍太郎君） その内容ですけど、どういうふうに使われるというのはわからないんですかね。

- 議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

- 健康福祉課長（山口美敏君） それでは、お答えをいたします。シルバー人材センターの事業をやっておりまして、その中で、事業費の10%が収入ということで、それで運営をしているところでございます。

ただ、その10%の運営では、非常に厳しゅうございますので、そのようなことで、運営のために助成金を計上しているところでございます。

- 議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

- 5番（田原龍太郎君） なら一応事業内容もそうですけど、人件費に充てられるということで理解していいんですかね。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。主に人件費になろうかと思いません。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） 次、二つ目の質問を行います。70ページですね、ここに農業費がありますけど、16番の原材料費300万円が計上されております。これは農道の生コンだろうと思いますが、この予算で何メートルの舗装ができるか、お答え願いたいと思います。

○議長（松本佳久君） 豊永産業情報課長。

○産業情報課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。原材料費として、農道舗装生コン300万円、これにつきましては、大体1路線当たり80メートルということで予定をしております、80メートルの10路線ということで、800メートルを予定しております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） ということは、1年に800メートルということですね。今現在ちょっと確認したところにおきますと、8,000メートル近くの要望が出ているということです、全部終わるまでは10年近くかかるということです。

できたならばですね、やっぱり現場を見ますと、滑って上がらない所もあるし、デコボコもあります。特にトラクターとかなんかで通われる場合は危ないので、特に高齢者の方が運転する所が多いと思います。できるならば少しずつでもですね、早めに舗装をやってほしいと要望して終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。6番、秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） 議案第20号、平成24年度山江村一般会計予算書の中からですけれども、39ページの企画振興費として、旅費100万円、それから、委託料といたしまして70万円が計上されておりますが、これは、職員の丸岡会の研修費とお聞きしておりますが、本当でしょうか。

○議長（松本佳久君） 豊永産業情報課長。

○産業情報課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。この普通旅費100万円につきましては、丸岡会、24年度におきましては、熊本、それから関西、福岡、中部東海、それぞれ8名の旅費ということであげさせていただいております。

それから、その委託料につきましては、交流を深める、それから物産販売、販路拡大につながるということで、この物産販売のほうですね、物産振興会あたりの旅費、商品の送料ということで計上をしております。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） 前回、23年度関東丸岡会がございましたけども、今回その会は助成もなく、村民の方々は1人も参加せずに、職員の方が11名参加されております。今回も職員の研修費だけしかみられておりませんけども、丸岡会の趣旨といたしましてはですね、できれば村民の方が多く参加していただきたい。そのために今回、議案審議のときに総務課長に、職員を3分の1ぐらいにして、あとのほうを助成のほうに、村民の方の少しでも足しになるような考えはないのかとお聞きしましたところ、そういう考えはないと言われまして、ましてや、職員は金まで出して参加はしないと、こうまで言われました。これを村民が聞かれた場合、どのような反論が出るか。職員は助成でいく、村民は全額負担せんばん。大体1泊2日でしょう。それに対して5万円、6万円かかるわけですよ。

そこで、少しでも職員の数減らして、村民の方に1人でも多く参加してもらおう考えはないのか、お聞きします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。ご指摘のとおり、職員の感覚的な物事の事業の推進では全く村民まで届きません。ご指定のとおり、ふるさとを遠く離れて都会でおられる方は、本当にふるさとの皆さんが来られて、会うのを楽しみにされております。

そういったことから、以前は、村民の方が参加されるときには、2分の1程度の助成をしていたということでしたけれども、いろいろ夫婦で行ったり、結婚されてきて、山江の出身者じゃないと。そして、定住をよそから来てされた。ちょっとそれはおかしいんじゃないかという意見もございました。

今回は、前年度は、23年度は若手職員が多いということから、研修の一環としてしましたけれども、そういったもろもろのことを十分に反省して、今、秋丸議員が指摘しましたように、24年度は、職員の参加は担当課を中心に最低限、やっぱり3名から4名程度、残されましたやはり8名から10名程度はですね、村民から多く公募して、一部助成もして、そして、ふるさとから都市在住の村民のふるさと出身者の方に、村民が出かけて行って、そして、旧交を温める。そして、ふるさとの便りも届けると、そういったことをしないと、本来の丸岡会の趣旨が、職員と都市在住のふるさとの出身者の方だけしよっても意味が成り立ちませんから、そういう点を十分にわきまえて、議員の皆様方からもそういったご指導があったということをお聞きしていますから、そういう点を踏まえて、24年度はそういう方向で実施させていただきます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） その点は、今、村長がお話しいただいたように、やっぱり村民

を大事にし、村民が参加できるような予算でも執行でも何でもいいですけども、なるだけ村民が参加できるような趣旨で頑張っていたきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第20号について質疑をさせていただきます。

まず、22ページ歳入のほうです。総務費補助金の中に雇用対策推進補助金1,184万7,000円があります。これは、歳出費目の42ページにありますが、18番の雇用対策推進費1,184万7,000円、そっくりそのまま委託料として出ていくわけですが、この雇用対策に雇用される人々といいますか、どこの職場に何人なのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） ただいまの件につきましてお答えいたします。

子育て関係保育園が2カ所ございまして4名でございます。それから、特産物の加工促進事業というようなことで、5名程度予定しております。それから、高齢者の健康づくりサポート事業、これにつきまして2名予定しております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 保育園が4名、株式会社やまえが5名、社会福祉協議会に2名ということで理解していいんですね。

次にですね、財産貸付収入の中に今、入ってないんですが、いつかお尋ねしたと思うんですが、今回、老人保健施設、密着型のもので、保健施設ができますが、その使用料は、記憶では取らないでなったんですが、最終的にはどうですかね。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。旧黎明館でございますけれども、地域密着型の施設を今現在建設中でございます。使用料については、無償ということでお答えをいたしております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 私は思うんですが、今まで公共的な施設、そこにあります老人保健施設の敷地料でもそうですが、青年団も婦人会も社協もシルバーも全部使用料を取ってるわけですね。これは、寿栄会だけどうして取らない何か根拠があるんですか。もうほとんど設備はですね、見てみますと瓦と骨組みが残ってる程度で、ほとんど設備そのものは寿栄会の品物に近づいてるんですね。ですから、敷地料だけでも取ったほうが適當ではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。いつの議会かちょっと今、忘れ

ましたけども、敷地料は無償というようなことでお答えいたしております。その理由といたしまして、地域密着型の施設、これは、基本的に山江村民の方がその施設を利用するというようなことで、その村民の方が特に恩恵に預かるというようなことで、無償ということでしたしております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 村民がですね、利用されるから無償だという論拠だと思うんですが、婦人会も青年団も村民が利用するんですね。村民以外が利用することはまずありません。

したがいまして、この件については、契約上そういうふうにするかもわかりませんが、私はできるだけこれはですね、村民の施設でもありますし、敷地は、そういうことで、バランス的にですね、老人保健施設は取ってこの施設は取らないんだというのは、ちょっとおかしくなるんじゃないかなと。ですから、今回の契約の中で、そういうことは考慮されればいいかなというふうに思います。

次に、34ページ、業務請負委託料3,419万5,000円が計上されております。これは、恐らく業者委託のいわゆる派遣業務あたりだろうと思うんですが、トータルで何名なのか私が試算ではですね、今回24年度賃金を含めて委託料含めてですね、トータルでケーブルまでいきますと6,465万円あるわけですね。実際にですね、今ちょっと出てこないと思いますが、何名の方を総数でですね、先ほど雇用対策についてはお尋ねしましたので、それ以外、何名の方が全部おられるのか。恐らく35、6名になるんじゃないかと思うんですが、所属、所管に何人、業務委託は何人というのを、またあとでご報告をいただきたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、笑顔あふれる推進補助金というのが39ページにあります。総務管理費の中でですね、各地区にそれぞれ平均で17万7、8千円流れていくわけですが、申請に基づくわけですが、そこで問題なのは、各種のいろんな教育委員会でも1分館、1スポーツとありますが、それと併せてですね、今回、万江のほうにもコミュニティセンターができるわけですね。そういったものを施設をうまく利用するための、例えば地域サポーター、今回は役場のほうでは若手職員がなっておりますが、地域サポーターとか、その集落のお世話する人、そういうものが非常に大事になってくると思います。そのへんは何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。金額的には私は別に何もありませんけども、よろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） まず最初に34ページであつたろうかと思いますが、業務請負委託料でございますけど、これにつきましては、給食の方の調理事務の方、それと、道路維持管理の方、それと公用車の運転、スクールバスの運転もろもろ13

名でございます。

それと、非常勤から臨時職員の件でございますが、今、総務課のほうに3名、農業委員会1名、議会事務局1名、健康福祉課のほうに3名、学校支援員として3名、人権教育で1名、産業情報課のほうに1名、税務課のほうに2名というようなことでございます。

続きまして、笑顔あふれる交付金でございますが、予算としましては、2,284万5,000円をお願いしているわけでございますが、特にご承知のように16地区ございまして、均等で1万円、それから世帯割で1,000円というようなことで金額は見積もらせていただいております。

特に、地域住民がみずから企画し、実践する地域づくりの活動に対しましての費用でございますが、特に、今現在、地域サポーターが職員としておりますし、そしてまた区長さん等々の会議の折に、いろんなことを踏まえながら、地域がより栄えるような地域づくり活動に推進していきたいと考えております。

内容等々につきましては、夏まつり、敬老会の実施される折、子供会、それから、各清掃活動等々を考えながら、また、施設等々の補修につきましては、以前、健康福祉課のほうから行いました公民館等々については、ほとんど終わってるかと思いますが、その他の項についても、施設等々については、こういう制度で執り行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） はい、そういうふうには計画されておられますが、やっぱり、そのへんの支援をですね、きちっと後方支援といいますか、しとかなないと、そしてまた、交付の基準はきちっと要項あたりを定めておかれないと、申請があった段階です、こらどうしようかどうしようかという段階ではちょっと始まりませんから、事前にですね、こういう場合には適合しますとか、そういった要項基準をきちっとされておかれたほうがいいと思います。

それから、51ページに工事請負費で350万円、青年婦人会館の建築工事が入っております。これは健康福祉課長にもお尋ねしたんですが、どうして福祉のサイドで扱うんですかということをお尋ねしたんですが、黎明館だったからこうなったというようなお答えでした。今後この会館には、何か新しい名前をつけられる予定があるんですか。例えば、婦人青年会館とか、なんとかの、黎明館は昔ありましたから、そういう名前をつける予定があるんですか。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） ご指摘のとおり、青年団と婦人会が入りますから、できれば山

江村婦人青年会館とか、そういった名称をつけて、きちんとした利用を図ることが必要だと思っています。まだ名前につきましては、青年団、婦人会ともよく協議して進めていきたいと思っています。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 併せてお願いがあるんですが、ここを改築されるにあたって、一つだけ配慮していただきたいのがあるんです。というのは、小中学生が学校の行き帰りにですね、あの辺はトイレがないもんですから、トイレを借りによその家に駆け込むことが多いらしいです。だから、できれば外にでもですね、両方兼用でできるような仕組みができればいいなということを、希望したいというふうに思います。設計の段階でどういうふうに行えるかわかりませんが、一応頭の中に入れておいていただければというふうに思います。

それから、61ページの負担金補助及び交付金、保健衛生費ですが、特定不妊治療費の助成というのがあります。90万円。確かに不妊治療で悩んでおられる方はあるわけですが、現在は、保健所に申請をしますと、4回ぐらいは多分その補助でいけるというふうに聞いておりますが、大体1回で最近では15、6万円ぐらいかかるんじゃないかと思うんですが、やはり、こういうような要望があって、また、これは何件ぐらい計画をされて計上されたのか、お尋ねします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。人員のほうについては、2名の方を、現在治療されてる方、情報によりますと2名程度ということでこちらのほうつかんでおりますので、2名程度であろうというようなことで予算を計上しております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 大変ありがとうございました。じゃあ最後にですね、コミュニティ施設についてお尋ねしたいと思います。

今回、コミュニティ施設を万江地区のほうに建築予定であります。ページは87ページ、土木費の住宅費の中に入っています。住宅建設と併せてされるわけですが、今回、コミュニティ建設に伴う設置及び運営に関する条例等は提案されてありませんが、このコミュニティ施設の使用にあたって、特に万江地区重点的に使用されると思いますが、使用料とか、それから管理とか、使用にあたって、誰かそこに常駐させるとか、何かそういうふうな腹案はありますか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。23年度からコミュニティ施設につきましては、造成と建築のほうの設計を行いまして、24年度に実際建物を

建設する予定でございます。

ご質問の内容ですけれども、施設としては山江村の施設ということでありまして、万江地区の方、主に13区、14区の地域の方に施設を委託するということになるかと思えます。そこにつきましてもまだ地元の方に詳しい打合せは行っておりません。ですから、まだ使用料等、内容、管理人等の打合せ等を行っていないところです。建築進むにつれそういう内容を地区にお話をおつなぎし、決定していきたいというところで計画しております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） まだそのようなことについては決まってないということではありますが、これから建築、完成に向けてされるわけですが、その段階でですね、使用方法、料金、管理、そういったものについても詰めていかれると思いますが、万江地区の、重点的には万江地区でされるんですが、山田地区の方も使われる場合も多分あると思います。そういうことを勘案してですね、できるだけ使いやすいスタイルで、いろいろ要項、基準等も決めていただければなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。4番、岩山正義君。

○4番（岩山正義君） それでは、質問させていただきます。94ページ、教育費の教育総務費、奨学金繰出金についてちょっとお伺いいたしたいと思えます。

奨学金につきましては、今まで多くの方が利用していただいております、それぞれの職場で頑張っておられるものだと思っております。奨学金の積立基金としては、22年度の決算を見ますと、5,931万2,035円ですかね、それに23年度200万円、そして24年度も200万円ということで一応予定されておりますが、この奨学金の積立でですね、これはいつまでていきますか、どれくらいの金額まで積み立てられるのか、お伺いいたしたいと思えます。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それでは、ただいまの件についてお答えさせていただきます。23年度につきましては、まず23年度の申請者、新規の申請者が少なかったということで減額させていただきました、その分は積み立てしておりません。24年度につきましては今回計上させていただきますけど、新規の方の見込みというのが、まだ現在でもわかっておりませんが、相当多かった場合にはですね、積み立てさせていただきたいなど。

この総額につきましては、今後、子どもたちというのが、今のところ増加傾向に

ないということでございますけど、ただ、今後、大学等の上級学校に進学される方が相当増えてきますと、また必要なということで、現在の申請の人員で推移しますと、そんなに積立ては必要ないかなど、賄いができるかと思っております。ただ、今後の子どもの進学状況によりましては、また積立てが必要な場合が出てくる可能性はあるかと思っております。今のところちょっと計算できてないんですけど、このことをご了承お願いしたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） 今までですね、これは私も何年から始まったかよく覚えておりませんが、どれくらいの方がこの恩恵を受けておられるかということ、ちょっと今わかったらお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） ただいまの件につきまして、大変申しわけございませんですけど、ちょっと総数につきましては把握しておりません。ただ、昭和40年代ぐらいから始まっておりますので、人数等につきましては、後刻報告させていただければと思います。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） はい、わかりました。今度は、逆に貸付けじゃなくて入ってくるほうですね、そちらのほうのことをちょっとお聞きしたいんですけど、順調に入ってくるのが一番理想なんですけど、やっぱりそれぞれ事情ありまして、遅れたりする人もおられると思います。それでですね、長期滞納者といいますか、それと、全然連絡が取れない、行き先がわからないといった方もおられると思いますが、今わかっておられたらですね、お教えていただきたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきまして、未納者といいますか、返済の期間を過ぎてからの方は複数いらっしゃいます。そのうち、今、連絡取れないところが2、3件ほどございます。昨年末から先月ぐらいまでですね、若干強化させていただいて、大体納入につきましてはですね、少しずつとか、また、若干多めに返済していただいた方も多数いらっしゃいまして、今のところ予想を上回るようなことで若干償還はいただいております。

ただ、連絡取れないところにつきましては、戸籍等でちょっと照会させていただきながらですね、ちょっと居場所をつかめればと思っております。返済の通知を差し上げてもそのまま郵便で返ってくるものですから、ちょっと追及したいなど。それ以外につきましては、連帯保証人様のほうにも連絡をさせていただいております。そちらのほうからでも2件ほどにつきましてはですね、請求していきたいと思

っております。ただ、返済額につきましては、期間が相当過ぎました方につきましては、現時点で把握はしておりますけど、金額のほうは手元にございませんで、また後刻報告させていただければと思います。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） はい、わかりました。返済については、先ほど言いましたが、それぞれ事情を抱えておられると思いますので、理想は先ほど言いましたように、償還計画ですね、そのとおり返ってくるのが一番いいわけですけど。ただ、これからもそういった長期滞納者とかは、よく連絡といいますか、して、徴収のほうに努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（松本佳久君） お諮りします。質疑の途中ですが、まだ答弁が返ってきておりませんので、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 再開時刻を11時20分といたします。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩以前に引き続き、再開をいたします。

先ほどの岩山正義君の質問に対しては、よろございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ほかに質疑はありませんか。2番谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） それでは、一つだけお尋ねをしたいと思います。

38ページ総務企画費の中で工事請負費と15番ありますけれども、これはどういうことをされるのかお尋ねをしたいと思います。38ページです。600万です。

○総務課長（高田良介君） それではお答えいたします。工事請負費で一応600万計上しておりますけど、住環境の整備としまして、特に2分団の詰所の近辺にトイレ等を一つ考えております。それに又他のところの場所におきましてはまだ未定でございますが、地域の方からの要望には即応えるようなことで考えております。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。この600万は、一つは大王神社周辺、例えば国指定でございますが、観光でこられたときにトイレが不便と。また、各種祭り、行事等をされたときに、議員さんたちもトイレが使われた経過からですね、非常に困窮しているということから、その観光面、地元の健康づくり、そして、先ほ

どお尋ねがありましたように、小中学校の登下校をするときのトイレ、そういったことの工事費と、それから、集落集落で大木がいっぱい今、人家の上に危険な木があると。これをどうしても高齢者時代になりまして、伐採をする力がないと。ですから、そういう要望がたくさんきてます。今回も白岳部落の後ろ、東浦、それから尾崎の椎谷、もういろんなところからきてますから、そういった人的に台風とか集中豪雨のときに危ない所は、もう高齢者ですし、そういったところの住環境整備で、村で災害を含めてやろうという趣旨の事業費でございます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） ありがとうございます。そういうことで危険箇所ですね、集落を見て回りますと住宅のところなんかにもかなり危険な箇所があるかと思えます。早急に調査をいただいて、危険性がある所から先にやっていただきますようお願いして、質問を終わります。

○議長（松本佳久君） それでは、先ほどの質問につきまして、中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それでは、先ほどは失礼しました。現在の書類等が残ってる分で説明させていただきたいと思えます。

まず、昭和41年から奨学金の貸付けが始まっております、うちのほうのペーパーで残ってる分が、平成3年からでございます、その41年から平成2年度までにつきましては、ちょっと書類等が今のところは見つかっておりませんので、省略させていただきますけど、平成3年からですと、利用者の方が156名で、年平均の約8名程度、多いときには十数名、少ないときには5、6名程度の方が申請されてるようでございます。よろしいでしょうか。失礼しました。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第18、議案第20号、平成24年度山江村一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第21号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第19、議案第21号、平成24年度山江村特別会

計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第21号について質疑をいたします。予算書そのものには、全体的にはありませんが、昨日もちょっと申し上げましたけれども、財政的に非常に逼迫してるという状況をかんがみ、再度、村長がですね、この国民健康保険事業の運営について、どのような心構えで進まれるかですね、再度確認をいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。昨日も国民健康保険の状況につきまして、非常に高齢化を迎えていると。そして重病になる人も多いと。医療の高度化によって、非常に昨今の経済情勢厳しい中で、収入が得られないと。このような中で、税金を上げずに基金をずっと15年から取り崩してきましたので、いよいよ24年度から厳しくなってくるということです。

基本的にですね、やはり健全な安定運営、多くの方々が、この国民健康保険に加入されており、やはり、医療というものは、大切に行政として対応準備していかなければならないと。そのような中で、きちんとした財政運営を図る必要がありますから、9月の決算剰余金等がでましたときには、また、議員さんとお話をさせていただきながら、その剰余金を基金として積み立て、そして、5年程度は安心して安定できるような、健康保険の運営を図る必要があるかなというふうに私は感じています。

そういったことから、今後の経済情勢等、非常に農林業を中心として疲弊していますから、なるべく税額を上げることなくできますれば、決算剰余金のあたりを基金のほうに積み立てて、運営させていただければということは今、思っているところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 大変厳しい状況になっておりますので、危うい状況になりますと行政の責任にもなりますし、また、我々のほうにも責任がかぶってくるようになりますので、十分注意をしてお願いをしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。4番、岩山正義君。

○4番（岩山正義君） それでは、国民健康保険事業について、ただいまの中竹議員と若干ダブるところもありますが、2点ほど質問させていただきます。

まず、24年度の国民健康保険事業の予算を見てもみますと、総予算額が4億8,500万円となっております。財政は、さっき一般質問の中でも出てきております

が、財政調整基金が底をついている中、この予算編成にあたっては、大変苦慮されたと推察しております。

23年度予算は、定例会の1日目に採択しておりますが、5億3,039万円となっている現状を見ますと、恐らく、24年度も最終的には、やはり5億3,000万円前後になるのではなかろうかと思っております。

近年の景気低迷による経済状況では、所得の向上による保険税の増加はとうてい見込めないというようなことを感じております。そういった中であっても医療費は増加していくというような現状であります。

その担当課の山江村としての対策としては、各種健康教室や住民健診等による、受診率の向上によります医療費の削減を図られておるところでございますが、なかなか成果が出るまでには、時間を要するような現状であろうと思っております。23年度の予算を見ても、法定外繰入金してありますが、これもやっぱり急場しのぎで、抜本的な対策ではないと思っておりますので、国保税の引き上げも時間の問題ではなかろうかとは、私自身は思っております。

また、そういったことですね、財源確保をですね、先ほど村長が言われました決算の残金といいますか、それを基金に積み立てて利用するといいますか、そういったことも考えておられると思っておりますが、ほかにどういった方法を考えておられるかということをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。岩山議員の財源についてのご質問でございますが、その中で、平成24年度の最終的な予算が、5億3,000万円、本年度と同額程度になろうかというようなご質問もございましたので、それも含めてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、国民健康保険事業運営については、国保制度の構造的な問題もございまして、全国の市町村の国保事業、非常に厳しい運営を強いられている状況でございます。また、本村の国保運営も非常に厳しい状況でございます。国保財政の中で、保険給付費の支出額が、非常に国保運営に大きな影響を及ぼす原因の一つでございますので、そのことについて、まずご説明いたしたいと思っております。

平成23年度の国保事業の補正予算（第3号）で、一般療養給付費につきましては、2億8,738万2,000円といたしております。これは、過去3カ年に比較いたしまして、非常に増加をいたしているところでございます。ちなみに、過去3カ年の一般療養費の決算額においては、平成20年度が2億4,900万円、平成21年度が2億6,700万円、平成22年度が2億3,700万円というようなことで、平成23年度が2億8,700万円というようなことで、非常に23年度増

加しておるところでございます。

この増加の原因を分析いたしましたところ、高度医療受診者の方が非常に多かったということが、大きな要因というようなことで考えております。このようなことからですね、平成23年度は、特異な年度であったのではないかとというようなことで、平成24年度の予算額につきましては、平成22年度等の同じ額の2億8,500万円というようなことで今回計上しているところでございます。

ただしかし、高度医療受診者の増加、あるいは、インフルエンザ等の季節的な疾患の発生によっては、大きくこの額が増加することが考えられます。特に、山江村の小規模自治体においては、それが顕著に現れますので、基金積立額が底をついてる状態では、非常に厳しい予算計上と言わざるを得ないと思っております。

財源につきましては、先ほど村長のほうから答弁をいたしましたとおり、財政調整基金、国民健康保険の財政調整基金の積立について、今後、ご協議お願いをしたいということで考えております。また、当然、国保税等についてもですね、これは引き上げ、据え置き、その点も含めたところで検討をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） 大変厳しい状況でございますが、担当課におかれましては、ぜひ乗り越えてといたしますか、頑張ってくださいと思います。

もう1点ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額がですね、議案21号の一番最初のページにあります。3,000万円と定めてありますが、この3,000万円は、前年度も3,000、最近は動いていないと思いますが、こういった時期でございまして、予算はあるが現金はないというような状態が、年度始めはあると思います。そういったことを考えますと、補助金とか交付金のやっぱり入金、あとになるということが考えられますので、この最高額をもう少し上げるということは、考えておられるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。先ほど申しましたとおり、本年度の歳入歳出は、4億8,500万円というようなことで計上させていただいてるところでございます。そのような中で、歳入、歳出の執行予定等も健康福祉課のほうで試算をいたしておりまして、収入の年月等も含めて試算をいたしておりましてこの金額で大丈夫というようなことで、3,000万円ということで変更は考えておりません。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） 以上で終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第19、議案第21号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第22号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第20、議案第22号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。4番、岩山正義君。

○4番（岩山正義君） それでは、簡易水道事業予算について、質問をさせていただきます。簡易水道は、多分昭和55年、56年だったですか、建設してあります。簡易水道の配管を見てもみますと、一部石綿管を含む今回の工事といいいますか、老朽化した送水管、配水管を国庫補助を利用し、23年度で耐震用の配管布設替えが終了しております、今までも安心な水でしたが、更に、安心・安全な給水がされております。施設管理用の水道施設台帳もその都度作成され、24年度も委託料として計上されております。

つきましては、耐震用配水管の布設替えの延長等ですね、どれくらいのを替えておられるか。また、できれば中央地区の水道施設全体の送水管の延長とか、配水管の延長等の資料がありましたら、お尋ねいたしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、質問についてお答えいたします。まず、補助事業につきましては、平成18年から平成23年、最初の3年間は増補改良ということで、水源地を新規に求めたところの、3年間のそれに併せた配水池の補助事業でありました。それから、21年から23年度につきましては、主に耐震化に向けた水道管の更新ということで行ったわけです。配水管のわかる範囲での延長というこ

とでございますけれども、口径が150ミリから50ミリ以下ということで、こちらで把握してる分で、総計の21年度から23年度しましたところ、約29キロを配水管の改良を行っているところでございます。

以上です。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） わかりました。現在ではですね、水は水道をひねればもう出てくるというような便利なものであります。水はまた1日もなくてはならないものだと思っております。水源確保及び配水等の充実により、安定した給水がなされておりますことを感謝いたしております。これからも管理については、よろしく願いいたしたいと思っております。終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第22号について、質疑をいたします。1点目ですが、繰越金が2,256万4,000円ということに計上されております。合わせて、繰入金は5,000万円の計上がなされているわけですが、平成22年度の決算では、2,500万円ほど残っております。決算ですね、決算後は、23年度も補正後、もう既に可決しておりますが、補正で予備費で2,545万1,000円予備費として残った状況で組んでおられます。思いますのに、毎年2,500万円ほど残るわけですね。なのにどうして5,000万円も繰り入れをしなければならないのか。緊急な場合に備えて2,500万円をとっておくということから、こういう予算の編成になっておるのか。それかもしくは、何らかの制限があつて、この5,000万円を繰り入れしなければならないのかですね、そのへんについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、質問につきましてお答えいたします。中竹議員が言われるように、23年度の補正で可決いただきました予備費2,545万1,000円でございます。その分を24年度の繰越金ということで上げたところでございますけれども、まず、繰入金につきましては水道事業を補助事業で行ってまして、起債の償還、元金利子のほうに充てるということで、主に予算は計上しております。予備費につきましても、23年度の雑入等が多かった分、予備費も金額が多かったわけですが、全体の予算としまして、そういう償還金に充てるということで、繰越金と、それから、繰入金等に充てるという予算を計画したところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 償還金が4,400万円ぐらいですか、ありますので、そのへんを見込んで5,000万円の繰り入れ計上だったろうと思いますが、さて、この地方債の残高が約15億ぐらい残っておりますが、償還はあと34、5年、この単位でいきますと30年以上かかるわけですね。過疎債についてはわかりますが、特別地方債についてですね、後年度、財政需要額に算入されるかどうかお尋ねします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 今後におきましてもですね、各特別会計事業等々につきましては、繰出金が多ございますが、時の事情に応じましたところで対応していきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 総務課長、この特別地方債については、どのように考えているかという質問だと思いますよ。

○総務課長（高田良介君） 失礼しました。簡易水道の13ページですね、特別地方債の件でございますが、これにつきましては、先ほどご指摘ありましたような、各年度の起債の償還等々を考えながら、特に13ページに記載しておりますように、元金償還等に充てるようなことで考えております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 私が聞いたのは、15億ほど残っておりますが、あと何年ぐらいの償還であるのか、一つは。もう一つは、この過疎債についてはちゃんと交付税措置があるんですが、特別地方債については、この簡易水道事業ですね、後年度そういうふうには交付税算入がなされるものであるかなされないものであるか、それを2点だけお尋ねします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 交付税措置というようなことでございますが、特に過疎債で借っておりますので、70%の交付税措置はございます。

○議長（松本佳久君） 簡易水道については。

○総務課長（高田良介君） 簡易水道事業についてもですね、過疎債で借っている関係上、70%の交付税の措置はあります。

〔「期間は」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問についてお答えいたします。地方債の償還の期間ということでございますけれども、先ほど中竹議員が言われたように、15億ほど償還があるわけですが、償還のピークといたしまして、平成33年が主に8,000万円強ということで、そこから年々年々償還金が下降をたどりま

して、平成53年が償還が完了年度ということで、今のところ計画は、推移は動いている状態です。

以上です。

○議長（松本佳久君） 建設課長、特別地方債についての交付税措置についてはいかがですか。

○建設課長（白川俊博君） 特別措置につきましては、50%ほど入ってくる、大体中身については入ってくるかと思えますけれども。

以上で終わります。

○議長（松本佳久君） 総務課長は、訂正したほうがよくはないですか。高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 失礼いたしました。さっき申しました過疎債のほうは70でございますが、特別地方債につきましては50%でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 平成53年度で終了するということではありますが、できるだけ節約に努められて、繰り入れを少なくし、そして、できるだけ償還を早く終わるように努力をしていただきたいと思えます。終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第20、議案第22号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第23号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第21、議案第23号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第21、議案第23号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第24号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第22、議案第24号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第24号について、質疑をいたします。先刻、介護保険料の改定については、可決をしたところでありますが、今回の地域密着型の介護サービスが始まるわけですが、本村で今、委託をしております地域密着型の介護サービス給付費ですね、計上されておりますのは5,150万円ありますが、これぐらいの金額は、向こう1年間で変わるだろうという予測だろうと思うんですが、若干中身についてですね、どれぐらいの積算でされてるのか、お尋ねします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、お答えをいたします。地域密着型介護サービス給付費といたしまして、5,150万円計上いたしております。内容につきましては、特養とグループホーム、これにつきましては、一月の平均25万円程度の8人の利用者、その1年分ということで2,400万円、それから、小規模多機能型については、250万円の十一月の2,750万円、合わせて5,150万円というようなことで計上いたしているところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 今回、山江につくりますよね、その分について増加がいくらか見込まれますか。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。小規模多機能というようなことで、先ほど一月250万円のこれは十一月ということ、5月からの開設というようなことで、十一月ということで2,750万円ということで計上いたしているところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 2,750万円、今までよりも多くなるわけですね。今ま

での経費よりもですね。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） おおむねそのように試算をいたしております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） その2,750万円がですね、今回、その保険料にいくら実際跳ね返るかわかりますか。もう概算数で結構です。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。保険料について、今ちょっと計算がこの場でできませんので、ちょっと時間をいただければ計算させていただきます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 一応村内にできるわけですので、村内の方も十分優先的に使うこととなりますので、どれくらいかかるのか、そして、保険料にどれくらい跳ね返るのか、このへんは、やっぱり住民の方も知っておかれたほうがいいというふうには私は思いますので、できればそのへんもですね、きちっとした裏付けを持っておいていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第22、議案第24号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第25号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第23、議案第25号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第23、議案第25号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第26号 平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第24、議案第26号、平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第26号、1点だけお尋ねをしたいと思います。ページは8ページ、一般管理費の中にですね、委託料889万3,000円が計上されております。説明では、派遣会社に業務を委託をするというように伺っておりますが、これは間違いない方向でしょうか。

○議長（松本佳久君） 豊永産業情報課長。

○産業情報課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。この委託料につきましては、ケーブルスタッフ3名分、3名分の委託ということで、これにつきましては、労働者派遣法により、派遣社員としてセンターで働いてもらうということで、この派遣法の26業務の中に入るということで、3名を予定しているということでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） そういうふうに予定をされておるといことでありますが、これは3人ということですが、もともとマロンテレビに所属していたわけですね。そうでしょう。マロンテレビと契約をして、今までは雇用されてたということに間違いありませんか。

○議長（松本佳久君） 豊永産業情報課長。

○産業情報課長（豊永知満君） お答えいたします。議員言われるとおり、この3名につきましては、マロンテレビとの業務委託、委託契約ということで、これにつきましては、ふるさと雇用のこの事業を利用いたしまして、マロンテレビと委託契約をして、収録、編集までをお願いしているということでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 業務遂行上ですね、やむを得なかった措置だろうとは推察す

るわけですが、3人についてですね、派遣会社にするという方向が決まっておれば、まずは、そのマロンテレビの局長に相談するとか、3人にですね、その派遣会社に行きますよという承諾はとってありますか。

といますのはですね、このマロンテレビが法人ではないにしてもですね、やっぱり、その局長に何らかのコンタクトをとって、こういうふうなことをしますと。そして、この3人についても事前に承諾をとると。でないとこれは職業の選択ですからね、大事なことだろうと思います。もしも、私は行きたくないのに勝手にさせられたというようなことを起訴でもされたら大変なことになりますので、そのへんについて承諾はとってあるわけですか、事前に。

○議長（松本佳久君） 豊永産業情報課長。

○産業情報課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。3人の承諾をとってあるかということでございますが、承諾のほうは、今のところはとってないということでございますが、ただ、この議会終了後、こういう方向にいきます。派遣のほうにいきますということは、3名の方には伝えてあります。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 決まる前にですね、やっぱり承諾をするというのはなかなか難しい面あるかと思いますが、しかし、内諾ぐらいはとっておかれて、事前の所属であったマロンテレビの局長あたりには、きちっとそのへんの説明は、事前にあつてしかるべきというふうに思います。

これはケーブルテレビだけじゃなくてね、派遣の職員の方についてもですね、代わるたびにやっぱり事前のそういうふうな承諾は、必要だというふうに私は思います。丁寧な説明をされて、ぜひ3人とも派遣会社に行っていただくように、極力お願いをされたほうがいいのかというふうに思います。じゃないと、私は行かないとなりますと、また違う人を見つけなければならないということになりますので、業務が停滞すると困りますので、そのへんの配慮をぜひお願いしたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第24、議案第26号 平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第27号 平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第25、議案第27号、平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第25、議案第27号、平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議員派遣の件

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第119条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第27 閉会中の継続審査申出書

（議会運営委員会）（議会活動調査検討特別委員会）

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第27、閉会中の継続審査申出書が議会運営委員会より提出されております。

この閉会中の審査申出書は、次期議会運営に関する事項を閉会中も継続して審査するものであります。

よって、この申出書のとおり継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

次に、日程第27、閉会中の継続審査申出書が議会活動調査検討特別委員会より提出されております。

この閉会中の審査申出書は、調査中の事件について閉会中も継続して調査するものであります。

よって、この申出書のとおり継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

先ほどの説明がまいったようでありますので、山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、先ほどの小規模多機能型の開設によります、これは保険料ベースでお答えをさせていただきます。今回、保険料が平均の4,450円月額から4,900円に改定をいたしますけども、この中で、小規模多機能の開設に伴う保険料のアップにつきましては、月額の27円ということになります。

以上で説明を終わります。

○議長（松本佳久君） 説明が終わりました。

次に、お諮りします。お手元に配付しております骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書の決議についてを日程に追加し、追加日程第1、陳情第1号として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書の決議についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 陳情第1号 骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書の決議について

○議長（松本佳久君） それでは、追加日程第1、陳情第1号、骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書の決議についてを議題とします。

本案は、昨年、障害者制度改革推進会議のもとに設けられた総合福祉部会におい

て取りまとめられた、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を、最大尊重する障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書提出をお願いしたいという陳情書でございます。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、追加日程第1、陳情第1号、骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書の決議については、原案のとおり採択し、意見書を提出することに決定しました。

ここで、お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程は終了いたしました。本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。平成24年第1回山江村議会定例会をこれで閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後0時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員